

八潮市地域防災計画

【震災対策編】

令和6年2月

八潮市防災会議

【震災対策編 目次】

第1部 総則

第1節 計画の目的	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成と内容	1
2.1 計画の構成	1
2.2 計画の内容	2
2.3 他の計画との関係	3
第3 計画の策定・運用	3
3.1 計画の策定	3
3.2 平時の運用	4
3.3 発災時の運用	4
3.4 計画の修正	4
3.5 計画の周知	4
第4 計画の基本方針(防災ビジョン)	5
4.1 八潮市総合計画	5
4.2 計画の基本方針	6
第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定	7
第1 地形地質条件	7
第2 人口等の推移【市民課】	8
第3 地震災害の履歴	9
第4 対象災害の想定	11
4.1 概要	11
4.2 想定地震	11
第5 被害想定	15
5.1 本市の被害想定	15
第3節 防災関係機関の業務の大綱	17
第1 市	17
第2 消防	17
第3 県	18
第4 指定地方行政機関	19
第5 自衛隊	21
第6 指定公共機関及び指定地方公共機関	22
6.1 指定公共機関	22
6.2 指定地方公共機関	24
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	24
第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割	26
第1 市民の基本的役割	26
1.1 平時から実施する事項	26
1.2 災害発生時に実施する事項	27
第2 自主防災組織の基本的責務	27
2.1 平時から実施する事項	27
2.2 災害発生時に実施する事項	28
第3 事業所等の基本的役割	29
3.1 平時から実施する事項	29
3.2 災害発生時に実施する事項	29

第2部 震災予防計画

第1節 防災体制整備計画	30
第1 職員動員体制の整備	31
1.1 職員の初動体制の整備【各班】	31
1.2 職員動員体制の整備【各班】	31
1.3 業務継続計画	32

1.4	防災に従事する職員等に対する教育【統括班】	33
1.5	防災対応マニュアルの作成【各班】	33
第2	防災拠点の整備	34
2.1	防災拠点の区分【統括班、各班】	34
2.2	防災拠点施設の整備【統括班、財政班、各班】	36
2.3	緊急輸送ネットワークの整備【統括班、道路班、施設管理者】	38
第3	応援協力・受入体制の整備	40
3.1	他市区町村との相互応援協力【統括班、各班】	40
3.2	防災関係機関との協力【統括班】	41
3.3	公共的団体等との協力【各班】	41
3.4	事業者との協力【全班】	42
3.5	ボランティア等との協力【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】	43
3.6	応援受入体制の整備【統括班、人事班、財政班、避難所班、帰宅困難者支援班、各班】	44
第4	地震に関する調査・研究	45
4.1	基礎的調査研究【統括班】	45
4.2	震災対策に関する調査又は点検【各班】	45
4.3	防災研究成果の活用【各班】	45
第2節	災害情報体制の整備	46
第1	情報体制の整備	47
1.1	情報通信体制の整備【統括班】	47
1.2	情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の整備【統括班、情報班】	50
第2	広報体制の整備	52
2.1	広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】	52
第3節	防災都市づくり計画	53
第1	地盤災害の予防	54
1.1	地盤の液化化対策【道路班、施設管理者】	54
1.2	地盤沈下対策【道路班、環境衛生班】	55
1.3	宅地造成地の安全対策【道路班、応急危険度判定班】	56
第2	災害に強いまちづくり	57
2.1	耐震化と安全対策の推進【道路班、応急危険度判定班】	57
2.2	不燃化等の促進【道路班】	58
2.3	オープンスペース等の確保【道路班】	58
2.4	土地情報の整備【統括班、財政班、道路班】	60
2.5	防災活動のための公共用地の有効活用【統括班、道路班】	61
2.6	防災都市づくり【統括班、道路班】	61
第4節	ライフライン等の確保	63
第1	ライフラインの確保	64
1.1	上水道施設の震災予防対策【応急給水班】	64
1.2	廃棄物処理施設の震災予防対策【環境衛生班】	64
1.3	下水道施設の震災予防対策【道路班】	64
1.4	ライフライン施設の優先復旧順位【道路班、ライフライン事業者】	65
第5節	地震火災等の防止	66
第1	地震火災等の防止	67
1.1	出火の防止【草加八潮消防組合】	67
1.2	初期消火体制の充実強化【統括班、草加八潮消防組合】	67
1.3	施設の安全化【草加八潮消防組合】	67
1.4	地域消防力の充実【草加八潮消防組合】	68
1.5	消防力の充実強化【草加八潮消防組合、統括班、道路班、八潮市消防団】	68
第6節	避難予防対策	70
第1	避難活動体制の整備	71
1.1	避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】	71
1.2	指定避難所等の指定【統括班、物資班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】	71
1.3	避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】	73
1.4	避難所運営体制の整備【避難所班、施設管理者】	75
1.5	市民への周知【統括班】	75
1.6	防災上重要な施設の避難計画【避難所班、学校長、施設管理者】	76

第2 救出活動体制の整備	77
2.1 救出活動体制の整備【統括班、医療対策班、草加八潮消防組合】.....	77
第3 帰宅困難者対策	
3.1 基本方針.....	78
3.2 帰宅困難者への対策【統括班、帰宅困難者支援班、避難所班、施設管理者】.....	79
第4 安否情報の提供体制【統括班】	81
第7節 物資及び資機材等の備蓄、調達	82
第1 応急給水体制の整備	83
1.1 基本方針.....	83
1.2 応急給水計画【応急給水班】.....	83
第2 食料の備蓄並びに調達体制の整備	85
2.1 基本方針.....	85
2.2 食料の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】.....	85
第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	87
3.1 基本方針.....	87
3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】.....	88
第4 物資の受入・管理・輸送体制の整備	89
4.1 物資の受入・管理体制【統括班、物資班】.....	89
4.2 物資の輸送体制【統括班、物資班】.....	89
4.3 物資調達・輸送調整等支援システム【統括班、物資班】.....	89
第5 防災用資機材の備蓄体制の整備	90
5.1 基本方針【統括班】.....	90
5.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】.....	90
第6 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	91
6.1 基本方針.....	91
6.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制【医療対策班】.....	91
第7 石油類燃料の調達・確保【財政班】	92
第8節 医療体制等の確立	93
第1 医療支援(助産)体制の整備	94
1.1 基本方針【医療対策班】.....	94
1.2 初期医療体制の整備【医療対策班】.....	94
1.3 搬送体制の整備【医療対策班、草加八潮消防組合】.....	94
1.4 臨時の医療施設の開設【医療対策班、草加八潮消防組合】.....	95
第2 遺体の埋・火葬体制の整備	96
2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療対策班、統括班】.....	96
2.2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保【医療対策班、統括班】.....	96
2.3 臨時の埋・火葬【医療対策班】.....	96
第3 防疫・環境衛生体制の整備	97
3.1 防疫体制の整備【環境衛生班】.....	97
3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、環境衛生班】.....	97
3.3 臨時の廃棄物処理【環境衛生班】.....	99
第9節 その他市民の生活安定に係る体制整備 100	
第1 住宅確保体制の整備	101
1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【道路班、応急危険度判定班、判定士有資格者】.....	101
1.2 建設型応急住宅建設体制の整備【道路班、営繕業務経験者、公営住宅業務経験者】.....	101
1.3 地震保険の活用【道路班】.....	102
第2 学校の災害対策	103
2.1 市の行う災害対策【避難所班】.....	103
2.2 学校長の行う災害対策【学校長】.....	103
第3 動物愛護	104
3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【環境衛生班、草加保健所】.....	105
第4 罹災証明書の発行体制の整備	105
4.1 被害認定調査の実施体制の整備【被害認定調査班】.....	105
4.2 罹災証明書発行の実施体制の整備【被害認定調査班】.....	105
4.3 罹災証明書の発行に係るシステム導入検討【被害認定調査班】.....	105
4.4 被災者台帳の作成検討【被害認定調査班】.....	105
第10節 市民の災害対応力の向上	106

第1 防災意識の高揚	107
1.1 防災教育計画【統括班、要配慮者支援班、帰宅困難者支援班、避難所班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会】.....	107
1.2 防災知識普及計画【統括班】.....	109
1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】.....	109
1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】.....	110
1.5 訓練後の検証【各班、防災関係機関等】.....	112
1.6 適切な避難行動に関する普及啓発【統括班】.....	112
第2 自主防災組織の整備	113
2.1 自主防災組織の活動【統括班、自主防災組織】.....	113
2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】.....	113
2.3 事業所等の自主防災体制の強化【統括班】.....	114
第3 要配慮者安全確保計画	115
3.1 基本方針【要配慮者支援班】.....	115
3.2 社会福祉施設等入所者の対策【要配慮者支援班、施設管理者】.....	116
3.3 避難行動要支援者の対策【要配慮者支援班、避難所班、統括班】.....	118
3.4 外国人の対策【要配慮者支援班、統括班】.....	122
第4 自主防犯組織の育成及び強化	123
第5 地区防災計画の作成	123
5.1 市民等による地区防災計画の作成【市民、自主防災組織、事業所等】.....	123
5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】.....	123
5.3 地区防災計画.....	123

第3部 震災応急対策計画

第1節 活動体制	124
第1 活動体制	125
1.1 市の活動体制及び動員計画【各班】.....	125
第2 災害対策本部の設置・運営	129
2.1 災害対策本部の設置【統括班、財政班】.....	129
2.2 災害対策本部の運営【各班】.....	130
第3 災害救助法の適用	132
3.1 災害救助法の適用基準.....	131
3.2 災害救助法の適用手続【統括班】.....	133
3.3 救助の種類と実施者.....	134
第2節 広域応援要請計画	135
第1 他市区町村等への要請	136
1.1 相互応援協定の締結状況.....	136
1.2 要請手続【統括班】.....	136
第2 埼玉県等への応援要請	137
2.1 県又は指定地方行政機関等への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】.....	137
2.2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請.....	137
2.3 緊急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請.....	138
第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請	140
3.1 要請方法【統括班】.....	140
第4 自衛隊への災害派遣要請	141
4.1 要請方法【統括班】.....	141
4.2 災害派遣要請の範囲.....	141
第5 応援の受入れ	143
5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班、人事班】.....	143
5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班、財政班】.....	143
第6 広域応援の実施	145
6.1 後方応援本部の活動支援【統括班】.....	145
6.2 広域避難の支援【避難所班、統括班、環境衛生班】.....	145
6.3 広域復旧復興支援の実施【統括班】.....	145
6.4 遺体の火葬支援【帰宅困難者支援班】.....	145
6.5 仮設工場・作業場の幹旋【物資班】.....	145
第3節 災害情報通信計画	146

第1 災害情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の確立	147
1.1 総合的連絡網及び通信手段【統括班、情報班、広報班】	147
1.2 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、道路班、要配慮者支援班】	150
1.3 情報の加工・分析	151
1.4 被害調査の報告【統括班、情報班】	152
1.5 情報総括責任者の選任【情報班】	154
第2 地震情報の受領・伝達	155
2.1 地震情報の受領・伝達【統括班、広報班】	155
2.2 異常な現象発見時の対応【統括班】	156
第4節 市民への広報・広聴	157
第1 広報活動	158
1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】	158
1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】	159
第2 広聴活動	161
2.1 災害相談窓口の設置【広報班、帰宅困難者支援班、避難所班】	161
2.2 被災者に対する広聴の実施【広報班、避難所班】	162
第5節 消防活動	163
第1 消防活動	164
1.1 震災時の活動方針の確認【草加八潮消防組合】	164
1.2 草加八潮消防組合による消防活動【統括班、草加八潮消防組合】	165
1.3 消防団による消防活動【消防団】	166
1.4 応援要請【統括班、草加八潮消防組合】	166
第6節 二次災害防止活動	168
第1 建物倒壊等による二次災害の防止	169
1.1 建物倒壊等による二次災害の防止【財政班、応急危険度判定班、広報班、草加八潮消防組合、施設管理者、判定士有資格者、営繕業務経験者】	169
第2 水防活動	172
2.1 水防体制の確立【道路班】	172
2.2 水防活動の内容	172
第7節 警備・交通・輸送計画	174
第1 災害警備計画	175
1.1 警備体制の確立【統括班】	175
第2 交通規制計画	176
2.1 交通規制計画【統括班、道路班、広報班、道路管理者】	176
第3 交通応急対策計画	178
3.1 応急対策【道路班、広報班】	178
第4 緊急輸送計画	180
4.1 輸送力の確保【財政班、統括班】	180
4.2 被災者及び物資の輸送方法【物資班、道路班】	181
4.3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設【道路班】	182
第8節 避難計画	183
第1 避難情報	184
1.1 避難情報【統括班、広報班、草加八潮消防組合】	184
第2 避難誘導	188
2.1 避難誘導の方法【避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】	188
第3 指定避難所の開設・運営	189
3.1 指定避難所の開設【避難所班、要配慮者支援班、応急危険度判定班、施設管理者】	189
3.2 指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】	191
第4 帰宅困難者対策	196
4.1 帰宅困難者対策【広報班、帰宅困難者支援班】	196
第5 広域避難	199
5.1 広域避難のための避難支援【統括班】	199
5.2 広域避難のための指定避難所の提供【統括班】	199

第6 広域一時滞在	199
6.1 広域一時滞在のための避難支援【統括班】	199
6.2 広域一時滞在のための指定避難所の提供【統括班】	199
第9節 救助・医療救護計画	200
第1 救急救助・医療救護活動	201
1.1 救急救助活動【医療対策班、草加八潮消防組合】	201
1.2 医療救護【医療対策班、統括班、草加保健所】	202
1.3 傷病者の搬送【医療対策班、道路班、草加八潮消防組合】	203
第2 要配慮者の安全確保	205
2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、要配慮者支援班、施設管理者】	205
2.2 要配慮者の安全確保【避難所班、要配慮者支援班、道路班、帰宅困難者支援班】	206
2.3 外国人の安全確保【統括班、帰宅困難者支援班、広報班、要配慮者支援班】	207
2.4 要配慮者に対する医療活動【医療対策班、要配慮者支援班】	208
第3 行方不明者・遺体の捜索、処理等	209
3.1 行方不明者・遺体の捜索【帰宅困難者支援班、広報班、情報班、草加八潮消防組合】	209
3.2 遺体の収容処理【医療対策班】	210
第10節 生活支援計画	211
第1 給水体制の確立	212
1.1 給水体制の確立【応急給水班】	212
1.2 給水方針【応急給水班、広報班】	213
1.3 給水の実施【応急給水班】	213
1.4 給水施設の応急復旧【応急給水班】	213
1.5 災害救助法が適用された場合の費用等	213
第2 食料供給体制の確立	214
2.1 食料の確保【物資班、統括班】	214
2.2 食料の供給【物資班、避難所班】	215
2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】	216
2.4 災害救助法が適用された場合の費用等	216
第3 生活必需品供給体制の確立	217
3.1 生活必需品の確保【物資班、統括班】	217
3.2 生活必需品の供給【避難所班】	218
3.3 生活必需品の配給【避難所班】	218
3.4 災害救助法が適用された場合の費用等	218
第4 応急住宅対策	219
4.1 応急仮設住宅の設営【道路班、公営住宅業務経験者】	219
4.2 既存住宅の活用【道路班】	220
4.3 一般被災住宅の応急修理【道路班、営繕業務経験者】	220
4.4 災害救助法が適用された場合の費用等	222
4.5 住宅関係障害物の除去【道路班、統括班】	222
第5 教育対策	223
5.1 応急教育【避難所班、道路班、施設管理者、学校長】	223
5.2 被災児童・生徒への支援【避難所班】	225
5.3 応急保育【要配慮者支援班、物資班、保育所長】	225
5.4 文化財の保護【文化財保護課】	226
第11節 環境衛生計画	227
第1 廃棄物処理計画	228
1.1 ごみ処理【環境衛生班】	228
1.2 し尿処理【環境衛生班】	229
1.3 がれき処理【環境衛生班】	230
第2 防疫・保健・食品衛生活動	232
2.1 防疫・保健衛生活動【環境衛生班、医療対策班、統括班、草加保健所】	232
2.2 食品衛生活動【医療対策班、草加保健所】	233
第3 動物愛護	234
3.1 活動内容【環境衛生班、草加保健所】	234
第12節 要員確保計画	235
第1 労務供給計画	236
1.1 労務供給計画の実施【人事班】	236

第2 自主防災組織との協力	237
2.1 自主防災組織との協力【統括班】.....	237
第3 ボランティア受入れ体制の確保	238
3.1 ボランティアの受入れ【ボランティア支援班、広報班、市社会福祉協議会】.....	238
3.2 ボランティア活動期間.....	239
3.3 ボランティア活動の支援【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】.....	239
第13節 ライフライン施設の応急対策	240
第1 上水道応急対策	241
1.1 災害時の活動体制【応急給水班】.....	241
1.2 応急復旧対策【応急給水班】.....	241
1.3 災害時の広報【広報班、応急給水班】.....	242
第2 下水道応急対策	243
2.1 災害時の活動体制【道路班】.....	243
2.2 応急復旧対策【道路班】.....	243
2.3 災害時の広報【広報班、道路班】.....	243
第3 ライフライン事業者との協力体制の確立	244
3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】.....	244
3.2 東京電力パワーグリッド(株)川口支社の防災計画.....	245
3.3 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)の防災計画.....	246
3.4 東日本電信電話(株)埼玉事業部の防災計画.....	250
3.5 首都圏新都市鉄道(株)(つくばエクスプレス)の防災計画.....	251

第4部 震災復旧・復興計画

第1節 震災復旧・復興対策計画	256
第1 迅速な災害復旧	257
1.1 災害復旧事業計画の作成【市有施設所管課】.....	257
1.2 災害復旧事業に伴う財政援助【市有施設所管課】.....	258
1.3 災害復旧事業の実施【市有施設所管課】.....	258
第2 計画的な災害復興	259
2.1 復興プラン等の策定【統括班】.....	259
2.2 震災復興対策本部の設置【統括班、道路班】.....	259
2.3 震災復興計画の策定【道路班】.....	259
2.4 震災復興事業の実施【道路班、応急危険度判定班】.....	259
第2節 市民生活安定のための措置	261
第1 被災者へのメンタルケア	262
1.1 メンタルケア対策【医療対策班】.....	262
1.2 職員のメンタルケア【人事班、医療対策班】.....	263
第2 被災者の生活確保	264
2.1 生活福祉資金の貸付【社会福祉課、広報班】.....	264
2.2 住宅復興資金の貸付【道路班】.....	264
2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付【社会福祉課】.....	264
2.4 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】.....	265
2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【社会福祉課】.....	265
2.5 税等の徴収猶予及び減免【納税課、国保年金課】.....	266
2.6 生活保護【社会福祉課】.....	267
2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)草加支店】.....	267
2.8 義援金、義援物資の受入・配分【総務班、財政班、広報班、物資班、要配慮者支援班、統括班、会計課】.....	268
2.9 罹災証明書の発行【被害認定調査班】.....	269
2.10 遺体の埋・火葬【医療対策班】.....	271
2.11 災害救助法が適用された場合の費用等.....	272
第3 農業、中小企業関係者等への支援	273
3.1 被災農業関係者への融資等【都市農業課】.....	273
3.2 被災中小企業への融資【商工観光課】.....	273
第3節 激甚災害の指定	274
第1 激甚災害の指定手続	275
1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】.....	275
1.2 激甚災害に関する報告【統括班】.....	275

1.3 激甚災害指定基準【統括班】	276
1.4 激甚災害に関する調査【統括班】	276
第2 激甚災害に係る財政援助措置	277
2.1 財政支援措置の対象【財政班】	277
2.2 特別財政援助額の交付手続等【財政班】	278

第5部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

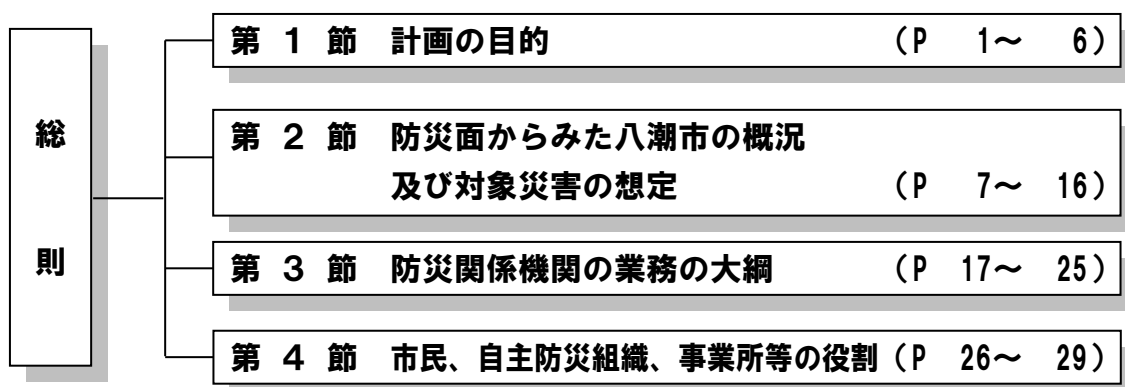
第1節 計画の趣旨	279
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	280
1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	281
1.2 市民、企業等への呼びかけ	282
第3節 地震発生後の対応	283

第6部 北海道・三陸沖後発地震に伴う対応措置計画

第1節 計画の趣旨	285
第2節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応	286
1.1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の関係機関への伝達	286
1.2 市民、企業等への呼びかけ	286
第3節 地震発生後の対応	288

第1部 総則

総則の構成



第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、八潮市防災基本条例(平成24年条例第27号)第3条の基本理念を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき八潮市防災会議が、八潮市にかかる防災に関し市、防災関係機関、市民、事業者等が対応すべき事務又は業務、役割について策定した総合的かつ基本的な計画である。

これを効果的に活用し、市、防災関係機関、市民、事業者等が災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災活動を迅速かつ効率的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料 1.1 八潮市防災会議条例
資料 1.3 八潮市防災基本条例
資料 2.13 防災会議の組織

第2 計画の構成と内容

2.1 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、計画の主要構成は、以下のとおりである。

1 震災対策編

熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画及び南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画を定める。

2 風水害対策編

風水害等を前提として、被害を最小限にとどめる最も効果的な防災対策の確立を図るため、風水害予防計画、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画を定める。

3 大規模火災・事故災害対策編

本市において発生が懸念される災害のうち、「震災対策」や「風水害対策」の準用では対応できないと考えられる大規模火災や放射性物質、毒・劇物等による事故災害へ対応するための対策計画を定める。

4 複合災害対策編

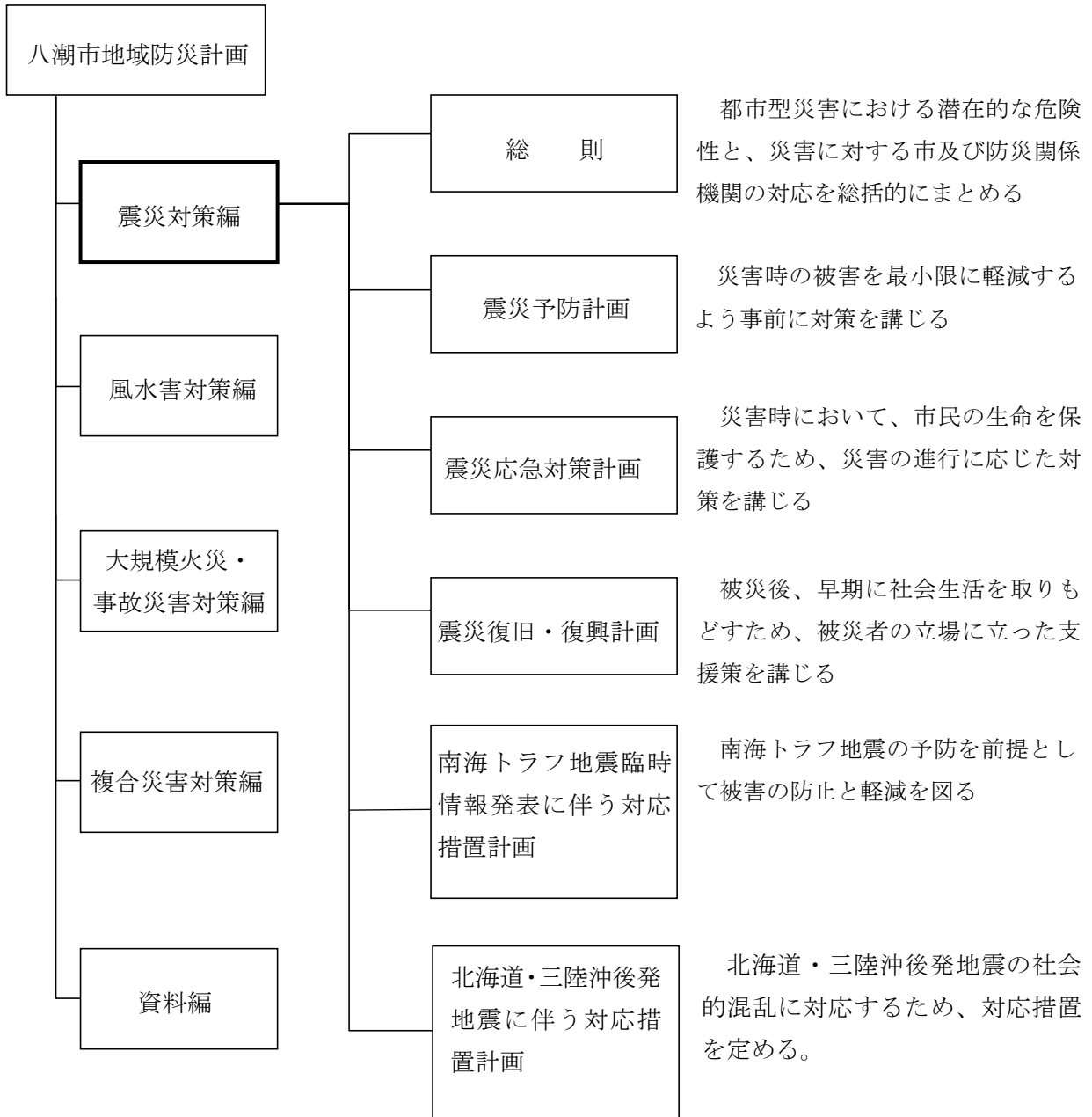
熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。

5 資料編

「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」・「複合災害対策編」に関する資料を「資料編」として編さんする。

2.2 計画の内容

この震災対策編は、「総則」「震災予防計画」「震災応急対策計画」「震災復旧・復興計画」及び「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」の5部から成る。

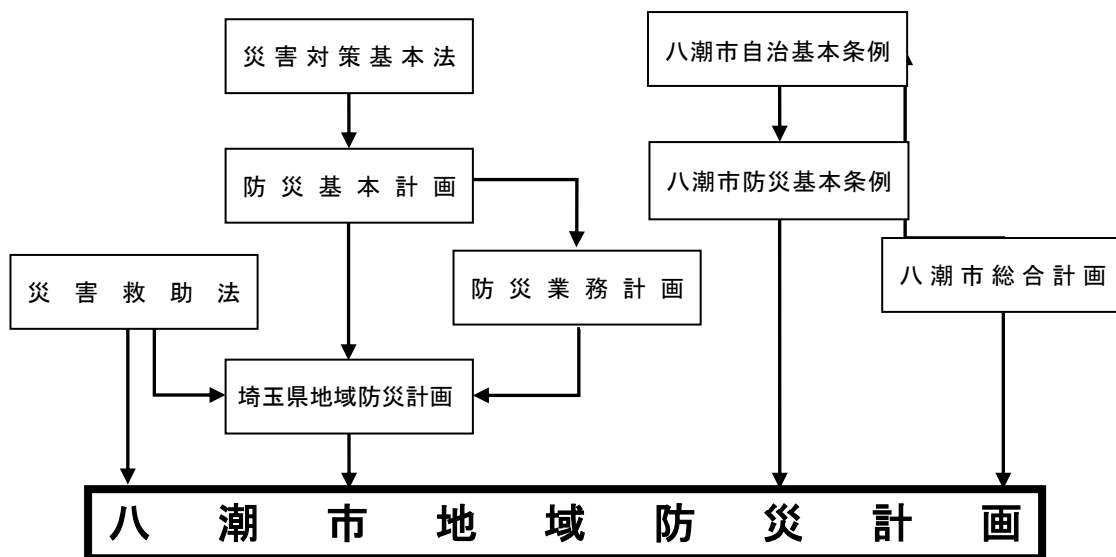


2.3 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画を基準として策定するものであり、市域の災害対策に関する総合的な性格を有する計画である。

また、この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第13条第1項に基づき、市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括する総合的計画である。

計画の策定に当たっては、八潮市防災基本条例第3条の基本理念を反映させるよう努めるものとする。

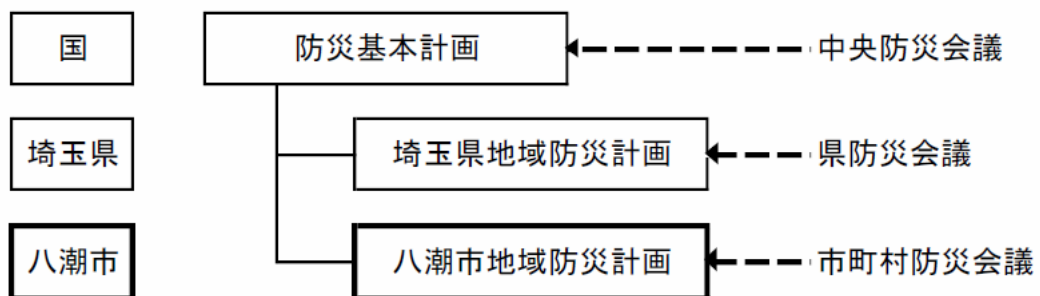


資料 1.3 八潮市防災基本条例

第3 計画の策定・運用

3.1 計画の策定

災害対策基本法に基づき、市は、八潮市防災会議を設置し、八潮市地域防災計画を策定する。また、八潮市防災会議は、地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は、以下のとおりである。



資料 2.13 防災会議の組織

3.2 平時の運用

1 震災予防計画に基づいた事務の遂行

各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が本計画の基本方針(防災ビジョン)(P.5)及び震災予防計画に合致しているか、又は反していないかを企画担当課と連携しながら確認し、問題がある場合は、当該施策・事業について再度検討する。

2 震災応急対策計画及び震災復旧・復興計画の習熟及びマニュアル等の整備

発災時、各班は被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。また、防災活動は、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、各担当班・職員が担当する計画への習熟度によって左右されることになる。

そのため、職員は、関係する計画箇所について、日頃から習熟しておくとともに、計画に基づくマニュアルの作成及び点検、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証、点検や訓練から得られた事項や教訓等の反映を実施する。

3 協定締結の推進

災害時には、食料、生活必需品、応急対策資器材等の供給をはじめ、多くの分野で民間から物的又は人的な支援を得ることになるため、各班は、率先して事業者や事業者団体と災害時の応援協定を締結する。また、平時から協定事業者等と連携体制を整備する。

3.3 発災時の運用

発災時には、関係機関と連携しながら震災応急対策計画、震災復旧・復興計画、さらにはマニュアル等を活用し、積極的に被害を最小限にとどめるよう努める。

3.4 計画の修正

八潮市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要な修正を行う。

3.5 計画の周知

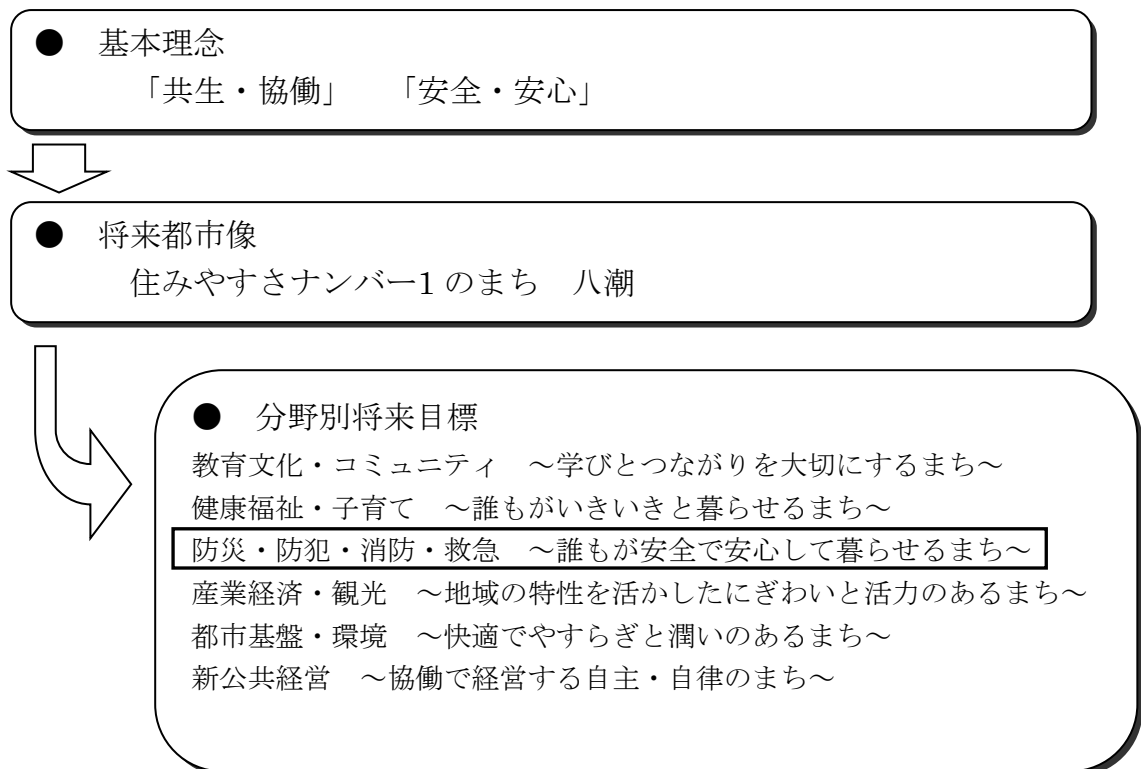
この計画を市の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する重要な施設管理者に周知するとともに、市民に対しても、関連する事項について周知し、防災対策を推進する。

第4 計画の基本方針(防災ビジョン)

4.1 八潮市総合計画

市は、平成28年3月に平成37年度を目標年次とした、第5次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。

第5次八潮市総合計画基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。



分野別将来目標の「防災・防犯・消防・救急」の中では、“災害に強いまちづくり”を目標に次の施策を定めている。

災害に強いまちづくり

(1) 地域防災計画の推進

「八潮市地域防災計画」に基づき、平時から災害に対する備えの充実に努める。また、災害に強いまちづくりを推進するため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化し、防災体制の充実に努める。

(2) 地域防災力の強化

防災訓練や防災に関する研修を通じて、市民の防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成及び活動支援を行い、地域防災力の強化に努める。また、災害発生時における正確な情報の把握と迅速な情報の提供を行うため、情報伝達手段を整備するとともに、自主防災組織等との情報連絡体制の構築に努める。

(3) 避難行動要支援者対策の推進

高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人の同意を得て町会・自治会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ情報を提供する。また、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難支援等関係者と連携し、支援体制の充実に努める。

4.2 計画の基本方針

第5次八潮市総合計画に示された将来都市像等を踏まえ、八潮市地域防災計画の基本方針を以下に設定する。

【基本方針1】

市民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限にとどめることはもちろん、高齢者や障がい者等の要配慮者の方たちも安心して暮らすことができる、安全・安心なまちづくりを推進する。

【基本方針2】

自分自身や家族の安全を守る「自助」、身近な地域コミュニティ等で互いに助け合う「共助」、市民の安全を確保する「公助」が相互に協力・連携し、市民、事業者、市等が一体となることにより地域防災力の強化を図るとともに、防災活動が円滑に機能する体制づくりを推進する。

【基本方針3】

防災対策については、被災者の視点を取り入れることが重要であり、特に、女性や高齢者、障がい者、子ども等に対しては、きめ細かい配慮が必要となることから、防災に関する方針・施策の決定過程や災害の現場等へ女性の参画を図り、男女双方の視点を取り入れることにより、多様な主体の意見を反映した防災対策を推進する。

第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定

第1 地形地質条件

市は、埼玉県の東南部に位置し、北緯 35 度 49 分、東経 139 度 50 分、面積は 18.02 km²の広さを有しており、都心からの距離は、約 15 km である。

また、北足立台地と野田台地に挟まれた沖積平野である中川低地に位置しており、わずかに北高、南低となっているものの、海拔 3m の平坦な地形をしている。

土質は、全般的に第 4 紀層沖積地帯で、わずかな砂質壤土が混ざる粘質壤土地帯であり、地震の影響を受けやすく、液状化が発生しやすい状況にある。

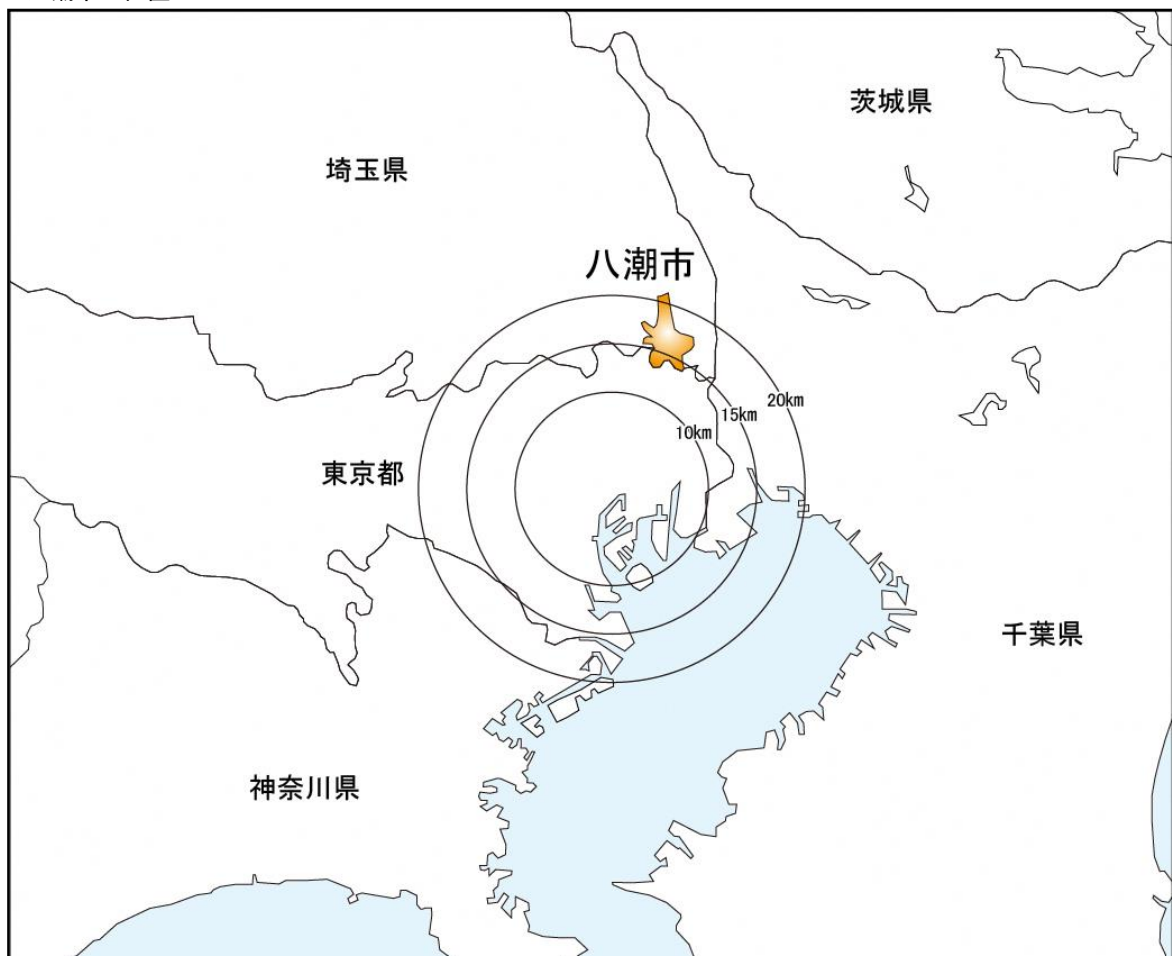
河川は、東に中川、西に綾瀬川、南に圀川・大場川の一級河川が流れており、三方を河川に囲まれている。また、市域のほぼ中央部には、南北に葛西用水、八条用水が流れている。

交通は、市域の北部に東京外かく環状道路、南部に首都高速道路三郷線及びつくばエクスプレスが、東西に通っている。

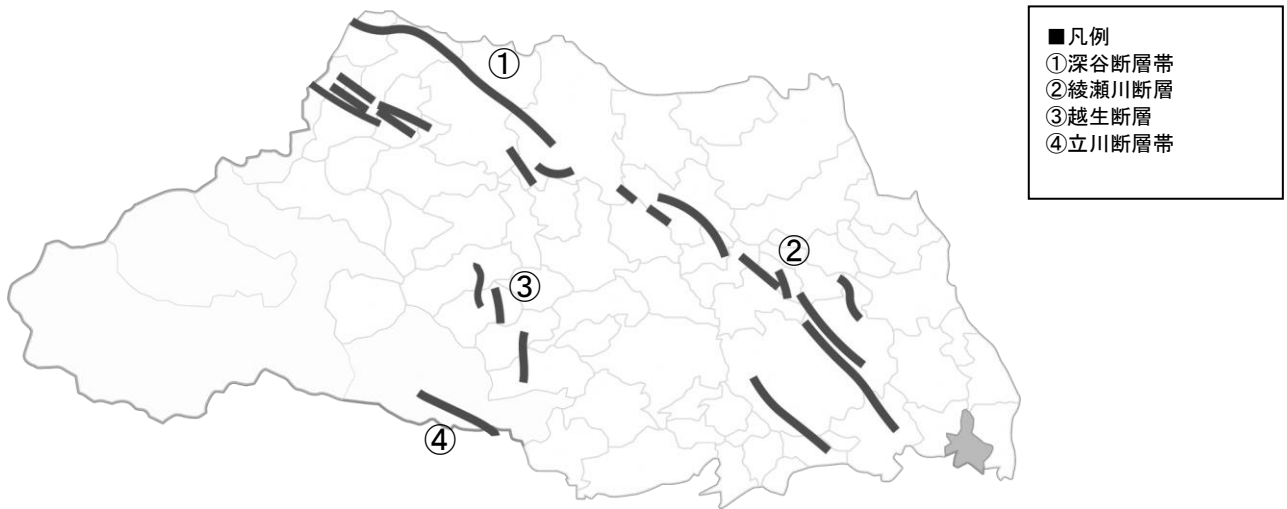
気象は、概ね温暖で平均気温 16 度、平均風速 3m 以下である。

直接、市域にかかる断層はないが、市の北西に活断層である綾瀬川断層が確認されている。

□八潮市の位置



□埼玉県の断層位置図



第2 人口等の推移【市民課】

市の人口は92,339人、世帯数は45,117世帯(令和5年1月1日現在)となっており、平成17年8月のつくばエクスプレス八潮駅の開業により、駅周辺の整備やそれに関連する土地区画整理が進み、まちの様相が大きく変わるとともに、市民生活の利便性が向上し、人口が増加している。

また、年齢3区別の人口においては、令和5年1月1日現在(前年と比較し)、年少人口は減少傾向、生産年齢人口及び老年人口は増加傾向にあり、年少人口が11,127人で12.1%、生産年齢人口が60,214人で65.2%、老年人口が20,971人で22.7%の割合を示している。

□八潮市人口推移

(各年1月1日現在)

年	総人口	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65以上)	世帯数
平成17年	76,166	11,366 (14.9%)	54,490 (71.5%)	10,310 (13.5%)	29,083
平成18年	76,741	11,320 (14.8%)	54,166 (70.5%)	11,255 (13.5%)	29,719
平成19年	78,289	11,514 (14.7%)	54,509 (69.6%)	12,266 (15.7%)	31,280
平成20年	79,601	11,629 (14.6%)	54,860 (68.9)	13,112 (16.5%)	32,332
平成21年	81,376	11,837 (14.6%)	55,368 (68.0%)	14,171 (17.4%)	33,553
平成22年	82,346	11,825 (14.4%)	55,491 (67.4%)	15,030 (18.3%)	34,317
平成23年	82,673	11,853 (14.3%)	55,331 (66.9%)	15,489 (18.7%)	34,750
平成24年	83,609	11,848 (14.2%)	55,704 (66.6%)	16,057 (19.2%)	35,584
平成25年	84,155	11,789 (14.0%)	55,400 (65.8%)	16,966 (20.2%)	35,602
平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387

年	総人口	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65以上)	世帯数
平成 27 年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149
平成 28 年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022
平成 29 年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602
平成 30 年	88,894	11,378 (12.8%)	57,151 (64.3%)	20,365 (22.9%)	40,841
平成 31 年	90,861	11,517 (12.7%)	58,669 (64.6%)	20,675 (22.7%)	42,479
令和 2 年	92,112	11,559 (12.5%)	59,665 (64.8%)	20,888 (22.7%)	43,609
令和 3 年	92,501	11,553 (12.5%)	60,012 (64.9%)	20,936 (22.6%)	44,268
令和 4 年	92,167	11,296 (12.2%)	59,875 (65.0%)	20,996 (22.8%)	44,526
令和 5 年	92,339	11,127 (12.1%)	60,214 (65.2%)	20,971 (22.7%)	45,117
埼玉県 令和 5 年	7,381,007	860,489(11.7%)	4,542,770(61.5%)	1,977,748(26.8%)	3,470,032

第3 地震災害の履歴

埼玉県に被害を及ぼす地震としては、主に相模湾から日本列島へ沈み込み、フィリピン海プレート境界で発生する地震と埼玉県及びその周辺に存在するとされている活断層で発生する地震が想定されている。

これまでに、県下で発生した地震の中でも特に大きな被害を与えた地震としては、818年の「関東諸国の地震」、1855年の「安政江戸地震」、1894年の「東京湾北部の地震」、1923年「関東地震(関東大震災)」、1931年の「西埼玉地震」が挙げられる。

□埼玉県の主な地震災害履歴

発生年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要
818.7.7 (弘仁9)	関東諸国	7.5	相模・武蔵・下総・日立・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数
878.11.1 (元慶2)	関東諸国	7.4	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。
1615.6.26 (元和1)	江戸	6.5	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。
1630.8.2 (寛永7)	江戸	6.3	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30 (慶安2)	武蔵 下総	7.0	川越で大地震。町屋で700軒大破。500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下がる江戸城二ノ丸石垣・塀破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落ち日光東照宮の石垣・石の囲垣が破損し、八王子、伊那で有感。余震日々40～50回
1703.12.31 (元禄16)	関東南部	8.2	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の

総則 第2節

発生年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要
			詳細は不明。
1791. 1. 1 (寛政2)	川越 蕨	6～ 6.5	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根等破損。
1855. 11. 11 (安政2)	江戸	6.9	埼玉県下における推定震度は、大宮・戸田・越谷5、蕨5～6、浦和6。旧河川跡の震動が強く、また埼玉県下では荒川沿いに土手崩れ、液状化による噴泥砂等の噴出が見られた。
1859. 1. 11 (安政5)	岩槻	6.0	居城本丸櫓・多門その他ところどころ破損。 江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6. 20 (明治27)	東京湾 北部	7.0	埼玉県下の震度は4～5。東京、横浜等の東京湾岸で被害が大きく、埼玉県下では南部で被害が発生した。 飯能では山崩れ(約630m)があり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、土蔵の大破3。水田の亀裂から泥を噴出した。 鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7 (明治27)	東京湾 北部	6.7	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1 (大正12)	伊豆大島、 相模湾	7.9	埼玉県下の死者316名、傷者497名、行方不明95名、全壊家屋9,264戸、半壊家屋7,577戸。 県下では特に、東京に接した東南部での被害が大きく、川口町、粕壁町、幸手町の3市街地が各郡における被害の中心であるかのように見受けられた。
1924. 1. 15 (大正13)	丹沢山地	7.3	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21 (昭和6)	埼玉県 西部	6.9	震央は埼玉県西部の山地であるが、被害は中部・北部の荒川・利根川沿いの沖積地に多く発生し、笠原・深谷・鴻巣・吹上付近で被害が多かった。 県下の死者11名、傷者114名、全壊家屋172棟、半壊家屋280棟。
1968. 7. 1 (昭和43)	埼玉県 中部	6.1	震源の深さが50kmであったため、規模の割に小被害で済んだ。被害は東京で負傷者6名、家屋一部損壊15戸、非住家破損1戸。栃木県で傷者1名が発生した。
1989. 2. 19 (平成1)	茨城県 南西部	5.6	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損。熊谷で震度3。
2011. 3. 11 (平成23)	三陸沖	9.0	埼玉県下の最大震度は宮代町の6弱、負傷者104人、全壊家屋24棟、半壊194棟、一部半壊16,161棟、火災12件 液状化現象が多数発生し、住宅などに甚大な被害が発生した。
2014. 9. 16 (平成26)	茨城県南部	5.6	埼玉県下の最大震度は、熊谷市、加須市、本庄市、深谷市、久喜市、美里町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者4人、屋根瓦の損壊175件。また、窓ガラスの破損や駅改札口の天井板の落下が発生した。
2015. 5. 30 (平成27)	小笠原諸島 西方沖	8.5	埼玉県下の最大震度は、鴻巣市、春日部市、宮代町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者3人、ふじみ野市(約200軒)で停電。

第4 対象災害の想定

4.1 概要

平成10年度埼玉県地震被害想定調査以後、地震調査研究推進本部等による活断層調査やプレート境界地震の長期評価が進み、また、中央防災会議ではそれらの調査を取り入れつつ、首都直下地震の地震被害想定を実施している。

埼玉県では、このような新しい調査結果を取り入れつつ埼玉県の地震環境を考慮して、震源を設定し、近い将来に発生する可能性、又は、県の直下にあり地震が発生した場合に県内の被害が大きいと考えられる活断層の存在といった観点から、地震被害を想定するための地震を設定した。これらの調査結果を基に、本市の被害想定を行う。

4.2 想定地震

1 中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループによる想定地震

中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループは、長期的な防災・減災対策の対象として、マグニチュード7クラスの都区部直下の地震と、マグニチュード8クラスの大正関東地震クラスの地震を検討した。

検討対象とされている地震は、次のとおりである。

Mw・・・地震波の周期と振幅の情報を用いたマグニチュード

地震の規模	想定場所	地震のタイプ
M7クラスの地震	都心南部直下	フィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)
	都心東部直下	
	都心西部直下	
	千葉市直下	
	市原市直下	
	立川市直下	
	川崎市直下	
	東京湾直下	
	羽田空港直下	
	成田空港直下	
	さいたま市直下	地殻内の浅い地震 (Mw6.8)
	横浜市直下	
	茨城県南部	プレート境界の地震 (Mw7.3)※1
	茨城・埼玉県境	
	東京湾北部	想定なし
	多摩	想定なし
関東平野北西縁断層帯	活断層 (Mw6.9)	

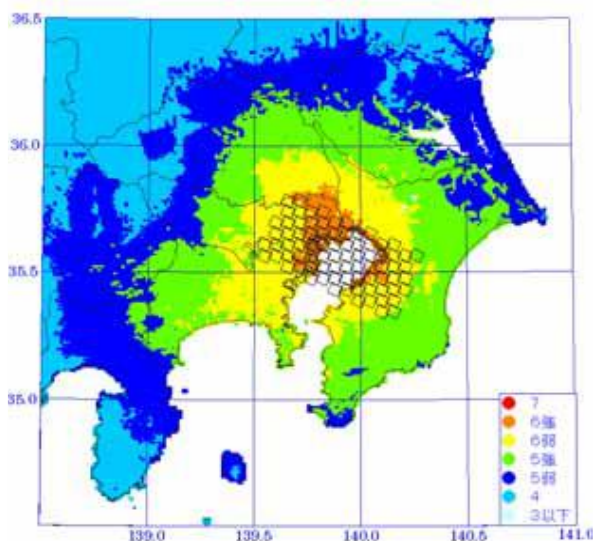
地震の規模	想定場所	地震のタイプ
	立川断層帯	活断層(Mw7.1)
	三浦半島断層群主部	活断層 (Mw7.0)
	伊勢原断層帯	活断層(Mw6.8)
	神縄・国府津—松田断層帯	想定なし
	西相模灘	地殻内の浅い地震（横ずれ断層型 Mw7.3）
M8 クラスの海溝型地震	大正関東地震タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.2※2)
	元禄関東地震タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.5※2)
	延宝房総沖地震タイプの地震	日本海溝沿いの海溝型地震 (Mw8.5※2)
	房総半島南東沖で想定されるタイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（不明）
最大クラスの地震・津波	最大クラスの津波	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.7※2)

※1：この表において「プレート境界の地震」は、北米プレートとフィリピン海プレートの境界の地震をいう

※2：M8 クラス及び最大クラスのモーメントマグニチュードは本検討会における津波断層モデルによるもの

出典：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）中央防災会議

□東京湾北部地震(M7.3)の震度分布図



2 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

埼玉県では、東日本大震災を踏まえ、平成24年度から首都直下地震に備えた新たな地震被害想定調査を進めており、最新の科学的知見や過去の被害地震を踏まえ、次表に示す5タイプの地震を想定地震として設定した。特に、首都圏に甚大な被害が想定される「東京湾北部地震」については、震源の深さが従来の想定より浅いという最新の知見を反映した再検証の結果からも県南東部を中心に、広範囲で揺れ、液状化による被害が多く、人口の集中する地域が被害の中心となる結果が得られたため、他の想定地震と比較しても被害が大きくなると想定している。

□埼玉県地震被害想定調査における想定地震の一覧

型	想定地震	マグニチュード	選定理由	発生確率
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3		
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖）	
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証	今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

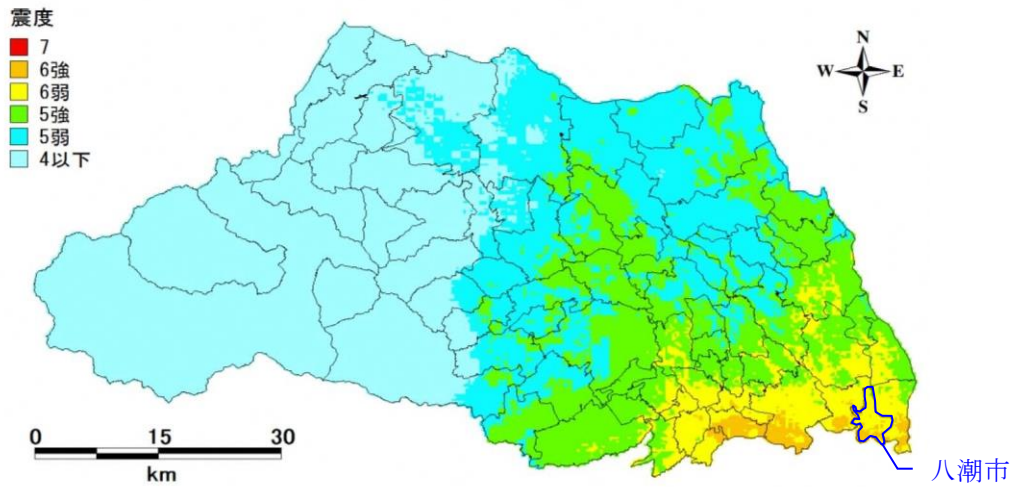
※平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査結果概要(資料)より

□想定地震の断層位置図

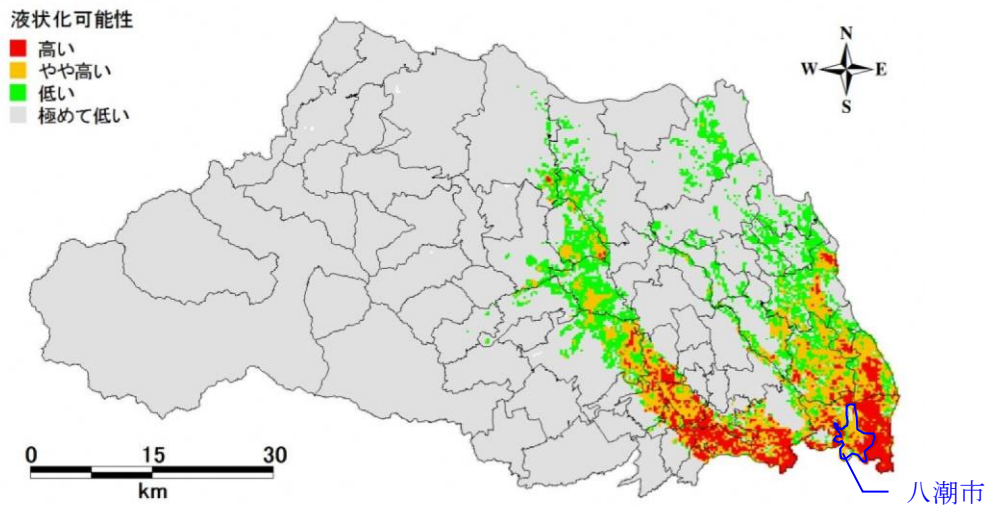


※平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査結果概要(資料)より

□東京湾北部地震(M7.3)震度分布図



□東京湾北部地震(M7.3)液状化危険度分布図



3 八潮市の想定地震

本市においては、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ及び埼玉県地震被害想定調査にある全ての想定地震に影響を受ける可能性があるが、最も大きな影響を受ける地震は、東京湾北部地震であり、八潮市における最大震度は6強である。

このため、本計画における想定地震は、東京湾北部地震(マグニチュード7.3)とする。

第5 被害想定

5.1 本市の被害想定

1 埼玉県地震被害想定調査による被害想定

本市における東京湾北部地震の被害の概要は、次表に示すとおりである。

□東京湾北部地震における想定震度及び想定被害

被害想定項目	想定被害			
	風速 8m/s			
	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	
本市の震度	6 強			
建物被害(棟)	4,189			
	全壊	962		
	半壊	3,227		
火災消失被害(棟)	7	11	33	
人的被害(人)	584	393	414	
	死者	36	21	27
	重傷者	56	41	41
	軽傷者	492	331	346
避難者数(1週間後)(人)	4,479	4,490	4,545	
帰宅困難者数(人) [※]	8,094			
災害廃棄物量(万トン)	20.50	20.60	21.20	
停電率(1日後)(%)	11.28	11.30	11.37	
電話不通回線率(%)	0.29	0.32	0.43	
都市ガス供給停止率(%) [※]	100.00			
上水道断水率(1日後)(%) [※]	19.40			
下水道機能支障率(%) [※]	39.10			

※ 季節、時刻、風速を考慮しない

※平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査結果概要(資料)より

2 八潮市の被害想定

地震による被害は、地震の規模、発生する季節、時刻又は気象の条件の違いにより、その程度が異なる。

本市における被害を想定するに当たっては、被害を最小限に抑え、市民の安全を確保するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、想定被害項目における最大の被害を想定する必要がある。次表における八潮市の被害想定の数値は、前表の想定被害項目における想定被害数の最大値を採用したものである。

□八潮市における想定震度及び想定被害

被害想定項目		想定被害
本市の震度		6 強
建築物被害(棟)		4,189
	全壊	962
	半壊	3,227
火災焼失被害(棟)		33
人的被害(人)		584
	死者	36
	重傷者	56
	軽傷者	492
避難者数(1週間後)(人)		4,545
帰宅困難者数(人)		8,094
震災廃棄物量(万トン)		21.20
停電率(1日後)(%)		11.37
電話不通回線率(%)		0.43
都市ガス供給停止率(%)		100.00
上水道断水率(1日後)(%)		19.40
下水道機能支障率(%)		39.10

第3節 防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、市、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 市

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

市	事務又は業務の大綱
八潮市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の組織の整備並びに訓練に関する事 2. 防災施設の整備、改良及び復旧に関する事 3. 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関する事 4. 防災に関する施設や設備の整備と点検に関する事 5. 避難情報に関する事 6. 災害に関する情報の収集・加工・分析・伝達・共有及び被害の調査に関する事 7. 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 8. 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策に関する事 9. 災害復旧復興に関する事 10. その他災害の予防又は被害の軽減を図るための措置に関する事 11. 管内の公共的団体、事業所及び自主防災組織の指導育成に関する事

資料 2.12 平時からの事務分掌

第2 消防

市は、平成27年10月に草加市と草加八潮消防組合を設立した。また、草加八潮消防組合が平成28年4月1日に発足した草加八潮消防局において、消防事務の共同処理を開始している。

消防機関	事務又は業務の大綱
草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事 2. 火災発生時の消火活動に関する事 3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事 4. 傷病者の搬送に関する事 5. 避難の指示又は誘導に関する事 6. 消防の応援・受援に関する事 7. 消防知識の啓発・普及に関する事 8. 被害に関する情報の収集・加工・分析・伝達・共有及び被害の調査に関する事 9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事

第3 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に関する訓練の実施 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 施設及び設備の応急の復旧 (6) 清掃、防疫、その他保健衛生措置 (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持 (8) 緊急輸送の確保 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置
東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災活動拠点の開設・運営 2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保 5. 緊急通行車両の確認 6. 広域支援拠点の開設・運用
越谷県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策組織の整備に関すること 2. 災害情報の収集及び報告に関すること 3. 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 4. 災害現地調査に関すること 5. 災害対策現地報告に関すること 6. 災害応急対策に必要な応援措置 7. 被災者の救助、救援に関すること
草加保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること 2. 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること 3. 各種消毒に関すること 4. 細菌及び飲料水の水質検査に関すること 5. ねずみ族、昆虫駆除に関すること 6. 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること 7. 災害救助食品の衛生に関すること 8. 病院、診療所及び助産所に関すること 9. 罹災者の医療助産、その他の保健衛生に関すること 10. ペット動物の飼育に関すること

県の機関	事務又は業務の大綱
越谷 県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 降水量及び水位等の観測通報に関する事 2. 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関する事 3. 水こう門及び排水機場等に関する事 4. 水防管理団体との連絡指導に関する事 5. 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事 6. 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事
草加警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び広報に関する事 2. 警告及び避難誘導に関する事 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 4. 交通の秩序の維持に関する事 5. 犯罪の予防及び検挙に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 遺体の検視(見分)に関する事 8. 漂流物等の処理に関する事 9. その他治安維持に必要な措置に関する事

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害査定立会に関する事 2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事 3. 地方公共団体に対する融資に関する事 4. 国有財産の管理処分に関する事
埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事 2. 職業の安定に関する事
東京管区気象台(熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム：JETT)

総則 第3節

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
<p>関東農政局 (消費・安全部 地域第一課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事 2. 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事 3. 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
<p>関東運輸局 埼玉運輸支局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事 2. 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3. 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関する事
<p>東京航空局 東京空港事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3. 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
<p>関東総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2. 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関する事 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
<p>関東地方整備局 (江戸川河川事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2. 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員 (リエゾン)」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3. 災害復旧・復興 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

第5 自衛隊

自衛隊	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 埼玉県地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること 2. 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災害対策基本法第6条第1項)

6.1 指定公共機関

指定公共機関	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)埼玉事業部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の整備に関すること 2. 災害時における重要通信の確保 3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
(株)NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の整備に関すること 2. 災害時における重要通信の確保に関すること 3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重要通信の確保に関すること 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重要通信の確保に関すること 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株) 草加郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること
日本赤十字 埼玉県支部 (八潮市地区)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存は除く)を行うこと 2. 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3. 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所	高速自動車道路(東京外かく環状自動車道)に係る <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害防止に関すること 2. 被災点検、応急復旧工事等に関すること 3. 災害時における利用者等へのう回路等の案内及び情報提供に関すること 4. 災害復旧工事の施工に関すること
日本放送協会(NHK)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災知識の普及に関すること 2. 災害応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
首都高速道路(株) 東京東局	首都高速道路(三郷線)に係る <ol style="list-style-type: none"> 1. 首都高速道路の保全に関すること 2. 首都高速道路の災害復旧に関すること 3. 災害時における緊急交通路の確保に関すること
東京電力パワーグリッド(株) 川口支社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における電力供給に関すること 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2. ガスの供給の確保に関すること

指定公共機関	事務又は業務の大綱
(株)イトーヨーカ堂	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
イオン(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
ユニー(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)セブン・イレブン・ジャパン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)ローソン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)ファミリーマート	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施
(株)セブン&アイ・ホールディングス	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施

6.2 指定地方公共機関

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
首都圏新都市 鉄道(株)八潮駅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の安全保安に関すること 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する こと
(一社)埼玉県 トラック協会 草加支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送の協力に関する こと
葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産活動の協力に関すること 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3. 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(株)テレビ埼玉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナック ファイブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県バス 協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LP ガス協会南東武支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. LPガス供給施設の安全保安に関すること 2. LPガスの供給の確保に関すること 3. カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する こと 4. 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

その他の協力機関	事務又は業務の大綱
(一社)草加八潮医 師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤 師会 (社)埼玉県接骨師 会草加八潮支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産活動の協力に関すること 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3. 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(公社)埼玉県獣医 師会南支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所有者不明の動物の一時保護に関すること 2. 負傷した動物に対する応急処置に関すること 3. 被災した動物に関する健康相談等に関すること 4. 被災した動物の情報提供に関すること 5. その他必要な救護活動に関すること
さいかつ 農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3. 被災農家に対する融資、斡旋に関すること 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること 5. 農作物の需給調整に関すること
生活協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること

その他の協力機関	事務又は業務の大綱
(福)八潮市 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要配慮者の支援に関する事 2. 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
八潮市商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関する事 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事 3. 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事
社会福祉施設の経 営者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 災害時における収容者の保護
病院等の経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2. 被災時の病人等の収容、保護に関する事 3. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災事業者に対する資金の融資に関する事
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における教育対策 3. 被災施設の災害復旧

第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割

東日本大震災や阪神淡路大震災を経験して明らかになったことの一つとして、「行政による災害対応の限界」が挙げられる。平成23年の東日本大震災では、行政自体が被災することにより、行政による十分な災害対応が行えない事態に陥っている。

防災対策の基本は、市民一人ひとりが、日頃から防災に関する正しい知識と行動を身につけ、自分自身や家族の安全を守るための「自助」、また、身近なコミュニティ等においては、互いに助け合う「共助」を実践し、自らの被害の軽減及び拡大防止に努めることである。

自主防災組織は、地域コミュニティの強化を図るとともに、災害時には防災機関による応急活動に先立ち、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導等を行い、被害の軽減及び拡大防止に努める。

事業所は、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄等防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員、利用者等の安全確保及び地域の防災活動への協力を努める。また、事業を継続又は早期に再開するための計画を策定するとともに、従業員の帰宅困難者対策を講じる。

第1 市民の基本的役割

自助の考えの下、最優先で自分自身や家族の安全を確保しなければならない。被害を未然に防ぎ、軽減し、あるいは拡大を防止するため、平時及び災害発生時に実施する事項は、次のとおりである。

1.1 平時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の習得
- 2 防災用品、非常時持出品の準備
- 3 家庭内での安全対策の推進
- 4 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- 5 家屋等の耐震性の推進、家具等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
- 6 ブロック塀、自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 7 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 8 指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等の確認
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、ラジオ等情報収集装置の備え
- 10 近隣住民との積極的な交流及び地域活動(町会・自治会の活動等)への参加
- 11 各種防災訓練への参加
- 12 地震保険への加入
- 13 家族等との緊急連絡手段の確保
- 14 家庭における防災の総点検の実施

1.2 災害発生時に実施する事項

- 1 自分自身及び家族の安全の確保
- 2 正確な情報の把握及び伝達
- 3 出火防止措置及び初期消火の実施
- 4 適切な避難の実施
- 5 指定避難所でのゆずりあい
- 6 県、市、防災関係機関が行う応急活動及び復旧・復興活動への参加と協力
- 7 風評に惑わされない、風評を広めない
- 8 自主防災活動への参加、協力

第2 自主防災組織の基本的責務

共助の考えの下、町会自治会等を単位として自発的に結成された自主防災組織が、互いに助け合い、励まし合いながら災害による被害を軽減し、あるいは拡大を防止するため、平時及び災害発生時に実施する事項は、次のとおりである。

2.1 平時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の普及・啓発
- 2 災害時の活動体制の整備
- 3 年間活動計画の立案と決定
- 4 まちの安全点検や管理、改善推進
- 5 火災予防の呼びかけ、初期消火、延焼防止
- 6 避難計画の作成と訓練
- 7 地区における各種防災訓練の実施
- 8 地区の要配慮者の把握
- 9 地域住民のコミュニティの醸成
- 10 地区防災計画の作成及び提案
- 11 防災訓練の実施
- 12 防災用資機材の整備
- 13 地域の災害危険の把握

2.2 災害発生時に実施する事項

- 1 避難行動要支援者の保護、安全確保
- 2 避難誘導
- 3 地震情報や市災害対策本部の情報の把握と広報
- 4 地区内の被害状況の把握、市災害対策本部への連絡、出動要請
- 5 応急時の生活維持活動(市との連絡、飲料水、食料、生活必需品の調達等)
- 6 指定避難所の開設への協力、運営活動の実施
- 7 救援物資の受入及び配給の協力

第3 事業所等の基本的役割

地域コミュニティの一員である事業所が、社会的責務に基づき平時及び災害発生時に実施する事項は、次のとおりである。

3.1 平時から実施する事項

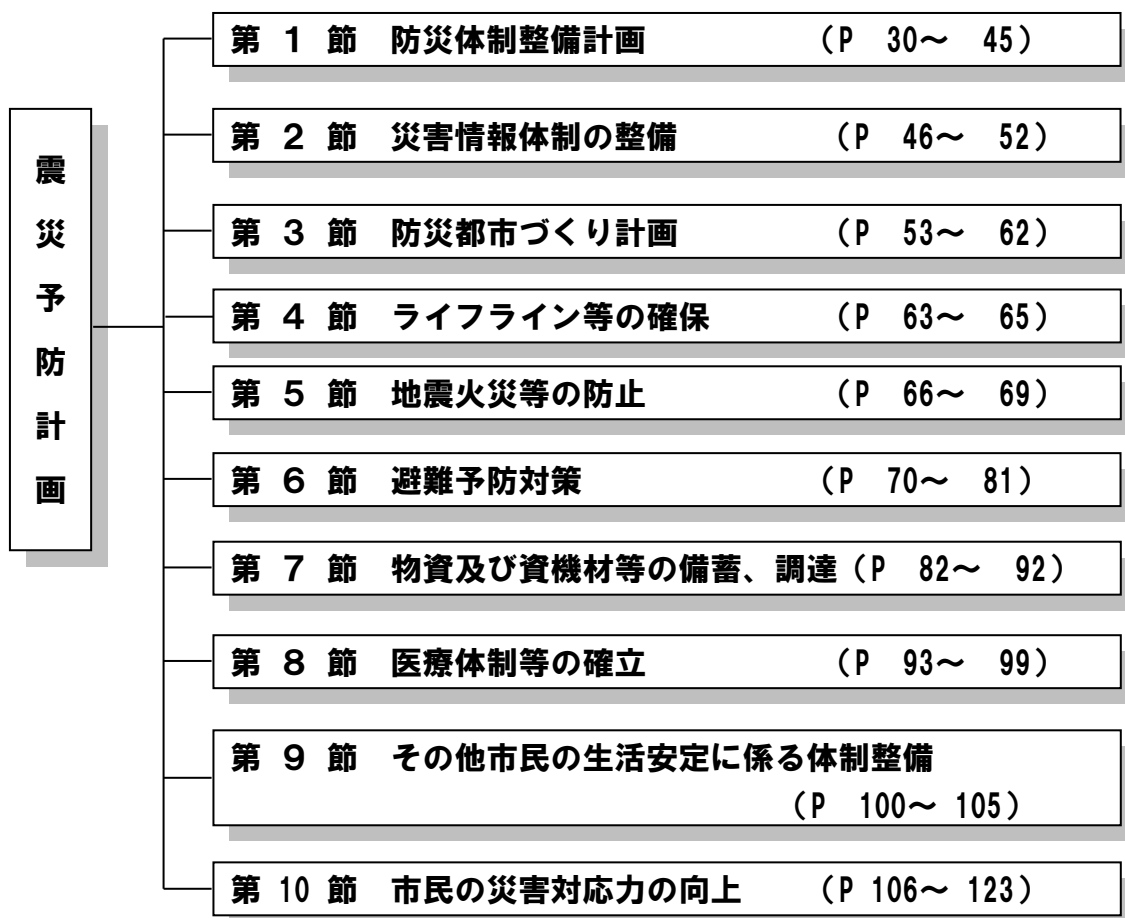
- 1 防災責任者の育成
- 2 建築物の耐震化の促進
- 3 施設、設備の安全管理
- 4 地域コミュニティの防災活動への参加、協力
- 5 防災訓練の実施
- 6 従業員に対する防災知識の普及
- 7 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- 8 防災用資材の備蓄と管理
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10 屋外広告物、外装材等の落下防止
- 11 事業継続計画の策定
- 12 従業員の帰宅困難者対策

3.2 災害発生時に実施する事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助・救護
- 5 帰宅困難な従業員の一時収容と家族の安否確認手段の周知
- 6 ボランティア活動への支援

第2部 震災予防計画

震災予防計画の構成



第1節 防災体制整備計画



第1 職員動員体制の整備

大規模な災害が発生した際、夜間・休日等の勤務時間外であっても職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報の収集・加工・分析・伝達・共有や防災対策に従事できるよう、あらかじめ災害の規模に応じた参集基準を定める等、動員体制の整備を行う。

1.1 職員の初動体制の整備【各班】

1 初動配備体制の整備

突発的な災害に対し、夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに防災体制を立ち上げ、対応できるよう初動体制の整備を図る。

2 職員の配備

災害時には、交通網の途絶、通信の輻輳^{ふくそう}、職員自身の被災等、職員の参集に遅れが生じる場合も想定される。そのため、発災時において参集可能な者は、勤務時間内・外を問わず迅速にあらかじめ検討した所定の場所に参加する。

3 緊急連絡機器の整備

夜間・休日等の勤務時間外における緊急連絡のため、本部長、副本部長、本部員、防災担当課をはじめとする職員については、配備体制等の緊急連絡を行えるよう、緊急連絡機器を整備し、円滑な参集体制の整備を図る。

緊急連絡に当たり、整備する機器は以下とする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災情報システム
- ③ 非常無線
- ④ ファクス
- ⑤ 衛星電話

1.2 職員動員体制の整備【各班】

1 動員配備計画の作成

災害が発生した場合、必要な人員を確保し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の居住地、災害の規模を勘案し、実践的な動員配備体制を整備する。

災害対策本部における各部長は「活動体制」(P. 124)に基づき所管の班(課)ごとに動員配備計画及び伝達計画(平常執務時、休日・退庁後)を作成し、防災担当課長に報告しておく。防災担当課は人事担当課と協力し、この報告を基に災害発生時の非常連絡体制や広域応援体制の整備に関する対応計画を定める。

2 動員配備に関する認識の向上

非常登庁に関する心構えを確認させるため、必要に応じて自主参集訓練を行うなど、自主参集についての認識を徹底させる。

□ 配備に対する心構え(職員の非常登庁)

- (1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておかなければならない。
- (2) 職員は、災害が発生したときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、防災担当課等への電話やメールでの照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の情報を収集し、該当する配備基準を判断して自主参集しなければならない。
- (3) 職員は、災害が発生したときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとって、進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断で速やかに指定の場所に参集し、防災活動に従事する。万一、被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても指定の場所に参集することが不可能な場合は、通信連絡により、所属長又は本部の指示を受ける。

3 職員参集調査の実施

職員は、地震発生直後から庁舎に参集することになるが、職員本人やその家族の負傷や住居している家屋の被害状況等によっては参集できない場合も想定されることから、あらかじめ参集調査を毎年実施することで、災害発生後の経過時間単位の参集状況を把握する。

1.3 業務継続計画

市は、大規模な地震が発生した場合であっても、災害応急対策を迅速に実施するとともに、停止することにより市民生活に重大な影響を与える通常業務については、継続または早期に復旧しなければならない。そのため、職員は、非常時優先業務をあらかじめ選定し、業務の目標着手時間、必要な人員、物資、情報等を示した業務継続計画を適宜見直し、防災対策の促進に努める。

1.4 防災に従事する職員等に対する教育【統括班】

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。統括班は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧、その他災害に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する計画的かつ継続的な研修会を実施する等、防災教育の向上に努める。

各班は、その他業務に必要と考える研修等に積極的に参加し、研究を行うよう努める。

なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化・要配慮者など、多様な視点を踏まえることとする。

(1) 訓練の実施

職員に対し、応急活動を想定した実動訓練又は図上訓練等を実施する。また、各班は、担当業務に併せた訓練計画等を実施する。

(2) 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会又は講演会等を実施する。

(3) 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器等、災害活動に必要な機器の基本操作に関する研修を実施する。

1.5 防災対応マニュアルの作成【各班】

各班は、災害発生直後及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、地域防災計画に定められた役割に関する実践的な防災対応マニュアルを作成し、関係する職員へ周知徹底を図る。

なお、防災対応マニュアルは、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は、随時修正する。

防災対応マニュアルに記載する主な内容を以下に示す。

- ① 初動参集
- ② 参集途上の情報収集
- ③ 災害時における各班(課)、各職員の役割
- ④ 災害時における体制(動員・連絡体制等)
- ⑤ 災害時における各職員の行動マニュアル
- ⑥ 防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト
- ⑦ 救急医療に関する基礎知識
- ⑧ その他応急業務を遂行するために必要なこと

第2 防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要となる機能を集約・整理しておくことが必要である。

このため、応急・復旧活動のみならず予防活動にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点のネットワーク化を図る。

2.1 防災拠点の区分【統括班、各班】

1 防災拠点の区分

防災拠点を「防災活動の中心となる拠点」、「市民の安全に供する拠点」、「県関係防災拠点」に区分し、防災拠点の連携を図る。各防災拠点の役割を以下のとおりとし、使用にあたっては安全確認を行う。

また、防災中枢拠点である市役所の統括の下、中学校 5 校を地区防災拠点とし、指定避難所を、一次避難所（小中学校）、二次的避難所（高校、公民館等）、福祉避難所（福祉施設）に分類して、各避難所の役割に応じた避難者支援を行う。指定避難所の構成を次ページに示す。

なお、八潮市では、広域避難場所の確保が困難であることから道路班は、統括班とともに防災公園の整備に努める。

□防災拠点の区分

区分	種類	内容	場所
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、八潮消防署
	地区防災拠点	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする	八潮中学校、大原中学校、八條中学校、八幡中学校、潮止中学校
	消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急救助活動を行う	八潮消防署
	警察活動拠点	被災者の救出救助活動及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する	草加警察署
市民の安全に供する拠点	指定緊急避難場所	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、グラウンド等
	指定避難所	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等
	防災備蓄倉庫	非常用物資の備蓄、供給を行う	各小中学校、伊勢野防災倉庫、排水機場等
	医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所、救護所
県関係防災拠点	食料保管場所	食料の備蓄・供給を行う	越谷防災基地
	医療品等備蓄場所	医療品の備蓄・供給を行う	越谷防災基地

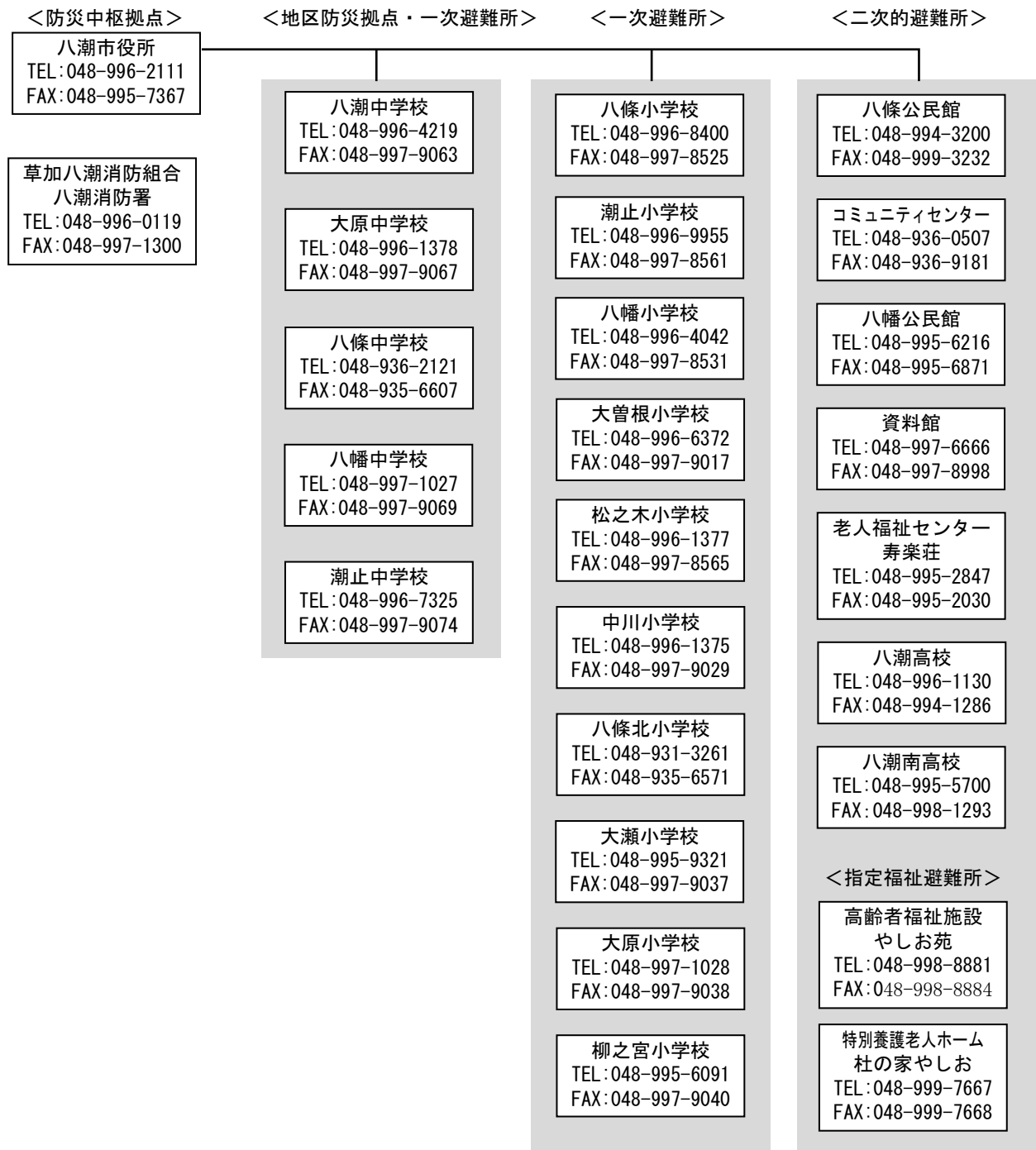
□防災ブロック区分

防災ブロック名	対象町会・自治会名
八條地区	入谷、高木、和耕、幸之宮、沖通り、鶴ヶ曾根一、鶴ヶ曾根二、宮田、小作田、松之木、伊草、新町、八潮団地、伊草団地、ルミナス八潮
潮止地区	上二丁目、上木曾根、下二丁目、下木曾根、南川崎、伊勢野、上大瀬、下大瀬、西古新田、古新田東、坩、新田、若柳、京成北、京成南
八幡地区	上馬場、中馬場、大原、大曾根東、大曾根中、大曾根西、大曾根北、浮塚、メゾンパーク南八潮、西袋、柳之宮、南後谷、グリーンパーク第2八潮、アルネックスシティ

2 防災拠点のネットワーク化

災害時の応急・復旧対策を迅速かつきめ細かく実施するために各防災拠点のつながりを体系的に整理し、連携が円滑に行えるよう整備する。

□防災ネットワーク概念図



2.2 防災拠点施設の整備【統括班、財政班、各班】

1 災害対策本部室の整備

災害対策本部を迅速に設置するため、あらかじめ設置場所や必要な備品等について整備しておく。

(1) 災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、原則として市庁舎庁議室とする。

ただし、市庁舎内に設置することが不可能な場合は、八潮消防署(視聴覚会議室)に設置する。

第1位 市庁舎庁議室

第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)

(2) 通信設備の整備

災害対策本部にあつては、情報の収集・伝達等外部との連絡が不可欠であるため、あらかじめ以下の通信設備を整備する。

① 災害時優先電話

② 携帯電話

③ 衛星電話

④ 防災行政無線

⑤ ファクス

⑥ 総合行政ネットワーク及びインターネット等のデータ通信設備

⑦ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)

(3) 非常電源の確保

災害時の停電に備えて、自家発電設備により十分な期間(最低3日間)の電力供給が可能となるよう、平時から自家発電設備の点検整備を行うとともに、周辺設備の耐震化・耐水化を図る。また、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステムなど、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

(4) 代替設置場所(代替施設)の整備

災害対策本部の設置場所である市庁舎が被災し、本部が設置できない事態が考えられるため、代替設置場所(施設)に関しても設備及び非常電源等を整備する。

(5) 本部開設に必要な備品等の整備

本部開設に伴い必要となる備品等をあらかじめ指定し、分担して確保しておく。

本部開設に伴い必要となる備品等は、以下のとおりである。

□本部必要備品

防災行政無線	災害処理表その他書類一式
災害対応用臨時電話、有線電話、ファクス	被害状況図版
衛星電話・携帯電話	住宅地図その他地図類
庁内放送設備	ホワイトボード
ビデオプロジェクター、スクリーン	紙・筆記用具等事務用品、電卓
パソコン、ICレコーダー	
テレビ、ラジオ、プリンター	
埼玉県災害オペレーション支援システム機器	

2 市庁舎における整備

(1) 行政データのバックアップ体制

各班は、災害に強いシステムを整備するとともに、災害時の被災者支援及び優先通常業務の実施に必要な行政データ（戸籍、住民基本台帳等）のバックアップ体制を整備する。

また、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

□重要な行政データの対象（一例）

地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報 ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報 ・許認可の記録、経過等の情報 ・重要な契約、支払い等の記録の情報
災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録 ・外国人登録 ・介護受給者情報 ・障害者情報 ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（H28）より

2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、道路班、施設管理者】

1 緊急輸送道路の指定

統括班、道路班は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、地域における災害時の危険度や現況等に基づいて、あらかじめ次の施設を結ぶ道路を指定する。

- ① 市庁舎
- ② 市出先庁舎
- ③ 市内の関係機関施設
- ④ 防災活動拠点
- ⑤ 指定避難所
- ⑥ 市内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ⑦ 臨時ヘリポート
- ⑧ 着岸施設(河川)
- ⑨ 災害拠点病院

また、県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

□市内の県指定緊急輸送道路(令和2年8月現在)

道路種別	緊急輸送道路の分類	路線名	区間
高速道路	第1次特定	東京外かく環状道路	和光市南(東京都境)～三郷南 IC
高速道路	第1次特定	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚(都境)～三郷 Jct. IC
国道	第1次特定	国道298号	和光市新倉～三郷市高洲(東京都境)
国道	第1次	国道4号 (東埼玉道路/側道)	八潮市八條(298号との交差点) ～越谷市大成町(越谷流山線との交差点)
主要地方道	第1次	草加流山線	草加市栄町(足立越谷線との交差点) ～三郷市早稲田(千葉県境)
主要地方道	第2次	松戸草加線	三郷市鷹野(298号との交差点) ～草加市吉町(足立越谷線との交差点)
一般県道	第2次	平方東京線	八潮市大曾根(八潮三郷線との交差) ～八潮市浮塚(都県境)
一般県道	第2次	八潮三郷線	八潮市浮塚(平方東京線との交差) ～三郷市番匠免(三郷 Jct. IC)
市道	第2次	市道2031号線	八潮市中央一丁目8番地3(県道草加松戸線との交差) ～八潮市中央一丁目5番地12(市役所入口)

2 緊急輸送道路等の整備

道路班は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、防災関係機関と連携して緊急輸送道路や周辺施設の整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者の取組

- ① 地域防災計画等の各々の計画で、県に指定された緊急輸送道路の補強や架け替えの検討を行い、計画に基づいて耐震性の向上を図る。

(2) 市の取組

- ① 県に指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、道路閉塞等のおそれのある建築物の把握に努める。
- ② 液状化が想定される地域内において、県及び市に指定された緊急輸送道路上にある下水道の管渠及びマンホールの液状化浮上防止対策をはじめとする耐震化等を推進する。
- ③ 県に指定された緊急輸送道路内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。
- ④ 市で指定した緊急輸送道路において、指定ブロック塀の生垣化促進や自動販売機の固定の指導等を行い、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物が道路を塞がないように努める。
- ⑤ 市で指定した緊急輸送道路において、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。

3 緊急輸送道路等の復旧体制の整備

道路班は、道路の応急復旧が速やかに行えるよう、あらかじめ資機材等を確保する。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、建設資機材を有する関係業者等との間で、あらかじめ災害時の復旧区間及び役割分担等について定めておく。

4 防災船着場の確保

道路班は、河川を利用した水上交通による緊急物資や人員の輸送活動を行う拠点として、防災船着場の設置可能な場所を江戸川河川事務所と調整を図り、確保する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

統括班は、緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。

資料 2.19 ヘリコプター臨時離着陸場
資料 2.20 ヘリコプター離着陸(発着)場基準及び表示要領

6 交通規制体制の整備

統括班、道路班は、緊急輸送道路を円滑に使用するために、草加警察署、県警察本部等、さらに県道については越谷県土整備事務所と連絡をとり、災害時に有効な交通規制が行えるように規制区域・役割分担等について定めておく。

第3 応援協力・受入体制の整備

市及びその周辺に大規模災害が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生した災害の全てに対応できないことが予想される。

このため、災害時の相互援助を目的として、他市区町村及び防災関係機関等と応援協力体制を推進する。また、国、県、他市区町村などに対し、応援要請を行った際に、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、関係機関と調整を図りながら、受入体制を整備する。

資料 1.5 協定締結先一覧

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班、各班】

1 他市区町村との相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援について、市は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県）

資料 1.7 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援協定に関する協定書

2 他市区町村との相互応援協力体制の確立

各班は、災害時の応援要請手続を円滑に行うため、平時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

3.2 防災関係機関との協力【統括班】

1 防災関係機関との応援協力体制の確立

統括班は、災害発生時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に実施できるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施する。また、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

3.3 公共的団体等との協力【各班】

1 公共的団体の種別

日本赤十字奉仕団、(一社)草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、(公社)埼玉県獣医師会南支部、(一社)八潮市薬剤師会、(社)埼玉県接骨師会草加八潮支部、市社会福祉協議会、さいかつ農業協同組合、八潮市商工会、生活協同組合

2 公共的団体等との協力体制の確立

統括班は、公共的団体に対し、大規模災害時において応急・復旧活動等に積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶ等、協力体制の整備に努める。また、関連のある班と協力して、協定等を締結した団体に対し、市の地域防災計画を推進するため、防災に関する組織の充実を図るよう指導する。

これらの団体の協力業務は、以下のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見した場合、関係機関へ連絡すること
- ② 災害発生時における広報等に協力すること
- ③ 避難誘導及び指定避難所等での救援に協力すること
- ④ 被災者の救助活動に協力すること
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の調達・配給に協力すること
- ⑥ 被害状況の調査に協力すること
- ⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
- ⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること
- ⑨ 各公共的団体の拠点の運営に関すること

3.4 事業者との協力【全班】

1 事業者との応援協力協定の締結

各班は、担当する業務と関連する事業者と協力して、災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材等を積極的かつ優先的に供給が得られる体制の確立に努める。また、担当する業務を迅速かつ円滑に推進するため、その業務に関連する事業者と応援協定を締結するように努める。

資料 1.5 協定締結先一覧

2 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度

統括班は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所に登録した企業・事業所が、地域社会の一員として地域コミュニティと協力し、防災・救助活動等を実施できる体制を整備する。

また、県の協力のもと、上記制度の登録企業と平時より協議・調整を図り、災害時の協力体制について構築する。

<「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要>

埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度とは、あらかじめ登録した企業等が、災害時に県内の地域と協力して、人員、物品、資機材及び場所の提供等を、地域の要請又は自主的・自発的に実施するものである。

3 防災組織の整備、育成

自主防災組織の構成員である地域住民が、日中、不在であることも想定されるため、八潮市防災基本条例において、事業者の責務として、市民や自主防災組織と連携し、地域の防災対策に協力するよう努めることを位置付けた。このことから、物資班は、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導及び連携強化に努める。

4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

草加八潮消防組合は、危険物施設の管理者に対して事故予防規程の制定や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体で防災組織を設立し、市との相互協力を行う。

草加八潮消防組合は、事業所に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。

3.5 ボランティア等との協力【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】

1 災害ボランティアの支援及び活動体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア支援班及びNPO法人と連携してボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

また、市社会福祉協議会及びボランティア支援班は、NPO法人やボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともにボランティア団体と協力し、災害時における防災ボランティアとの連携方法等を検討する。

市職員は、災害時におけるボランティアの重要性を認識し、活動内容、活動体制について平時より自己研鑽に努める。災害ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

- ① 一般作業(炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、家屋の応急処置等)
- ② 特殊作業(アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等)
- ③ ボランティアコーディネート業務
- ④ 災害救援専門ボランティア業務
- ⑤ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書
(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 1.36 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書
(特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク)

資料 1.60 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
(社会福祉法人八潮市社会福祉協議会)

2 活動拠点の整備

ボランティア支援班は、発災後直ちにボランティアが活動を実施できるようにするため、ボランティアの自主性を尊重し、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能に必要な通信設備、生活必需物資等の確保に努める。

3 市民への周知

ボランティア支援班は、市民に対して県及び市社会福祉協議会の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録へのPRを積極的に行う。

3.6 応援受入体制の整備【統括班、人事班、財政班、避難所班、帰宅困難者支援班、各班】

1 応援体制の整備

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための応援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における応援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

2 広域避難者の受入体制の整備

統括班は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設を検討する。

また、避難の長期化に備え、県と連携して、建設型応急住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行うとともに、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

3 広域応援拠点の確保

統括班は、県と連携して、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる広域支援拠点を確保するため、拠点候補地の事前選定に努める。

なお、首都高速6号三郷線の八潮出入口又は八潮南出入口周辺において、事業予定地、グラウンド、駐車場等を所有する民間企業に対して、大規模災害時における用地の利用ができるようにあらかじめ協議する。

4 活動体制及び拠点の整備

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

5 災害時応援計画

統括班は、応援体制を整備するとともに、応援における具体的な運用方法・役割分担を明確にし、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れるため、災害時応援計画に基づき、活動する。

各班は、それぞれが所管する応急対策業務への対処の継続・再開に、要員不足が発生する事態を想定して、災害時相互応援協定の締結先自治体や、埼玉県を通じて派遣される広域応援職員等の外部からの応援を円滑に受け入れる体制を確保する。

第4 地震に関する調査・研究

地震による被害は、地震の規模とともに市の地形条件や社会条件と密接に関係するため、その対策は合理性と多様性が求められる。従って、市域の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野についても総合的かつ効果的な基礎研究を実施する。

4.1 基礎的調査研究【統括班】

1 地震ハザードマップの作成・周知

地震ハザードマップとは、地震が起こった場合にも迅速かつ的確に市民が避難できるよう、地震被害の危険性が大きい地域とその程度を明確にし、指定緊急避難場所を示したものである。

統括班は、地域の災害の危険性を市民に周知するため、地震ハザードマップについて、広報、市ホームページ等により周知する。

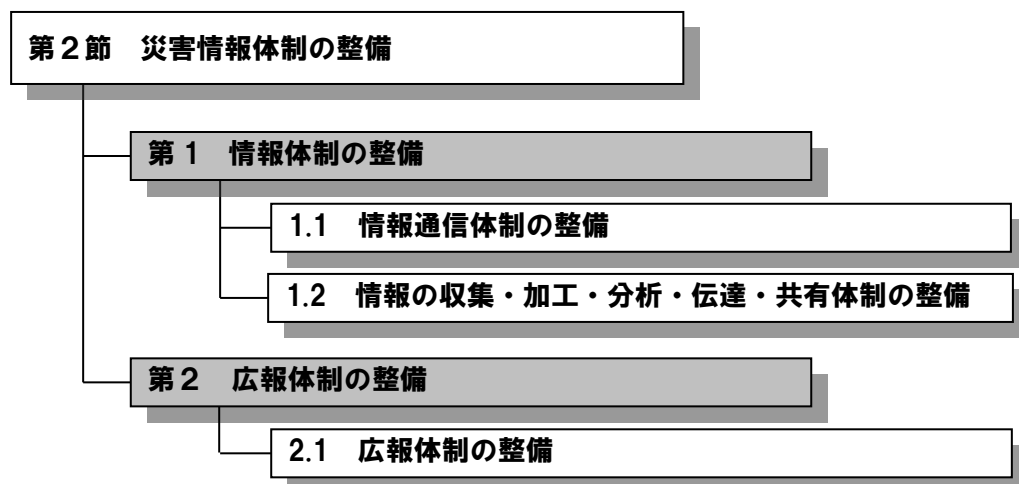
4.2 震災対策に関する調査又は点検【各班】

各班は、地震ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より地域の安全性調査又は点検に努める。

4.3 防災研究成果の活用【各班】

各班は、国、県で実施した防災に関する研究成果等も踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

第2節 災害情報体制の整備



第1 情報体制の整備

市が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、収集した災害情報の加工・分析を迅速に行うとともに、その情報を的確に伝達・共有するためのソフト・ハード両面の体制整備が必要である。

市は、最新の情報通信技術における進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築する。

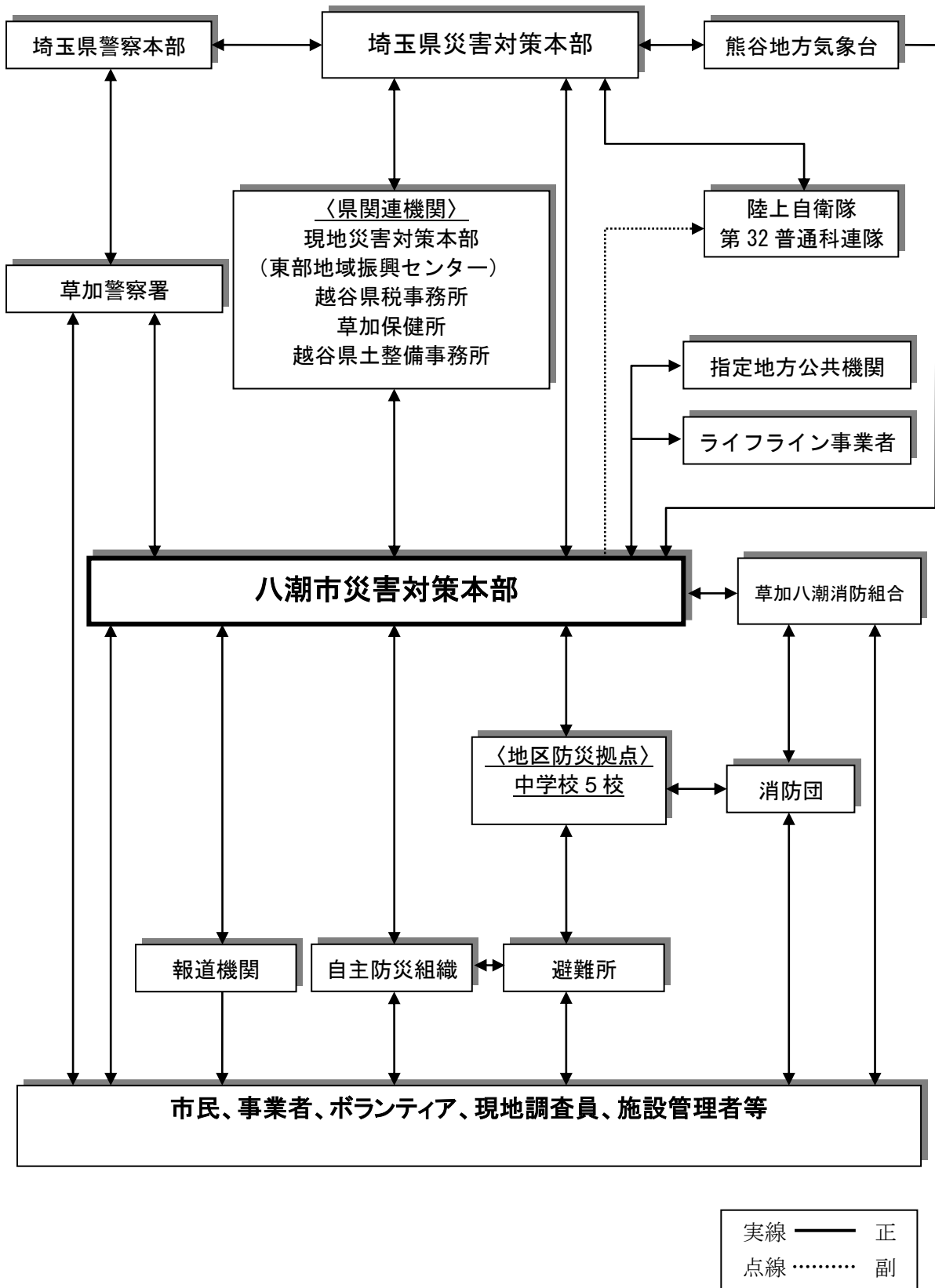
1.1 情報通信体制の整備【統括班】

1 災害情報ネットワークの構築

統括班は、市災害対策本部、市域の防災拠点及び各防災関係機関が、災害情報を迅速に収集・加工・分析・伝達・共有できるよう、埼玉県災害オペレーション支援システム等を活用した災害情報のネットワーク構築に努め、災害情報等の収集・伝達システムを現場に即して整備・明確化しておく。

災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりである。

□災害情報連絡体制の全体構成



2 情報通信施設の整備

統括班は、以下の通信施設・設備に関して平時より整備・点検を行い非常時に備える。

(1) 災害時優先電話の整備

加入電話回線について、東日本電信電話(株)埼玉事業部に要請し、重要回線を災害時の優先電話として整備する。

(2) 衛星電話・携帯電話の整備

衛星電話及び携帯電話を配備し、関係職員に対して貸与することにより、災害時の緊急伝達、情報収集等を図り、動員体制の充実を図る。なお、機器の整備にあたっては、国が進める公共安全LTE（PS-LTE）に配慮する。

(3) 市の防災行政無線の整備

市固定系防災行政無線及び移動系無線として地域防災無線の整備を推進する。

また、情報の収集・伝達・共有体制の強化を図るため、固定系防災行政無線の音達調査等により判明した難聴地域の解消を図る。

資料 2.23 八潮市防災行政無線固定系子局

(4) ファクスの整備

電話や無線に比べて、情報の伝達精度の高いファクスについても未配備施設への設置を図る。

(5) 総合行政ネットワーク及びインターネット等のデータ通信設備の整備

行政間の情報共有及び民間の応援ボランティアや市民からの被災現場等の情報を収集・加工・分析・伝達・共有するため、総合行政ネットワーク(LGWAN)及びインターネット等のデータ通信設備の整備を図る。

(6) 衛星通信ネットワークの整備

地上系無線の途絶を回避し、災害の情報収集・伝達・共有体制の充実強化を図るため、通信衛星を利用することで通信手段を複数化し、防災関係機関のネットワーク化を図るために必要な通信機器等を整備する。

(7) 災害情報のデジタル化の整備

市は、県の構築した総合的な災害オペレーション支援システムを活用し、デジタル技術を災害対応に活用するよう努める。

3 情報通信設備の安全対策

災害時、防災情報システムが活用できる状態に保つため、統括班及び財政班は以下の安全対策を講じる。

(1) 非常電源の確保

統括班及び財政班は、停電や屋外での活動に備え、停電時にも機能する自家発電設備、無停電電源装置、バッテリー、可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 総合的な情報通信施設のバックアップ

統括班は、防災行政無線を使うシステムを地上系と衛星系とで複数化し、またバックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

4 通信設備の使用方法の習熟

統括班及び財政班は、通信機能を有効に活用できるよう、特殊な使用方法の機器が運用できる市職員を育成するとともに、マニュアルを整備し、非常事態に対応できるようにする。

1.2 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制の整備【統括班、情報班】

1 情報収集体制の整備

(1) 収集すべき情報の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、職員が収集すべき情報について十分理解していなければならない。

特に、災害発生初期においては、住家被害数よりも要救出現場等、人命にかかる情報の把握が最も重要であることを認識しておく。

従って、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平時から整理し、職員へ周知するとともに、訓練の実施に努める。

(2) 情報収集体制の整備

統括班は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。なお、システムや使用する装備機器等の充実を図るとともに、実践的訓練を行い、活動能力の向上に努める。① 埼玉県災害オペレーション支援システム② 自主防災組織等からの通報システム③ 既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンク④ 市防災行政無線システム⑤ 携帯メールシステム及びデータ通信を使うソーシャル・ネットワーキング・サービ

ス等システム

- ⑥ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- ⑦ 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- ⑧ 防災行政無線システム(地上系、衛星系)
- ⑨ 震度情報ネットワークシステム
- ⑩ 緊急情報システム(Em-net)
- ⑪ ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システム

2 情報の加工・分析体制の整備

(1) 災害情報の種類

情報班は、協定締結団体等と連携し、災害時に市や防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う体制に努める。

① 災害時に取り交わされる情報

観測情報：地震計等からの情報

被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

措置情報：県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報

生活情報：ライフライン等生活に関する情報

② 事前に準備すべき情報

地域情報：地形、地質、人口、建築物、公共施設等の情報

支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースの整備

統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。

災害情報データベースシステムは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所等、防災施設等のデータを保有する。

また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

統括班は、上記のデータベースを活用して、被害の想定、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備を検討する。また、データベースと同様、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化について検討する。

3 情報の伝達・共有体制の整備

統括班は、防災関係機関等と連携し、指定避難所を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を迅速かつ的確に伝達するための体制を整備する。

また、県や防災関係機関等と共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。

なお、整備にあたっては、防災行政無線、埼玉県災害オペレーション支援システム、携帯メール、CATVシステム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

第2 広報体制の整備

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図るためには、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。従って、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう、平時から広報体制について整備する。

2.1 広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】

1 広報手段の整備

広報班は、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報が提供できるよう、広報車、ハンドマイク等の広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、緊急速報メール、広報紙、やしお840メール配信サービス等、他の広報手段に関しても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。

統括班は、市内へ一斉に情報伝達ができる固定系防災行政無線の整備を図る。

2 報道機関との連携

災害発生時には、被害状況、ライフラインの復旧状況等を迅速に伝えることで社会的混乱を最小限にとどめることができる。

このことから広報班は、災害時における放送について、平時から県と情報の伝達体制を協議するとともに各報道機関と協定を締結する等、報道機関との連携に努める。

3 指定避難所における広報体制の整備

指定避難所における広報手段としては、掲示板への掲示、広報紙、チラシ等の配布等が考えられる。

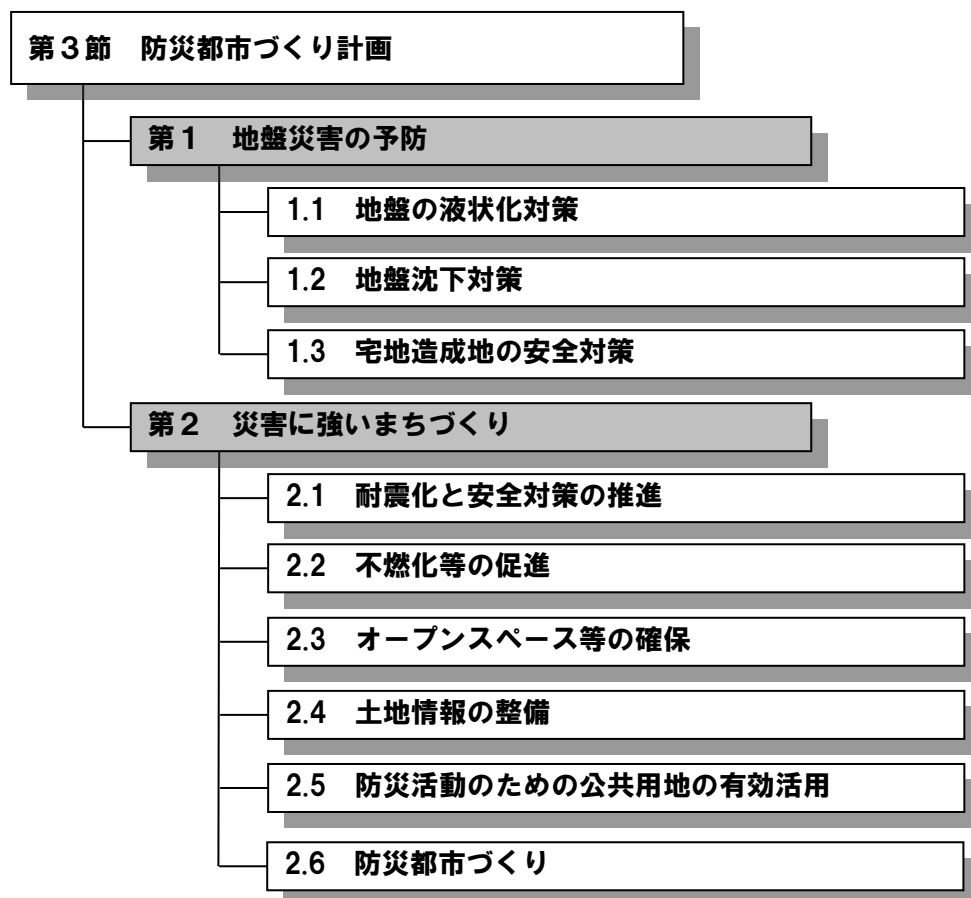
広報班及び指定避難所の施設管理者は、自主防災組織が運営の中心を担う避難所運営本部と協力し、指定避難所における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段等について検討し、広報に必要な設備を整備する。併せて、検討に際しては要配慮者に配慮した広報手段も検討する。

4 広報案文の作成

広報班は、様々な制約の中で効果的な広報活動を実施するため、平時から様々な状況を想定した広報案文を準備し、災害時には迅速かつ的確な広報活動を実施する。

資料 2.38 広報案文

第3節 防災都市づくり計画



第1 地盤災害の予防

1.1 地盤の液状化対策【道路班、施設管理者】

本市の地質は全般的に沖積層となっており、地盤の液状化現象が発生しやすい状況にある。そのため、建築物や地下埋設物の被害が発生する可能性がある。

1 地盤の液状化危険予想区域の周知

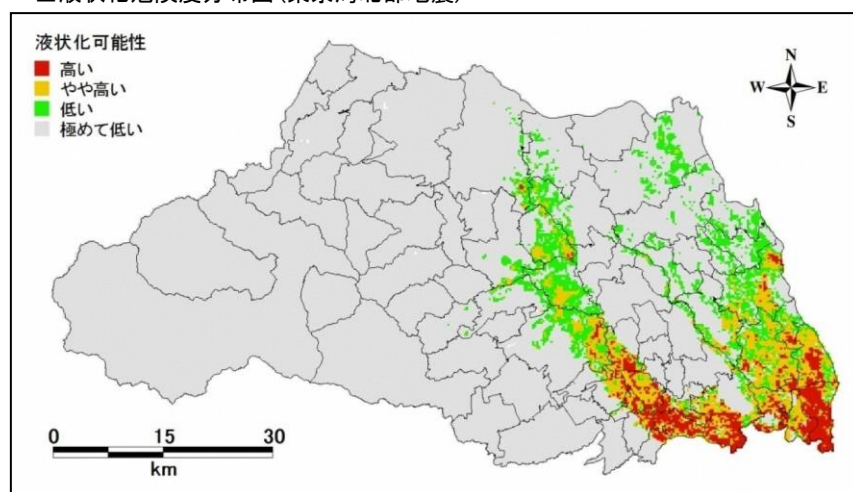
地盤の液状化被害を防止するため、地盤の液状化危険予想区域の指定に努め、ハザードマップを活用して周知を図る。

地盤の液状化が起こりやすい、地盤が軟弱な区域の指定基準は、次のとおりである(昭和 62 年建設省告示第 1897 号告示)。

- ① 地耐力度が小さく不同沈下のおそれのある区域
- ② 地震時に液状化するおそれのある砂質土地盤区域等

なお、「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査結果概要」において、「東京湾北部地震」発生時、本市の南部の地域で液状化の可能性が「高い」とされている。

□液状化危険度分布図(東京湾北部地震)



2 液状化危険予想区域内での確認申請時等における指導・情報提供

建築担当課は、液状化危険予想区域内に建築確認申請等がなされた場合、積極的な情報の提供及び適正な液状化対策工法等について指導を行う。

3 建築物に関する予防措置

地盤の液状化が起こると、地盤自体の耐力が減少するため、RC 造等の比較的重い建築物で、液状化対策が不十分なものは、沈下又は傾斜する等の被害につながることが多い。

木造等の軽い建築物の場合は、上部構造が適切に設計・施工されていれば、RC 造の一体の布基礎等の丈夫な基礎を設置することにより、このような被害を防止することが可能である。

法令上の予防措置としては、以下のとおりである。

(1) 液状化するおそれのある地盤における木造建築物及び組積造等に対する規定

軟弱な地盤に建つ木造や組積造等の建築物は、地震時に大きな被害を受けるおそれがある。このため建築基準法施行令では、地盤が軟弱な区域(前掲)として指定された区域内の木造建築物及び組積造の土台は、原則としてRC造の一体の布基礎に緊結しなければならないと規定している。

(2) 液状化するおそれのある地盤における建築物の地盤及び許容応力度の規定

地震時に液状化するおそれのある地盤を建築物の支持地盤とすることは適当でないので、これを支持地盤とする計画に対しては、締固め等有効な地盤改良を行うか、又は液状化のおそれのない地盤を建築物の支持地盤とするよう指導する旨の建設省住宅局建築指導課長通達(昭和53年住指発第806号)がある。

4 既存公共施設の耐震診断と耐震改修

液状化危険予想区域に立地する、昭和56年以前に建造されている公共施設(多数のものが利用する一定の建築物)や老朽化している道路橋について、道路班及び各施設の施設管理者は、地震発生時における危険性を認識し、耐震診断等の実施を検討するとともに必要に応じ補強を行う。

5 建設予定の公共施設の耐震性の配慮

道路班及び各施設の施設管理者は、今後公共施設を建設する際には、液状化に関する調査を行うとともに、必要に応じ地盤の改良等適切な対応をとるものとする。

また、公共施設の重要性を考慮し、耐震性には十分な配慮を行うものとする。

1.2 地盤沈下対策【道路班、環境衛生班】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震災害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下の起こっている地域では、建築物、土木建造物の耐震性が劣化する可能性が指摘されている。

1 地盤沈下の状況

本市を含む県南部地域は、埼玉県の中でも比較的早い時期から地盤沈下が確認されている。

本市近隣の越谷東の3箇所の観測井における平成20年から平成24年までの地盤変動量の累計をみても最小で-7.03mm、最大で-12.12mmであり、地盤沈下の傾向が高い。

「平成24年地盤沈下・地下水位観測年報」 埼玉県環境部 平成25年3月

2 地盤沈下に関する調査

道路班は、県の地盤沈下に関する調査を基に、地盤沈下の激しい区域における建築物及び土木建造物の耐震性能の劣化状況を把握できるよう努める。

3 地下水採取の規制

環境衛生班は、関係法令等に基づき、井戸の新設を規制したり、水源の転換を行う。

ただし、震災時の消火用水、飲料水に利用する非常災害用井戸については、対象外とする。

1.3 宅地造成地の安全対策【道路班、応急危険度判定班】

1 災害防止に関する指導

道路班は、造成地に発生する災害を防止するため、都市計画法及び建築基準法に規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関する指導・監督を行う。また、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 指導基準

(1) 軟弱地盤の改良

道路班は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

また、湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を呼びかける。

(2) 人工崖面の安全措置

道路班は、宅地造成により生ずる人工崖面に対して、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導・監督を行う。

第2 災害に強いまちづくり

災害による市の被災を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。なお、当該項目の施策を都市計画マスタープラン、まちづくり計画、耐震改修促進計画等に位置づけることで、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

2.1 耐震化と安全対策の推進【道路班、応急危険度判定班】

1 現況

市では、建築物等の発災時における重要性かつ地震対策上の重要度を勘案し、平成28年10月に策定した「改定八潮市建築物等耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化を進めている。

2 公共施設の耐震化

道路班は、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

また、防災関係機関は、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

3 一般建築物の耐震化

道路班は、県と連携し、一般建築物の耐震化の支援等を所有者又は使用者に実施する。

(1) 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

① 耐震化に特に配慮すべき施設

劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

② 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

③ 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

(2) 空家等の管理不全対策

道路班は、空家等の立入調査を実施し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある場合、八潮市特定空家等・特定居住物件等調査審議会に意見を聴き、当該空家等を特定空家等に認定するとともに、認定した特定空家等の所有者又は管理者等に対して必要な措置をとるよう助言又は指導する。また、空家等の実態把握に努め、

地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して必要な措置をとるよう、指導、助言又は勧告を検討する。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

① 市街地内のブロック塀の実態調査

避難路、指定避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。

② ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く市民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

③ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀の所有者等に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

(4) 自動販売機の転倒防止対策

それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

2.2 不燃化等の促進【道路班】

1 防火地域又は準防火地域の指定

道路班は、市街地における火災の危険を防除するため、地域の実情を踏まえながら都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性、難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化を図る。

2.3 オープンスペース等の確保【道路班】

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

1 現況と課題

市の令和5年4月1日現在における都市公園の整備状況は、公園数79箇所、総面積20.42haであり、市民1人当たりの公園面積は約2.21㎡で、八潮市公園条例に規定された市街地の市民1人当たり公園面積5.0㎡を大きく下回っている状況にある。

また、広域避難場所として活用できる10ha以上の公園はなく、災害時の広域避難に対応できる公園の整備と、近隣自治体と広域避難場所の使用に関する検討を進める必要がある。

緑道等については、市内に10箇所整備してあるが、公園等を結ぶネットワーク化まで至っていないため、避難路としては十分とは言えない。

一部の公園等を指定緊急避難場所として指定しているが、1ha未満の指定緊急避難場所も多く、また、南後谷、木曾根、浮塚といった地域においては、歩行により容易に到達できる距離(500m)以内に指定緊急避難場所がないため、今後指定緊急避難場所の整備を推進する必要がある。

□都市公園の整備状況(R5年4月1日現在)

区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計
整備数	0	8	71	79
面積(ha)	0	12.23	8.19	20.42

□都市公園以外の広場、公園の整備状況(R5年4月1日現在)

区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計
整備数	6	4	3	13
面積(ha)	0.98	6.25	0.66	7.89

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧
資料 2.15 避難所等位置図

2 公園の整備

道路班は、指定緊急避難場所となっている公園や、警察、消防、自衛隊等応援部隊による活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる可能性が考えられる都市公園について、耐震性貯水槽や防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備に努める。

3 緑地・農地の保全

道路班は、緑地等における火災の延焼防止に大きな効果があることも踏まえ、八潮市緑の基本計画に基づき、市民との協働による緑のまちづくりや緑地等の保全の推進を図る。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を検討する。

4 広幅員道路の整備

道路班は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路の整備に努める。

2.4 土地情報の整備【統括班、財政班、道路班】

適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

1 現況

(1) 公共土木施設の現況

市では、つくばエクスプレスの開通による人口増加に伴い、駅周辺や関連する道路、新中川橋の整備が進み、人や車の流れが大きく変わり、新たな交通体系が求められている。防災面では、既存の交通体系を活用して安全に市民が避難できる避難路の指定を目指す。避難路の指定基準に満たない道路については、早期整備を推進する必要があるとともに、災害時には規制・誘導等の工夫が必要となる。

資料 2.37 八潮市都市計画道路網(平成31年4月1日時点)

2 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の規制・誘導

道路班は、国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図る。

3 市街地の整備等

道路班は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

(1) 土地区画整理事業

道路班は、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を引き続き推進する。

(2) 市街地再開発事業

道路班は、既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。

(3) 都市防災総合推進事業

道路班は、市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進するため、都市防災総合推進事業の活用を検討する。

(4) 地区計画等の活用

道路班は、地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

(5) 地籍調査の推進

道路班は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

4 公共土木施設の耐震補強の推進

道路班は、公共土木施設の耐震補強工事を計画的に推進する。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路等を優先的に実施する。

5 橋梁、下水道等の老朽化対策の推進

道路班は、老朽化が進む橋梁についてコストの縮減、費用の平準化を図るため平成26年10月に八潮市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。また、下水道等に関して、下水道ストックマネジメント計画の作成に努め、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保を図る。

2.5 防災活動のための公共用地の有効活用

統括班は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄、応急仮設住宅等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を検討する。

□都市防災施設の指定基準

		避難地		避難路 (車両が通行可能)	地区防災道路 (人の通行が可能)
		広域	通常		
防災 施設	施設規模	概ね10ha以上 (市街地状況に応じて確保)	1ha以上	幅員15m※ (沿道の状況に応じて設定)	幅員6m以上
	誘致圏域 配置等	歩行距離 2km以内	歩行距離 500m以内	誘致距離500m以内	消防ホース長等から 100~150m

資料 2.16 避難路としての適否の判断方法のイメージ

資料 2.17 広域避難場所・避難路の選定と確保

資料 2.18 避難路と避難地の配置の考え方

2.6 防災都市づくり【統括班、道路班】

1 防災都市づくりの基本的考え方

都市の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。なお、都市防災計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画策定を行う。

市民が安全に暮らせる都市づくりを推進するため、市の防災面に配慮し、市街地性に合った市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。

広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等において行政界を超えて近隣市区町村と連携した計画を策定する。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。

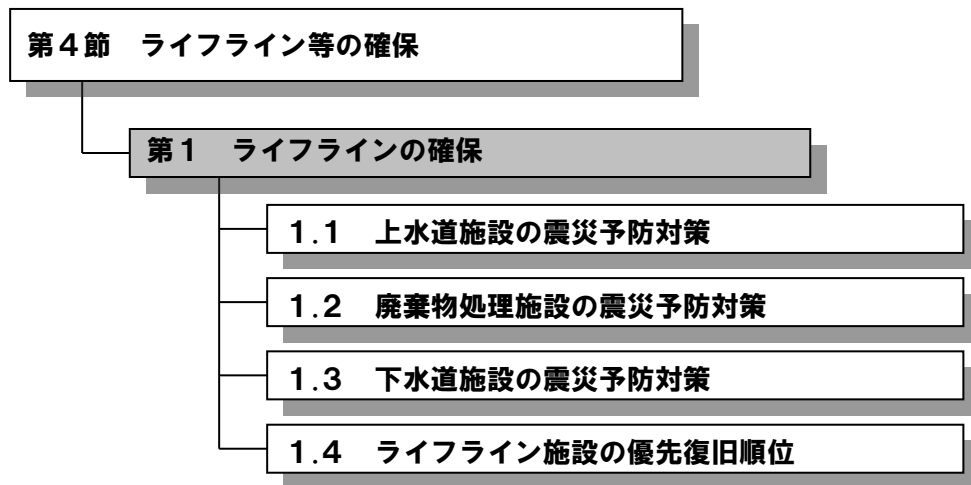
緊急時はもとより、平時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には活動しやすい都市空間整備を図る。

2 防災都市づくり計画の策定

統括班及び道路班は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、防災都市づくり計画策定指針及び関連資料に基づいて、地域防災計画と都市の将来像を示す都市計画マスタープランの間を双方向につなぐものとして位置づける防災都市づくり計画の策定に努める。

なお、防災都市づくり計画の策定に当たっては、防災、土木、医療・福祉、教育等の分野を所管する部署及び関係機関との連携を十分に図る。

第4節 ライフライン等の確保



第1 ライフラインの確保

市は、ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

1.1 上水道施設の震災予防対策【応急給水班】

1 本市の地下水源の現況

本市の水源井は、市内8箇所のうち、現在7箇所を運用しており、老朽化に伴い、修繕等を実施している。

□災害時に利用可能な水源の現況

地下水源	1号水源	中央 1-3-1
	2号水源	鶴ヶ曾根 407-2
	3号水源	八潮 3-18-10
	4号水源	緑町 1-17-17
	5号水源	八潮 1-1-4
	6号水源	二丁目 505-2
	7号水源	鶴ヶ曾根 1580-10
	8号水源（休止中）	中央 1-15-26

2 震災予防対策

応急給水班は、浄配水場施設について水道事業ビジョンに基づき施設更新を行い、耐震化を推進する。

1.2 廃棄物処理施設の震災予防対策【環境衛生班】

環境衛生班は、廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

1.3 下水道施設の震災予防対策【道路班】

1 現況

本市の公共下水道は、計画処理面積 1,626ha（目標年度は平成 36 年度）のうち平成 30 年 4 月 1 日現在において 818.5ha（45.4%）の整備が完了している。

また、整備済の区域に関しても、老朽化した下水道施設の更新が課題となっている。

2 公共下水の震災予防対策

道路班は、次の項目内容を実施することで公共下水道施設の震災予防対策に努める。

- (1) 汚水中継ポンプ場及び雨水ポンプ場に電力の供給停止を想定し、自家発電設備を備えるものとする。

- (2) 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。
- (3) 管路計画に当たっては、ネットワーク化や二重化などのバックアップ手段を考慮するものとする。
- (4) 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討する。
- (5) 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定める。
- (6) 発災後における下水道施設の維持又は修繕のため、民間事業者等と協定を締結する。

1.4 ライフライン施設の優先復旧順位【道路班、ライフライン事業者】

道路班及びライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

第5節 地震火災等の防止



第1 地震火災等の防止

1.1 出火の防止【草加八潮消防組合】

1 一般火気器具からの出火防止

地震時における出火要因として最も多いものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。

草加八潮消防組合は、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、平時より火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、住宅用火災警報器、過熱防止機能のついたガス器具、耐震自動ガス遮断装置及び感震ブレーカーの普及に努める。(感震ブレーカーにあっては、避難行動等に支障が生じないように設置する。)同様に、灯油ストーブ等の耐震自動消火装置が、タールの付着や異物の混入等の管理不良により作動しない場合があるため、管理の徹底を周知する。

2 化学薬品等の出火防止

学校、病院、研究機関等で保有する化学薬品は、地震による落下、棚の転倒等により容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

草加八潮消防組合は、化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究機関等に対し、混合混触による出火の危険性がある化学薬品は分離して保管し、引火性の化学薬品は出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう指導する。

1.2 初期消火体制の充実強化【統括班、草加八潮消防組合】

地震時は、同時多発火災が予想されるが、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実させる必要がある。そのため、統括班は、草加八潮消防組合と連携し、「市民の災害対応力の向上」(P.105)に基づき、地震時に地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等が効果的に機能するよう、防災組織等の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防団と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

また、統括班は、地域住民が防災組織等と協力して活動できるよう、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

1.3 施設の安全化【草加八潮消防組合】

1 危険物取扱施設

草加八潮消防組合は、危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導する。

1.4 地域消防力の充実【草加八潮消防組合】

1 消防用設備等の適正化

草加八潮消防組合は、消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が震災時においても有効に機能するよう、維持管理の徹底を図る。

2 家庭への消火器の普及

草加八潮消防組合は、市民への啓発活動を通じて、各家庭での消火器、三角バケツ、水袋等の備えを呼びかける。

3 消防団活動強化のための訓練指導

草加八潮消防組合は、地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高め、消防団員が、市民に対する初期消火、応急救護等に関する指導を行うため、その能力の向上と訓練指導を推進する。

1.5 消防力の充実強化【草加八潮消防組合、統括班、道路班、八潮市消防団】

1 消防活動体制の整備強化

草加八潮消防組合は、消防施設、消防機動力、装備資機材、通信資機材及び次のような消防車両の充実等、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。

- | | | |
|----------------|-------------|---------------|
| ・消防庁舎（消防署、分署等） | ・指揮車 | ・はしご付消防ポンプ自動車 |
| ・訓練施設 | ・救助工作車 | ・高規格救急自動車 |
| ・資機材倉庫 | ・消防ポンプ自動車 | ・水槽付消防ポンプ自動車 |
| ・通信指令機器 | ・化学消防ポンプ自動車 | ・高度救助資機材等 |

消防施設は、管轄区域全体を俯瞰した効果的で効率的な適正配置とするため、再配置を行い、消防力の運用効果の向上を図る。そのため、消防本部（草加消防署）は移転による建て替えを行い、地震対策（免震構造等）、液状化対策、水害対策（かさ上げ等）を行い、自家給油施設等の防災設備を備えた消防施設とする。

なお、八潮市南部地域に（仮称）八潮消防署南分署を整備するための取り組みを推進する。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

2 情報通信体制の整備強化

草加八潮消防組合は、統括班と協力して震災に対する事前の各種データの分析、整備を行い、震災時における迅速かつ確かな災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

また、広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することについての検討を行う。

3 消防水利の充実強化

草加八潮消防組合は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、指定避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備等を推進する。

4 消防団体制の強化

消防団は、震災時に消防署を補完し、消防活動及び初期消火に従事するとともに、応急救護等の住民指導を行う。また、平時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行う等、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

そのため、消防団施設、消防団用可搬ポンプの整備及び活動資機材の充実を図り、震災時に対応できる消防団体制の確立に努める。

- ① 震災時における消防団の消防活動を充実強化するため、分団詰所、消防ポンプ車、積載車、可搬ポンプ、消火用資機材、情報通信資機材、救出資機材等の整備・増強を図る。
- ② 地域の防災指導者として適切な指導を行うため、必要な教育訓練用資機材を整備し、その強化を図る。

5 消防活動路等の確保

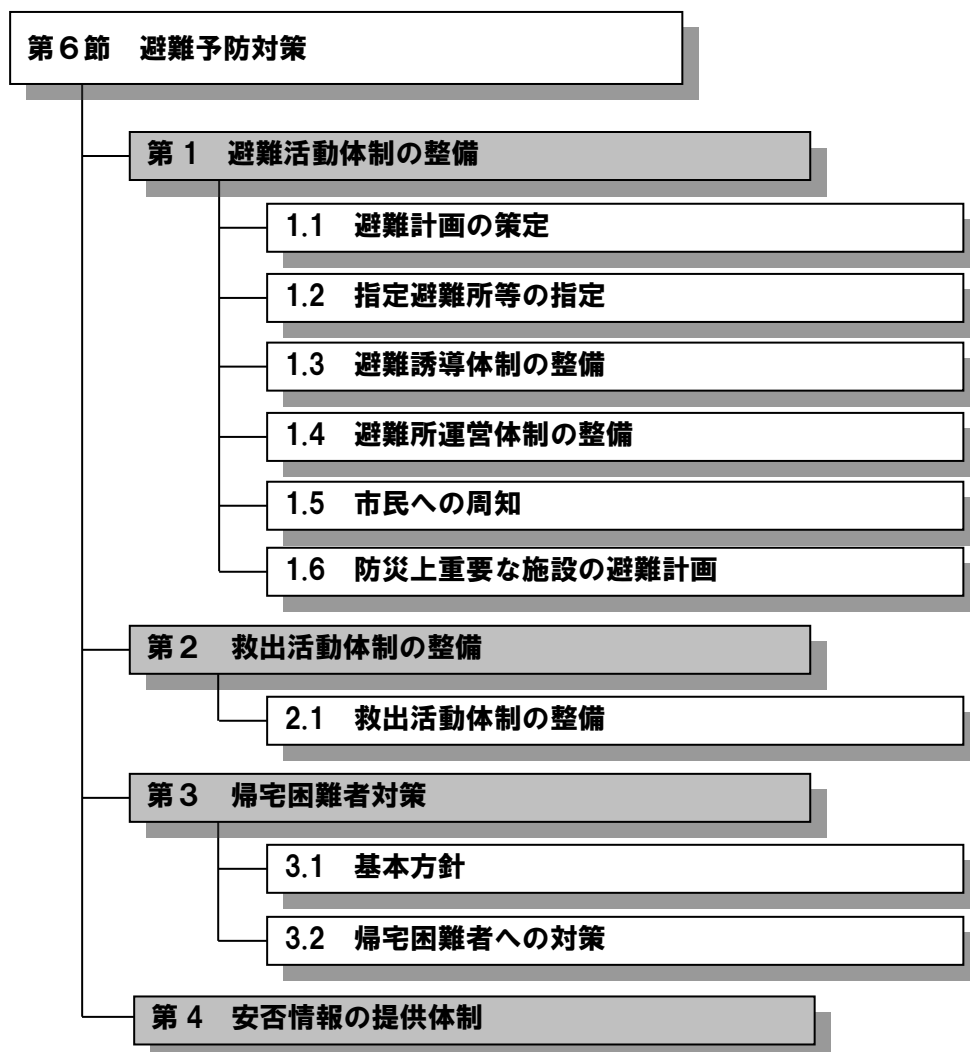
震災時には、道路周辺の建築物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により、消防車両が通行不能となることが予想される。そのため、草加八潮消防組合、道路班は、関係機関の協力のもと消防活動路を確保するための対策を推進する。

- ① 消防力の整備と併せ、道路啓開用特殊資機材の整備を行う。
- ② 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗渠化、架空線の地中化、道路隅切り等を検討し、消防活動路の確保に努める。

6 地域ぐるみの防災対策

統括班は、草加八潮消防組合とともに、事業所の自衛消防組織と自主防災組織が相互に協力・連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導を行う。

第6節 避難予防対策



第1 避難活動体制の整備

災害によって被災した者、又は被災するおそれのある者が、迅速かつ安全に避難を実施するため避難計画を策定するとともに、自主防災組織等と連携した避難体制の確立に努める。

1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】

1 避難計画の策定

統括班は、避難所班と連携し、避難計画の作成上の留意事項を参考に避難計画を作成する。なお、避難計画で定める主な内容は、次のとおり。

- ① 避難情報の発令基準及び伝達方法
- ② 指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ④ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑤ 指定避難所の管理・運営に関する事項

1.2 指定避難所等の指定【統括班、物資班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

統括班は、避難所班と連携し、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則の基準に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を災害種別に応じて指定する。

指定避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、統括班は、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備するとともに、要配慮者支援班と連携して要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備や要配慮者が滞在するために必要な居室を確保する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

□指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準

指定緊急 避難場所	以下の①の基準を満たし、かつ、②又は③の基準を満たすこと。	
	①管理基準	避難場所の開放を行う担当者を定め、避難場所及び避難経路に避難上の支障を生じさせる物体が存在しないこと。地震発生時、物品の落下を防止するための措置がとられていること。
	②立地基準	災害時に安全な区域内に立地していること。
	③構造基準	災害に対して安全な構造であること。地震にあつては、昭和56年に定められた「新耐震基準」に適合すること。
指定 避難所	以下の①から④までの基準をすべて満たすこと。	
	①規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模。
	②構造条件	速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること。
	③立地条件	想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
	④交通条件	緊急物資の搬入等を行うために適当な幅の道路に接している等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所にあること。
	⑤福祉避難 所に関する 指定基準	要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保がされており、要配慮者が滞在するために必要な居室が確保されていること。

2 福祉避難所の指定

要配慮者支援班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、災害時にスクリーニングを行い指定避難所から移送できるよう、体制を構築する。

資料 1.33 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園)

資料 1.34 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)

3 広域避難場所の指定

統括班は、地震に伴う市街地火災の可能性が高い地域の市民を一時的に避難させるため、広域避難場所を地域の実情に応じて指定基準を目安として指定する。

市内には、現状、規模条件である10ha以上の公園がない。

□広域避難場所の指定基準

①規模条件	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 10ha 以上であること。 ・避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上であること。 ・要避難地区のすべての住民を収容できること。
②構造条件	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ散在していなければならない。
③立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災やがけ崩れや浸水などの危険のないところであること。 ・純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5%程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。 ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。 ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。 ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

4 防災公園の整備

統括班は、道路班と連携し、大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進する。

1.3 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】

安全な避難活動を実施するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する「要配慮者安全確保計画」(P. 114)参照)。

1 避難路の指定

統括班は、次の基準を参考としながら担当と市街地状況に応じて、指定緊急避難場所及び広域避難場所までの避難路の指定を検討する。また、指定した避難路の周知徹底を図る。

□避難路の指定基準

- ① 避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等危険が伴う施設がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

資料 2.16 避難路としての適否の判断方法のイメージ

資料 2.17 広域避難場所・避難路の選定と確保

資料 2.18 避難路と避難地の配置の考え方

2 指定避難所等標識の整備

統括班は、指定避難所等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。

また、設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて文字を大きく、見やすくする等の高齢者、障がい者への配慮、英語等を併記する等の外国人へ配慮した整備に努める。

3 誘導體制の確立

避難所班及び要配慮者支援班は、草加八潮消防組合、消防団、警察及び自主防災組織と連携して、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。

なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」(P. 114)のとおりである。

4 避難誘導方法への習熟

避難所班及び要配慮者支援班は、草加八潮消防組合、消防団、警察及び自主防災組織と連携を図り、避難方法、各指定避難所等の特性を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。

5 指定避難所の整備

統括班及び避難所班は、避難生活が良好に保たれるよう、指定した指定避難所において、換気、照明、避難者のプライバシーの確保が可能な間仕切り等を整備する。

また、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。

さらに、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化を含む停電対策に努める。

6 広域避難体制の整備

統括班は、大規模広域災害時に広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法等を含めた手順等を定めるよう努める。

7 広域一時滞在体制の整備

統括班は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1.4 避難所運営体制の整備【避難所班、施設管理者】

1 避難所開設・運営体制の整備

避難所班は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所開設・運営マニュアルの作成に努める。避難所の開設が混乱なく実行され、円滑な運営が進められるよう、避難所の開設と安全確保にあたる「避難所開設職員」を配置し、訓練等を通じて開設・運営手順を習得しておく。また、市民が主体的に指定避難所を運営できるように準備する。

1.5 市民への周知【統括班】

1 市民への周知事項

統括班は、避難行動における留意事項を市民に周知する。

- ① 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ② 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。
- ③ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと。
- ④ 特定の災害においては指定避難所等への避難に危険が伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと。

2 指定避難所等・避難経路等の周知

避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの指定避難所等へ避難するかを周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・指定避難所等について周知する。

- ① 防災ハザードマップの配布
- ② 市広報紙への掲載
- ③ 市のホームページへの掲載
- ④ 案内板等の設置(誘導標識、案内標識、一覧標識等)
- ⑤ 防災訓練の実施

3 避難時の諸注意の周知

避難の際には、自動車を使用しない等、避難時の行動の諸注意に関する情報を平時から防災ハザードマップ、広報紙等により、市民に対して周知徹底を図る。

1.6 防災上重要な施設の避難計画【避難所班、学校長、施設管理者】

施設管理者は、災害時に来場者等の安全を確保するため、各施設の状況に合わせて避難誘導方法等を定めた避難計画を策定する。

1 公立学校の避難計画

学校は、長時間にわたって多数の児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、指定避難所等については、保護者に連絡周知徹底を図る。また、避難所班、学校長は、災害時に児童・生徒、教職員等の安全を確保するため、児童・生徒の保護者への引渡し等を定めた防災マニュアルを作成する。

2 病院の避難計画

病院の施設管理者は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等に留意する。

3 高齢者、障がい者、児童施設等の避難計画

社会福祉施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等に留意する。

4 不特定多数の者が利用する施設（金融機関、商業施設、事務所、ホテル、鉄道駅等）の避難計画

不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に留意する。

5 工場、危険物保有施設の避難計画

工場、危険物保有施設の施設管理者は、従業員、住民の安全確保のための避難方法や市、警察署、消防署との連携等に留意する。

第2 救出活動体制の整備

災害時においては、生命の危機にさらされている者の救出救命をはじめ、人命救助が何よりも優先されなければならない。救出救命を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておくことが必要である。

2.1 救出活動体制の整備【統括班、医療対策班、草加八潮消防組合】

1 救出隊の編成

草加八潮消防組合は、救出隊の組織を円滑に行うため、平時から非番召集者を含む救出隊の編成方法等について検討しておく。

また、広域にわたる大災害を想定し、より一層の救出に関する知識及び技術の向上に努める。

2 救出用資機材の整備

統括班は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、救出用資機材を市内の各地域に分散して保有・整備に努める。統括班では、地域別に資機材の保有状況を整理し、それぞれ整備を推進するとともに、適宜メンテナンスを行う。

また、草加八潮消防組合は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対応できるよう救出用資機材の保有・整備に努める。

資料 2.39 トリアージタグの形状

3 関係機関との連携

統括班、医療対策班及び草加八潮消防組合は、警察、救出用の建設資機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関さらには、消防団、自主防災組織と連携し、一貫性のある救出体制を整備する。

4 緊急医療情報体制の整備

医療対策班は、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図る。

5 自主防災組織への支援

発災時における救出活動については、草加八潮消防組合及び消防団の人員のみでは活動範囲が限定されるおそれがあることから、地域住民による応急救出が必要となる。そのため、統括班は、草加八潮消防組合と連携し、自主防災組織が応急救出活動を行うことが出来るよう支援を図る。

6 市民指導の徹底

統括班は、草加八潮消防組合と連携し、市民における自主的な応急救護能力を向上させるため、応急救護に関する知識・技術の普及活動の推進に努める。

第3 帰宅困難者対策

市民に対し、帰宅困難になった場合の対処法等について啓発するとともに、徒歩帰宅者に対する支援をする。また、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策については、県及び近隣市区町村等関係機関と研究・協議し、実施していく。

3.1 基本方針

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合に、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止し、外出先から自宅又は目的地までの距離が長距離であるために、徒歩による到達が困難な者をいう。

2 帰宅困難者数の把握

本計画における被害想定(P.16)では、8,094人の市民が、市外において帰宅困難者になると想定される。

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

8,094人の市民が帰宅できなくなり、自主防災組織の構成員である地域住民の多くが不在になることから、大規模地震の発生直後には、地域の災害対応力の低下が想定される。

(2) 非居住者の増加

市外から市内へ通勤・通学並びに滞在する者も市内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

(3) 都内帰宅困難者

市内から市外へ通勤・通学する者の多くが東京都内で帰宅困難になることが想定される。また、都内全体では390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれることが想定される。

(4) 八潮駅での帰宅困難者

つくばエクスプレスの運行停止により、八潮駅では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。

3.2 帰宅困難者への対策【統括班、帰宅困難者支援班、避難所班、施設管理者】

1 帰宅困難者対策の普及啓発

(1) 一斉帰宅の抑制

統括班は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及びN T T東日本の災害用伝言ダイヤル1 7 1、災害用伝言板（W e b 1 7 1）や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

2 企業等への協力要請

統括班は、発災時に市内の事業所等が的確な判断を行えるよう、正確な情報収集・伝達に対する啓発活動を行う。

また、職場や大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応が行えるよう、次の点に関して協力を要請する。

- ① 施設の安全化、災害時のマニュアル作成、飲料水・食料の備蓄及び入手手段の確保、情報の入手手段の確保
- ② 災害時における飲料水・食料や情報の提供、トイレ・一時休憩所又は仮宿泊場所等の確保

3 保育所、幼稚園、学校等の対応

保育担当課、避難所班は、保護者が帰宅困難となり、児童・生徒等の引取りが困難な場合を想定し、飲料水・食料等を備蓄するとともに、学校等と保護者との連絡方法等を確認しておく。

4 一時滞在施設の確保

帰宅困難者支援班又は首都圏新都市鉄道(株)は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための一時滞在施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保し、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

また、公衆無線LANなどの通信環境の整備に努める。

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

□一時滞在施設

候補地	所在地	連絡先
市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)	大瀬一丁目1番地1	048-997-3777
タウンインドアテニスアカデミー八潮駅前校	大瀬三丁目1番地18	048-998-1766

資料 1.63 災害時における帰宅困難者の受入に関する協定書（株式会社アレップス）

5 徒歩帰宅の心得7カ条

統括班は、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなど内容を「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

□徒歩帰宅の心得7カ条

- ① 連絡手段、事前に家族で話し合い
- ② 携帯も、ラジオも必ず予備電池
- ③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- ④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション
- ⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー
- ⑥ 帰宅前には、状況確認
- ⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

6 交通機関との連携

統括班は、つくばエクスプレス八潮駅の管理者と協議・検討を行い、大規模震災等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送の計画を策定しておく。

7 関係機関との連携

統括班は、関係機関と連携して帰宅困難者対策に取り組むことができるよう、以下の点について協議・検討する。

- ① ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストラン等との協定

埼玉県や九都県市ではガソリンスタンド、コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストラン等を一時休憩所として徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。また、協定を締結している店舗にステッカーを配布し、市民への周知活動を行っている。

統括班は、市内ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等と協力内容、体制について協議を行う。

- ② 帰宅困難者に対する支援の検討

帰宅困難者に対する総合的な支援について、関係機関との連携を検討していく。

8 訓練の実施

統括班は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練の実施に努め、道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

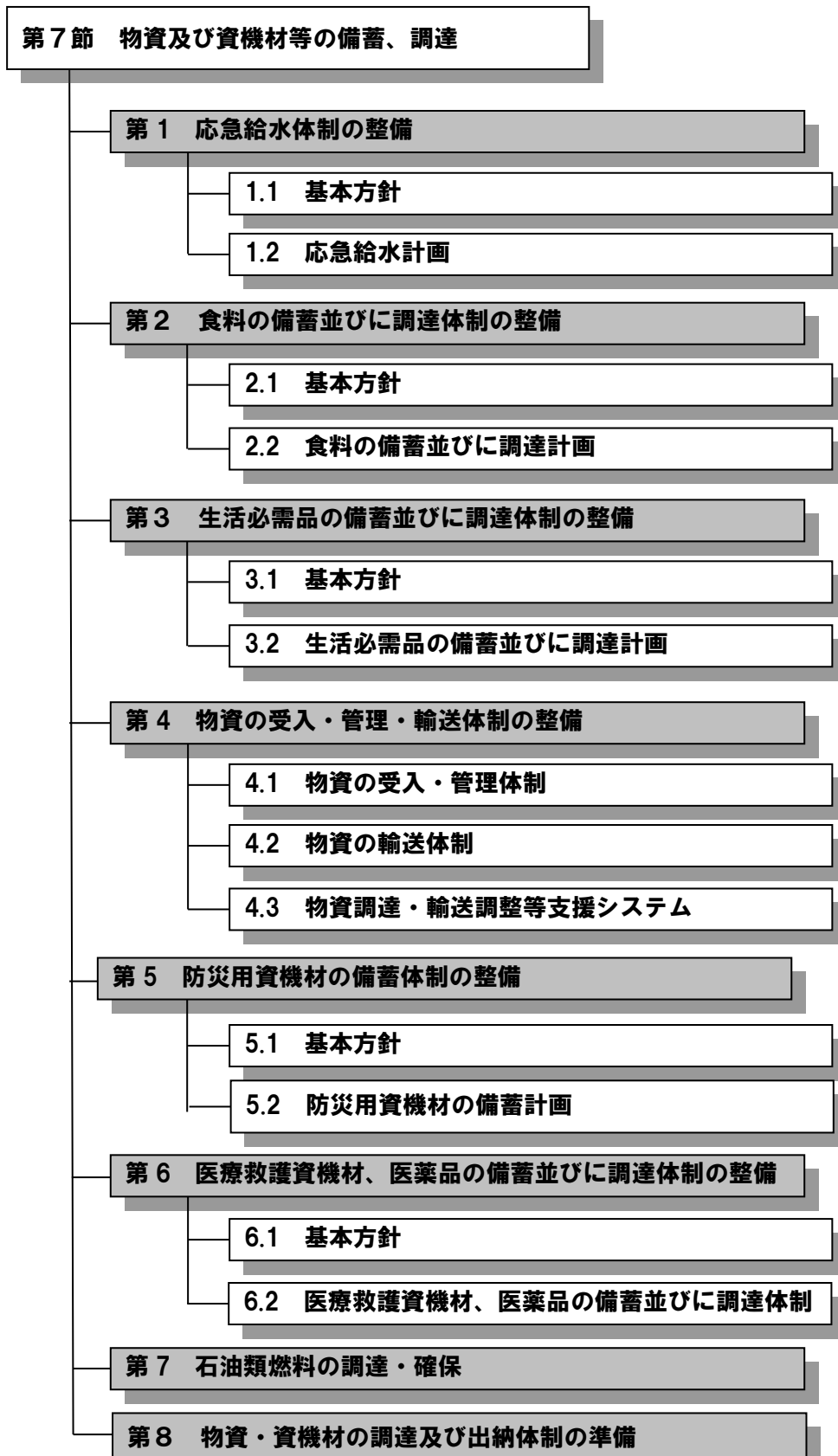
第4 安否情報の提供体制【統括班】

統括班は、災害対策基本法第86条の15において、市民や企業等から避難者の安否情報の照会を受けた場合、安否情報を提供できるようになったことを受け、その体制を整備する。

なお、公表にあたっては、県が定める「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき、県等と協議し公表の可否を決定する。

また、円滑に照会・回答方法に関する手続等を検討する。

第7節 物資及び資機材等の備蓄、調達



第1 応急給水体制の整備

災害時における被災者等への飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無に関わらず市が行う。

飲料水は、市民生活に一時も欠かすことのできない大切なものである。災害時には、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないものと予想されるため、平時から水道施設及び災害時の応急給水体制について整備する。

1.1 基本方針

1 応急給水の対象者

上水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、断水世帯及び緊急を要する医療機関を応急給水の対象とする。

2 1日当たりの目標水量

被災後の時間経過に伴って1人1日当たりに供給する目標水量を以下のとおりとする。

□目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生から28日	約325リットル/人・日	被災前水量

応急給水班は、全人口に対して3日分の水量を確保することを目標として、給水計画を策定する(飲料水のみとした場合)。

1.2 応急給水計画【応急給水班】

1 飲料水の確保

応急給水班は、上記目標水量と想定避難者数に基づき、必要飲料水量を算定する。

飲料水の確保については、配水池等で確保する。

常時、確保可能な飲料水量は以下のとおりである。

□市内貯水施設の現況

中央浄水場	中央 1-3-1	10,592 m ³
南部配水場	古新田 356-1	2,500 m ³
八條小学校	鶴ヶ曾根 1	100 m ³

2 応急給水資機材の備蓄

応急給水班は、災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、給水車、給水タンク等の応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

資料 2.42 応急給水用資機材保有状況

3 給水施設の応急復旧体制の整備

応急給水班は、給水施設等を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧作業時に協力を依頼する八潮市指定管工事業協同組合と平時から災害時の体制について協議を行い、応急復旧体制の整備に万全を期す。

4 応急給水資機材の調達

応急給水班は、資機材の不足に備え、当該資機材を保有する協定機関等と十分協議し、協力体制を確立する。

特に車両の借り上げ及び応急給水要員の確保について、八潮市指定管工事業協同組合との協定に基づき、飲料水の確保に万全を期する。

資料 1.22 災害時における水道の応急活動に関する協定書(八潮市指定管工事業協同組合)

資料 1.48 災害時等における資材の供給に関する協定書(富士機材との協定書)

資料 1.49 災害時等における資材の供給に関する協定書(大一企業との協定書)

5 耐震性貯水槽等の整備

市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽等の整備を推進する。

6 検水体制の整備

応急給水班は、応急給水時の飲料水の飲用の適否を調べるため、水質検査(残留塩素)が行える検水体制を整備しておく。

7 家庭等の飲料水の備蓄

応急給水班は、市民及び事業者等に対して、広報紙、ホームページ等を通じて日頃から災害に備えて飲料水を備蓄するよう、啓発を行う。

8 相互応援体制の確立

日本水道協会との「災害時相互応援要綱」に基づき、災害時には応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。

第2 食料の備蓄並びに調達体制の整備

災害時の食料の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄されることを原則とするが（自助による備蓄）、災害によって備蓄食料が使用不能となった場合等で、日常の食事に支障をきたした者及び応急対策活動に従事する者に対する炊き出し、その他食料の供給は、災害救助法の適用の有無に関わらず、市が行う。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が予想されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資については、平時からの備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に供給できる体制を整備する。

2.1 基本方針

1 食料給与の対象者

災害時の食料給与の対象者は、以下の者とする。

- ① 住家に被害を受けて避難所に避難した者
- ② 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ③ 旅行者等で被災し、食を得ることができない状態にある者
- ④ 災害従事者（ボランティア等を除く）

2 給与品目

食料は、保存期間が長く、かつ調理不要品目とする。また、必要に応じて避難住民の多様なニーズに対応するよう、別途調達する。特に、高齢者や乳児等の要配慮者にも配慮した食料等についても備蓄していく。具体的な備蓄品目と数量の目安を備蓄計画に定める。

3 目標数量

県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。物資班は、震災による想定避難者数4,545人に対して1.5日分を当面の目標とし、備蓄を進める。

□県の備蓄計画

供給対象者	県	市町村	市民
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分
災害救助従事者	—	3日分	—
帰宅困難者	1日分		

2.2 食料の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】

1 備蓄計画

統括班及び物資班は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画に基づき、計画的な備蓄に努める。

2 調達計画の策定

統括班及び物資班は、食料の調達に関して必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項について調達計画を策定する。

また、備蓄するには不適當なもの(主に保存できないもの)については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパー等の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する等物資の確保やその担当窓口の把握に努める。

計画策定に当たっては、食物アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食料の調達に配慮する。

資料 1.16 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合)

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書

(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.29 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場)

資料 1.30 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

3 備蓄品の管理

統括班及び物資班は、備蓄計画に基づき備蓄品の点検を定期的を実施し、また計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

4 自助による備蓄

統括班は、広報紙、ホームページ等を通じて、平時から市民に対して、1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料を居宅や事業所で備蓄することについて周知に努める。

第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時における被災者等の生活上必要な物資についても、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄されることを原則とするが（自助による備蓄）、災害によって備蓄物品が使用不能となった場合で、かつ市内での購入が困難な状況においては、その供給又は貸与は、災害救助法の適用の有無に関わらず、市が行う（公的備蓄）。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資については、平時からの備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備する。

3.1 基本方針

1 生活必需品給(貸)与の対象者

災害時の生活必需品給(貸)与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は損壊し、また流通の混乱により、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 給(貸)与品目

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給品目に関しては、原則として以下のように定められているが、個々の品目についてはある程度変更することが可能とされている。従って、過去の災害事例を参考に、平時から供給品目について検討しておく。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、冷暖房や避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切り、簡易トイレの衛生用品など、避難生活を想定した物資等についても備蓄を検討し、必要とされる品目と数量を備蓄計画に記載する。

特に、高齢者、障がい者、乳児等の要配慮者並びに女性に配慮した物資等についても備蓄に努める。

□災害救助法に基づく生活必需品の品目

品目	例示
被服、寝具及び身の回り品	衣服、下着、靴下、靴、サンダル、傘、毛布、布団、紙おむつ等
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、はし等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス等

3 目標数量

県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して1.5日分を当面の目標とし、備蓄を進める。

4 支出できる費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)に基づく。

3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】

1 備蓄計画

統括班は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画に基づき、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。

なお、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ 1.5 日分（合計 3 日分）以上備蓄する。

2 調達計画の策定

統括班及び物資班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。

調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保やその担当窓口の把握に努める。

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.31 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)

資料 1.32 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セッツカートン株式会社)

第4 物資の受入・管理・輸送体制の整備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4.1 物資の受入・管理体制【統括班、物資班】

1 救援物資等の集積場所の確保

統括班及び物資班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

□物資集積拠点

集積拠点	所在地	連絡先
ゆまにて1階	南川崎 523	048-996-0123
鶴ヶ曽根体育館 (エイトアリーナ)	鶴ヶ曽根 1535-1	048-999-7011

4.2 物資の輸送体制【統括班、物資班】

1 輸送体制の整備

統括班及び物資班は、事前に輸送業者の連絡先を確認するなど連携体制の構築に努める。

また、緊急輸送時に使用が想定される車両及びこれを運転する人員等を迅速に手配できるように、関係機関、関係企業と協定等の締結による協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

4.3 物資調達・輸送調整等支援システム【統括班、物資班】

統括班及び物資班は、迅速かつ円滑な物資支援の実現を図るため、物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第5 防災用資機材の備蓄体制の整備

発災直後の救助活動等に必要な防災用資機材は、市が備蓄を行う。

5.1 基本方針【統括班】

1 目標数量

本計画における被害想定では、4,545人の避難者を目安とする。

2 品目

以下の資機材を備蓄する。

- ろ水器、仮設トイレ、救助用資機材(バール、ジャッキ、のこぎり等)
- 移送用具(担架、ストレッチャー等)、発電機、投光機、炊飯器
- 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- テント・ブルーシート、避難所用資機材(看板、表示板、レイアウト図)
- 携帯電話用充電器等

3 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置に努める。このため統括班は、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。

5.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】

1 防災用資機材の備蓄計画

統括班は、各指定避難所及び指定緊急避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等について備蓄計画に基づき、計画的な備蓄に努めるとともに、防災用資機材の更新、メンテナンスを行う。

2 防災用資機材の調達計画策定及び体制整備

統括班は、災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定するとともに、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

第6 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療活動を必要とする傷病者が多数発生することが予想される。また、流通等の混乱により、医療救護資機材、医薬品等の医療救護活動を行う上で欠くことのできない物資の確保が困難になることも予想されるため、平時よりこれら物資の備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備しておくことが必要となる。

6.1 基本方針

1 利用

災害時の医療及び助産救護活動を行う機関とする。

2 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、被害想定に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄計画量を把握し、備蓄する。

6.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制【医療対策班】

1 備蓄計画

医療対策班は、被害想定(P.15)に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品、保健衛生用器材を備蓄するとともに、災害時の医薬品備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。なお、備蓄品の内容については、医師会との調整を図り整備する。

□医薬品等備蓄場所

備蓄場所	所在地	連絡先
保健センター	中央 1-2-1	048-995-3381

2 調達体制

医療対策班は、備蓄で不足又は備蓄以外で必要と想定される医療救護資機材、医薬品に対しては調達で補うものとして、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達体制を整備しておく。

第7 石油類燃料の調達・確保【財政班】

財政班は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から石油類販売業者等と協定を締結し、災害時における石油類燃料の確保に努めるとともに、自家発電設備等の応急対策に必要な各石油類燃料の優先的・安定的な確保を図る。

資料 1.26 災害時における燃料油の確保等に関する協定書(三愛石油株式会社)

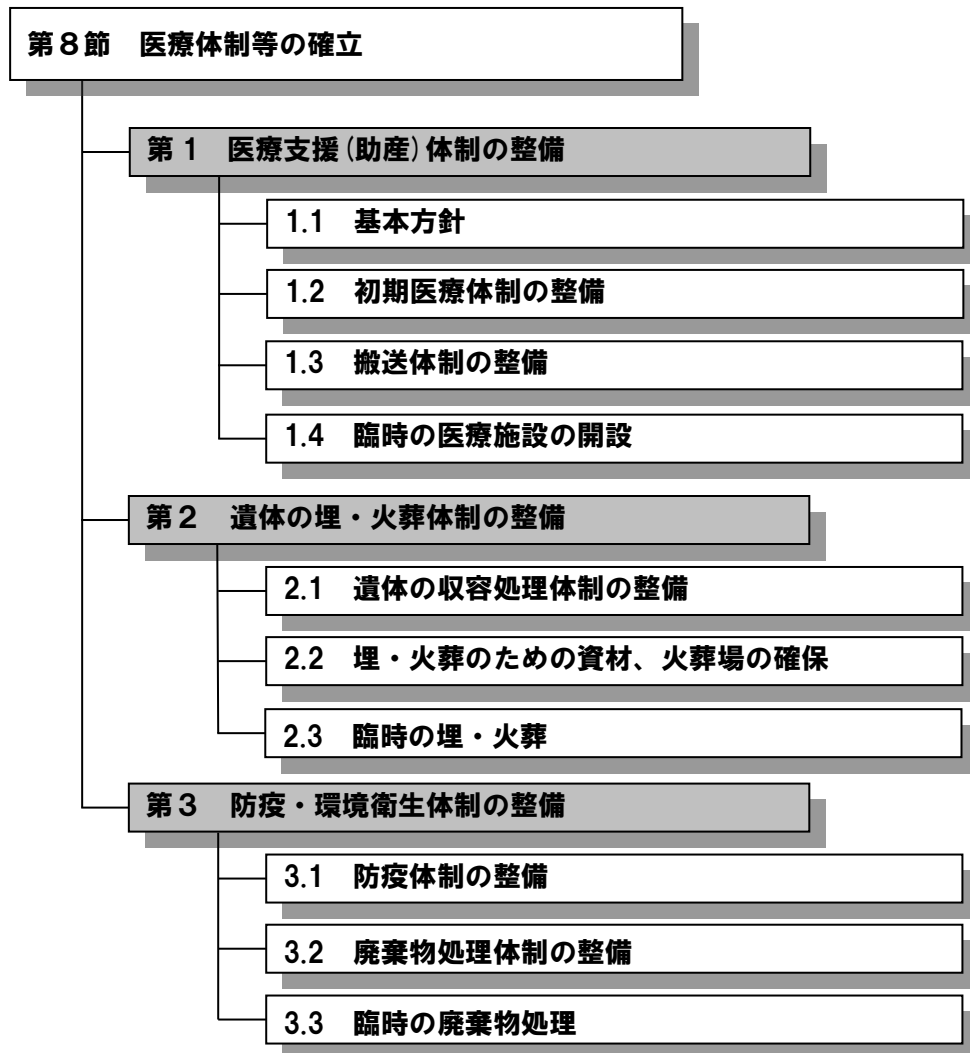
資料 1.51 災害時におけるLPガスの優先供給等の協力に関する協定書
(一般社団法人埼玉県LPガス協会南東武支部)

第8 物資・資機材の調達及び出納体制の準備【各班】

各班は、災害対応に必要となる物資及び資機材等の備蓄状況について平時より把握に努めるとともに、災害発生による応急対策に従事する際は、備蓄する物資及び資機材等により対応が困難な場合やその数量が不足する場合には、統括班及び物資班に対し、必要となる物資及び資機材等の品名・数量を報告する。

なお、財政班はこれらの調達及び契約事務を行うとともに、現金の出納保管に努める。

第8節 医療体制等の確立



第1 医療支援(助産)体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に医療活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

1.1 基本方針【医療対策班】

1 人的被害の想定

本計画における被害想定(P.16)では、584人の重軽傷者を想定している。

2 医療体制計画の整備

医療対策班は、医療機関と連携し、想定される数多くの傷病者に対して迅速かつ的確な医療救護活動を実施するため、医療救護計画を策定するように努める。

1.2 初期医療体制の整備【医療対策班】

1 初期医療体制の整備

医療対策班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関等及び自主防災組織と協議し、初期医療体制に係る計画を策定する。なお、当該計画で定める内容は次のとおり。

- ① 救護所の設置
- ② 医療救護班の編成
- ③ 医療救護班の出動
- ④ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- ⑤ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

2 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療対策班は、災害時において要配慮者支援班の応急処理に引き続く初期治療を実施するため、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

1.3 搬送体制の整備【医療対策班、草加八潮消防組合】

1 情報連絡体制

医療対策班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、埼玉県広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用訓練等を通じて、医療機関との情報連絡体制を確立する。

2 搬送順位

草加八潮消防組合は、あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

3 搬送経路

医療対策班は、草加八潮消防組合と連携して震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

4 搬送体制の整備

医療対策班は、草加八潮消防組合と連携し、市内の救護所等から後方医療機関に搬送し、治療及び入院等が行われるよう、救急車、防災ヘリコプター等による重症患者の搬送手段を検討する。

資料 1.37 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

1.4 臨時の医療施設の開設【医療対策班、草加八潮消防組合】

大規模広域災害が発生し、既存の病院の被災や多数の負傷者の発生により医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に適用することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された場合は、市長の指示により医療施設以外の施設を臨時の医療施設として開設する。臨時の医療施設については、消防用設備、又はそれに代わる安全措置が講じられている施設を選定する。

第2 遺体の埋・火葬体制の整備

2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療対策班、統括班】

医療対策班及び統括班は協力して、災害時に、遺体の収容所(安置所)として使えるよう、また、必要に応じて検視(見分)・検案を行うための検視所を併設できるよう、必要備品の準備、災害時の配置等に関する事前対策を行う。

検視・検案に際しては警察、医師会、歯科医師会、保健所等の関係機関の協力を得て行うため、平時より災害時の活動に関する協議・検討を行う。

2.2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保【医療対策班、統括班】

1 資材の確保

医療対策班及び統括班は協力して、被害想定(P.16)に基づき、災害時に必要となる柩、ドライアイス等の数量を把握し、あらかじめ関係業者あるいは他市区町村と協定を締結する等の事前対策を行う。

2 火葬場の確保

医療対策班及び統括班は協力して、災害時の火葬場の確保のため、市内業者や近隣市区町村の火葬場と協定を締結し、災害時に迅速に埋・火葬が行えるよう努める。

2.3 臨時の埋・火葬【医療対策班】

大規模広域災害が発生した場合、埋・火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の問題の発生を防止する必要がある。そのため、当該災害が政令で指定され、八潮市長が埋・火葬の許可を出せない事態に陥り、緊急の必要があると認められる場合は、八潮市長以外の市町村長が埋・火葬の許可を行うことができる。または、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において遺体の埋・火葬を行うときに限り、許可を要せずに埋・火葬を行うことができる。

第3 防疫・環境衛生体制の整備

大規模な災害発生時には、衛生状態が極度に悪化し、感染症等の疾病や食中毒の発生が予想される。

防疫活動については、県の指示、命令、指導に基づき市が行い、食品衛生監視活動は、県保健医療部(草加保健所)が行うことになっているが、災害時の防疫・環境衛生活動を円滑に進めるため、市でも平時から体制を整備しておく。

3.1 防疫体制の整備【環境衛生班】

1 防疫体制の整備

環境衛生班は、災害時の防疫活動において、草加保健所と協力して防疫チームを編成して行うが、この編成を円滑に行うため、平時から防疫チームの編成方法等について保健所と協議し、検討する。

2 防疫用薬剤及び資機材の整備

環境衛生班は、災害時の防疫活動に必要で、かつ災害時に緊急の調達が困難と予想されるものについては、平時から確保(備蓄)に努める。また、平時より八潮市薬剤師会に協力を要請し、災害時に不足する場合に、円滑に確保できる体制を確立する。

3 食品衛生監視体制の整備

草加保健所は、災害時に食品衛生監視活動を行うが、環境衛生班は、あらかじめ草加保健所とその活動について協議を行う。

3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、環境衛生班】

1 災害廃棄物処理計画の策定

環境衛生班は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について具体的にとりまとめ、災害廃棄物処理計画を状況に応じて調整する。

2 し尿処理体制の整備

環境衛生班は、次によりし尿処理体制を整備する。

(1) 仮設トイレ等の整備

統括班は、災害時に指定避難所、住宅地内において下水道設備の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレ等を確保する。必要量は、各指定避難所の想定避難所収容者数及び想定避難者数から換算する。

また、環境衛生班は、想定必要量以上の需要が発生した場合のために、仮設トイレ等の借り上げについて関係業者と協定を締結する。

(2) 処理体制の確立

環境衛生班は、災害が長期化した場合に備えて、状況に応じ適切な搬送体制・処理方法等について平時から検討しておく。

また、被災状況によっては他市等のし尿処理委託・許可業者に応援を求める場合も想定されるため、応援要請先については、あらかじめその処理能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定の締結等応援協力体制を整備する。

し尿処理委託業者

名 称	所 在 地	電 話	バキューム車
小早川商事(有) (有)中山清掃 八潮清掃(株) 八潮興業(株)	中央 3-18-7 南川崎 410 大曾根 703 古新田 151	048-996-1353 048-996-9728 048-996-0836 048-995-0020	10 台

し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
東埼玉資源環境組合 第二工場汚泥再生処理センター	八條 700	048-936-1251	260 キロリットル/日

3 ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理体制の整備

環境衛生班は、災害時のごみ運搬に備え、平時からごみ処理関係車両の整備・点検を行う。また、災害時の車両の不足に備え、関係業者との協力体制を構築する。

ごみ関係保有車両一覧表

機 種	台 数
ダンプ	3 トン車(中型・MT) 2 台
	2 トン車(中型・AT) 1 台
	2 トン車(普通・MT) 1 台
	2 トンフックロール車(普通・MT) 1 台
油圧ショベル	1 台
ホイールローダー	1 台
ショベルローダー	1 台
サイドクランプ式 フォークリフト	ガソリン 1 台 バッテリー 1 台

(2) ごみ処理対策

① 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため環境衛生班は、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ計画しておく。

② ごみ処理施設の確保

環境衛生班は、自らの処理能力を超える量のごみが排出された場合に備えて、近隣市区町村及び民間の廃棄物処理業者等と協議を行い、ごみ処理施設に関する協力体制を確立しておく。

□ごみ処理施設

名称	所在地	電話	処理能力
リサイクルプラザ	八條 2365-1	048-997-6696	30t/日
東埼玉資源環境組合第一工場	越谷市増林 3-2-1	048-966-0121	800t/日
東埼玉資源環境組合第二工場	草加市柿木町 107 - 1	048-936-1251	297t/日

4 がれき処理体制の整備

(1) 基本方針

原則として次の方針によってがれき処理体制を確保して行う。

① 住宅・建築物系(個人・中小企業)

原則として建築物の所有者が解体・処理を実施する。

② 大企業の事務所等

大企業が自己処理する。

③ 公共・公益施設

施設の管理者が処理する。

④ 災害廃棄物処理の推進と調整

国、県、関係市町及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」等を設立し、がれきの処理状況の把握、搬送ルート、仮置き場及び最終処分場の確保を図る。

(2) 仮置き場の確保

災害時において発生する倒壊建築物等からのがれきは、仮置き場に搬入する必要がある。そのため、環境衛生班は、平時において公有地を中心に具体的な仮置き場の選定を行うとともに、道路管理者及び警察と協議を行い、がれきの搬送ルートを設定する。

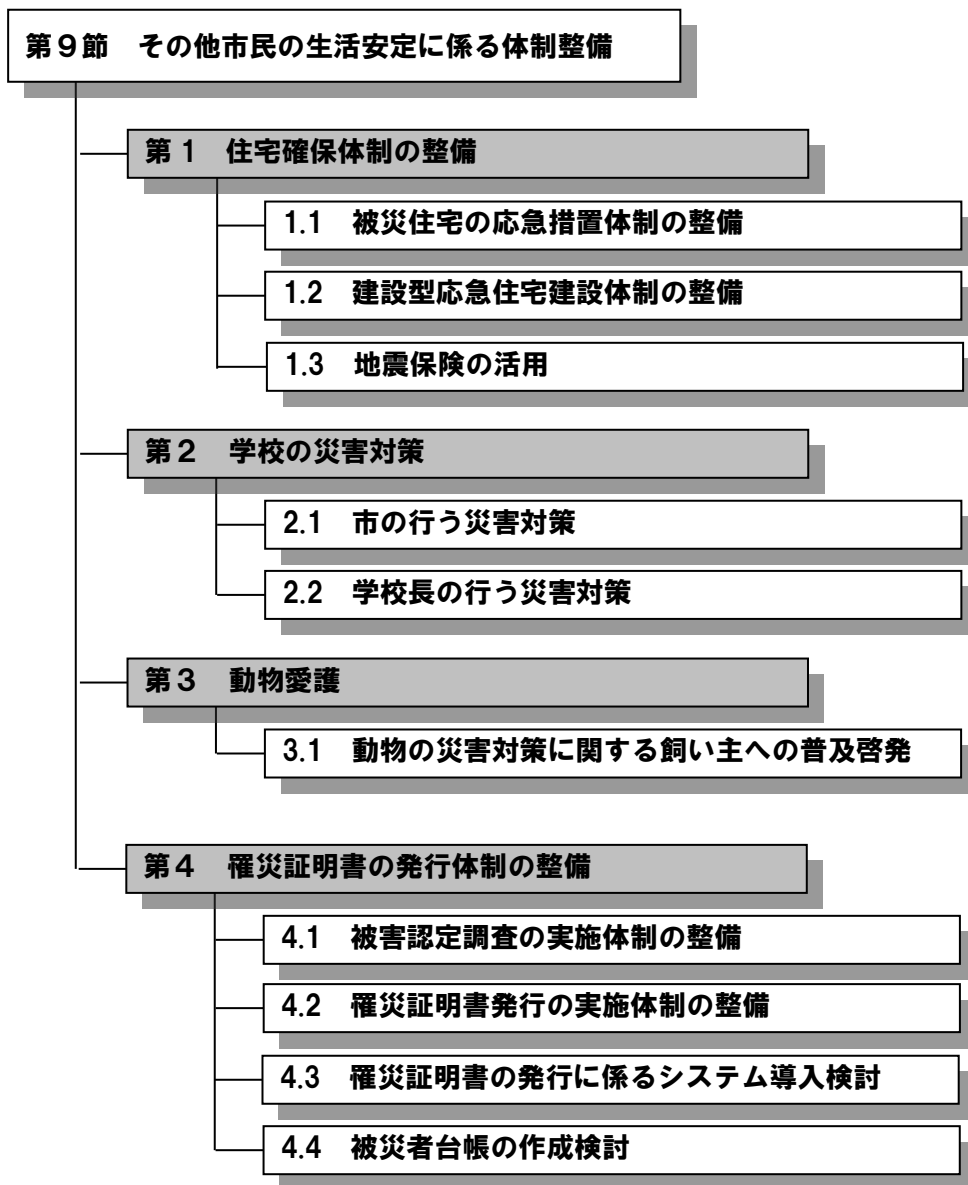
□がれき仮置き場候補地

候補地	所在地
大瀬運動公園	大瀬 1305
八潮幸之宮運動広場	八條 2338-1

3.3 臨時の廃棄物処理【環境衛生班】

大規模広域災害が発生し、甚大な建築物被害に伴って、がれき等の廃棄物が大量に発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された場合は、環境大臣が迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。廃棄物処理特例地域に指定された地域では、市の委託を受けて廃棄物の処理を行う事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けることなく、廃棄物の処理を行うものとする。

第9節 その他市民の生活安定に係る体制整備



第1 住宅確保体制の整備

1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【道路班、応急危険度判定班、判定士有資格者】

1 被災住宅の応急措置体制の整備

道路班は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災区分判定を行うための体制整備を図るとともに、各判定の趣旨を市民へ周知する。

また、庁内で応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得を奨励するとともに、災害に備え事前に関係機関・団体と連携・協力し、判定士の確保に努める。

2 応急危険度判定用資材の整備

道路班は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に使用する判定調査票及び判定ステッカーを主要な防災拠点に備蓄し、使用方法の習熟を図る。

資料 2.40 応急危険度・被災宅地危険度判定ステッカー

3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立

道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。

4 関係機関との協力体制の確立

道路班は、八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

1.2 建設型応急住宅建設体制の整備【道路班、営繕業務経験者、公営住宅業務経験者】

1 用地の確保

(1) 基本方針

道路班は、災害時の建設型応急住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。

なお、建設型応急住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。

資料 2.73 建設型応急住宅建設予定地一覧

(2) 供給数量の算定

道路班は、被害想定結果をもとに必要供給数量を算定し、必要用地を確保する。

ただし、被害が大規模な場合は、想定以上の建設型応急住宅が必要とされる場合もあるため、できる限り多くの用地確保に努めるものとする。

(3) 選定基準

予定地は、災害に対する安全性に配慮の上、次の基準に従い選定する。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ⑤ 工事車両のアクセスしやすい場所
- ⑥ 既存生活利便施設が近い場所
- ⑦ 造成工事の必要性が低い場所

2 設置及び供給計画

道路班、営繕業務経験者及び公営住宅業務経験者は、次の点を明記した建設型応急住宅の設置計画の策定に努める。

- ① 建設型応急住宅の着工時期
- ② 建設型応急住宅の入居基準
- ③ 建設型応急住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮

3 関係機関との協力体制の確立

道路班は、市内建設業者等と協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

1.3 地震保険の活用【道路班】

地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、道路班は、その制度の普及促進に努める。

第2 学校の災害対策

災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

2.1 市の行う災害対策【避難所班】

1 応急教育計画の策定

避難所班は、市内小中学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するため、応急教育に関する計画の策定をはじめとする事前対策を推進する。

2 教材等の確保体制の整備

避難所班は、教材用品の調達及び給与の方法について、市内小中学校及び関連業者等と協議のうえ、あらかじめ計画を立てておくものとする。

2.2 学校長の行う災害対策【学校長】

1 応急教育に関する計画の策定

市内小中学校の校長は、避難所班の指導・助言のもと、学校の立地条件等を考慮したうえ、平時より災害時の応急教育に関する計画を確立するとともに、指導の方法等について明確な計画を立てる。

2 災害対策に関する計画の策定

市内小中学校の校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- ① 市の防災計画における学校の位置付け及び学校の役割分担を確認し、災害時の対応を検討する。
- ② 災害時における保護者との連絡方法等を検討する。
- ③ 市教育委員会、警察、消防機関、消防団との連絡体制・協力体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定める。
- ⑤ 不時の災害発生に対処する訓練を行う。

3 応急教育に関する計画・災害対策に関する計画の周知徹底

市内小中学校の校長は、所属職員に対し応急教育に関する計画、災害対策に関する計画の内容を周知徹底し、災害時の迅速かつ円滑な活動が実現できるよう努める。

第3 動物愛護

保護された動物の飼い主の特定や指定避難所において他の被災者とトラブルを回避するため、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【環境衛生班、草加保健所】

1 所有者明示に関する普及啓発

環境衛生班は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

環境衛生班は、動物の飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を実施する。

3 連携体制の確立

環境衛生班は、埼玉県獣医師会南支部との協定に基づき、災害時における動物救護活動を連携して行えるよう、協議・検討する。

資料 1.21 災害時における動物救護活動に関する協定書（埼玉県獣医師会南支部）

第4 罹災証明書の発行体制の整備

4.1 被害認定調査の実施体制の整備【被害認定調査班】

被害認定調査班は、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付するため、住家の被害認定調査の調査担当を定める。

また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入体制を構築する。

4.2 罹災証明書発行の実施体制の整備【被害認定調査班】

被害認定調査班は、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付するため、罹災証明書の交付担当を定める。

また、罹災証明書の発行業務に対する応援の受入体制を構築する。

4.3 罹災証明書の発行に係るシステム導入検討【被害認定調査班】

被害認定調査班は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

4.4 被災者台帳の作成検討【被害認定調査班】

被害認定調査班は、円滑かつ効率的な被災者支援の実施のため、被災者台帳を作成し、台帳上で被災者に対する支援状況を一元管理するなどの活用について検討する。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用についても検討を行うものとする。

第10節 市民の災害対応力の向上



第1 防災意識の高揚

市は、市民のそれぞれの状況に応じた体系的な防災教育を行い、市民の災害対応力を高める。また、市民自らが地域を守る一員として、積極的に防災学習ができるよう環境の整備を行い、防災意識の高揚を図る。

また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過少評価する傾向）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

1.1 防災教育計画【統括班、要配慮者支援班、帰宅困難者支援班、避難所班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会】

1 学校における防災教育

避難所班及び統括班は、学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.75)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。

- (1) 学校行事としての防災教育
- (2) 教科等による防災教育
- (3) 教職員に対する防災研修

2 社会教育における防災教育

統括班は、草加八潮消防組合、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

- (1) 講座
災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得、ジェンダー主流化の視点からの防災対策についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。
- (2) 実習
救助の方法、特に心肺蘇生に対する知識と技術について体得させるよう指導を促す。
- (3) 話し合い学習
カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。
- (4) 見学
防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

(5) 印刷物

防災関係資料等をもとにパンフレットを作成し、配布するとともに、機関紙に関係記事を記載する。

(6) 緊急地震速報の普及・啓発

統括班は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するとともに、

防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

なお、緊急地震速報は、気象庁が最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表し、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

3 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、統括班、草加八潮消防組合は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

4 防災上重要な施設における防災教育

統括班、要配慮者支援班、物資班、帰宅困難者支援班は、草加八潮消防組合と連携し、「防災上重要な施設の避難計画」（P.75）に基づき以下の施設における防災教育に関しての支援、協力を行う。

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性がある。要配慮者支援班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会は、施設管理者と協力して、平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣市民との共同訓練等により、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

統括班、帰宅困難者支援班、草加八潮消防組合は、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達並びに各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。

5 自主防災組織リーダーに対する防災教育、研修

統括班は、草加八潮消防組合と連携し、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等を実施することにより、防災に対する様々な知識の普及に努める。

1.2 防災知識普及計画【統括班】

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項について、統括班は県と協力して市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。

1 防災知識の普及内容

- ① 防災の種別、特性、一般的知識
- ② 災害対策基本法及び関連法の趣旨
- ③ 災害時における心得
- ④ 防災計画の概要
- ⑤ 被害報告及び避難方法
- ⑥ 過去の災害の状況
- ⑦ 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

統括班は、防災に関する知識を普及させるため、「広報やしお」等における防災記事の掲載や防災パンフレットの作成等を行い、知識の普及を図る。

また、その他にも次の手法を活用し、知識普及に努める。

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- ② 映画、スライドの活用
- ③ 立て看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ④ 出前講座、講習会、講演会、座談会等の開催

1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】

統括班は、市内における過去の災害教訓や災害文化を後世に伝えていくため、災害調査の分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】

1 総合防災訓練

各班は、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で行うものとする。

2 市及び防災関係機関が実施する訓練

統括班は、草加八潮消防組合とともに、以下の訓練に関して、訓練の準備、関係機関との連絡調整等を行う。

(1) 応急対策計画確認訓練

災害応急対策活動を迅速かつ的確に遂行するために、発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担などを定めたシナリオを作成し、訓練で活用するなど、より実効性の高い訓練の実施に努める。関係課においては、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等は、課単位で比較的容易に取り組み、訓練効果が大きいいため、積極的に取り組む。

(2) 消防訓練

草加八潮消防組合は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、草加八潮消防組合及び消防団員、その他の関係機関の協力を得て実施する。

(3) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。

(4) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常招集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を毎年実施する。

参集に当たっては、交通機関、車両の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の条件を加えた訓練を実施する。

(5) 災害通信連絡訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な通信体制が整わないこともあるため、通常の有線通信の他、無線通信(防災行政無線)の要領、機器の操作について習熟に努める。

その際、市民、関係機関の連絡伝達訓練並びに通信設備の応急復旧に関する訓練を実施する。

① 実施方法

災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練の他、被害の規模を想定して行う固定系無線の伝達訓練、通信設備の応急復旧等についての訓練等を行う。

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

③ 実施頻度

必要に応じて行う。

(6) 避難所開設・運営訓練

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

3 小中学校等で行う訓練

学校等の施設管理者は、児童・生徒の生命及び身体の安全を期するため、教職員、児童・生徒が災害に対し、臨機応変の処置が取れるよう、あらかじめ各種状況の想定のもとに避難訓練を実施する。具体的には、以下の方針に基づいて定期的に訓練を行うものとし、避難所班はそれを指導する。

① 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

② 避難訓練を通して、児童・生徒及び教職員の防災意識を高め、防災体制の確立を図る。

③ 避難訓練を通して、災害時における規律と協力の精神を養い、実践力を育む。

4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、統括班は、消防機関と連携し、市民等の行う訓練に支援・協力する。

(1) 事業所の訓練

病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。また、災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れる。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた消防機関、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、統括班、消防機関及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び関係する機関同士の強固な連結の推進による危機・防災対応力の強化に努める。また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

(4) 要配慮者支援の訓練

市民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、要配慮者支援班は、市社会福祉協議会と協力して資料や情報の提供等、必要な支援を行う。

また、社会福祉施設職員は、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を行い、災害時の行動に習熟するよう定期的に訓練に参加する。

1.5 訓練後の検証【各班、防災関係機関等】

各班は、各種訓練を通して担当業務を確認するとともに、訓練終了後は、対応内容を検証・評価する。また、その評価は、訓練に携わった関係機関で共有し、次回の訓練計画に反映させるとともに、地域防災計画、各種マニュアル等の見直し資料とする。

(1) 評価及び検証の方法

訓練後の意見交換会やアンケート調査及び分析等を行い、訓練の検証を実施する。

(2) 検証の効果

評価及び検証を受け、評価すべき点、課題となった点を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。また、それらの結果は次回の訓練計画に反映する。

1.6 適切な避難行動に関する普及啓発【統括班】

統括班は、市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、避難行動の妨げとなる正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

また、気象庁、熊谷地方気象台、市及び県は、地震や気象に関する情報を住民が容易に理解できるように、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報伝達に努める。

第2 自主防災組織の整備

災害時に被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、市民が団結し、組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

2.1 自主防災組織の活動【統括班、自主防災組織】

1 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努める。

(1) 平時の活動

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
(例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 防災用資機材の購入・管理等
資機材の例：初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器)
救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり)
救護用資機材(救急医療セット、リヤカー)
- ⑤ 地域の把握
(例 危険箇所の把握、要配慮者)

(2) 発災時の活動

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達の実施
- ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- ④ 集団避難の実施(特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。)
- ⑤ 指定避難所の運営活動の実施
(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】

1 組織の現況

令和元年7月現在、市内町会・自治会のうち、100%にあたる44団体の自主防災組織が設立されている。

2 組織化の推進

統括班は、町会・自治会に属していない中規模以上のマンションを把握し、管理組合等に対して町会・自治会の参加又は自主防災組織の設立について、積極的に働きかける。

3 活動の充実・強化

統括班は、以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図るとともに、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

(1) 自主防災組織の結成の推進

市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が防災組織をつくるために必要な資料等を提供する。

(2) 自主防災組織の育成・支援

「八潮市自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織の育成に努める。
また、防災関係機関等との連携を図り、リーダー育成の支援や自主防災組織の訓練への参加等に際し、適切な指導を行う。

(3) 活動のための環境整備

自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。

また、八潮市自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織による地域防災活動を推進する。

2.3 事業所等の自主防災体制の強化【統括班】

市は、災害時における事業所の果たす役割(従業員及び事務所・事業所の来所者並びに施設・設備の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう指導するとともに、各事業所に対して以下に示す防災活動を推進するよう努める。

1 一般事業所

統括班は、事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」を作成し、配布する等、防災意識の啓発活動や組織整備に関する支援・指導及び助成等を行う。

また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化等の準備を行う。

第3 要配慮者安全確保計画

災害による犠牲者の多くは高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人などのいわゆる要配慮者とされている。このため、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとに、要配慮者の防災避難支援対策を推進する。

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

災害時に配慮を要する者。高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に配慮が必要な者。

・ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

・ 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者。消防機関、警察署、町会・自治会（自主防災組織）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーなど。「避難行動要支援者名簿」の提供先となる。

3.1 基本方針【要配慮者支援班】

1 地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに地域住民が協力し、一体となって取り組む。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う。

2 関係機関・団体との協力体制の整備

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会（自主防災組織）、並びに福祉関係者として市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との協力体制に関する協議を定期的開催する。

3 避難支援計画の策定

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市避難行動要支援者避難支援計画を策定する。

また、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別避難計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施する。

資料 2.76 避難計画の作成上の留意事項

3.2 社会福祉施設等入所者の対策【要配慮者支援班、施設管理者】

1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への徹底周知を図る。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 市との連絡体制の確立

施設管理者は、平時より要配慮者支援班と連携を図り、災害時の人的・物的被害に関する情報伝達が迅速に行われるよう、体制整備に努める。

(3) 防災関係機関等への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に施設の被害状況等を災害対策本部や防災関係機関等へ迅速に報告できるように、関係機関と連携を図り、連絡体制を整備しておく。

(4) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

3 避難支援体制の整備

施設管理者は、要配慮者支援班と協力し、災害時における避難誘導のための非常口等避難路を確保するとともに、入所者を所定の指定避難所等へ誘導及び移送するための体制を整備する。

特に、避難行動要支援者の範囲に含まれる入所者の誘導及び移送については留意する。

4 施設間の相互支援システムの確立

施設管理者は、県と協力して、市及び県の施設を地区防災拠点で区分した3ブロックに分け、災害時に施設の建築物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させる、職員が応援する等である。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

5 食料、防災資機材等の備蓄

社会福祉施設の施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄する。

- ① 非常用食料(高齢者・乳幼児等の特別食を含む)：3日分
- ② 飲料水：3日分
- ③ 常備薬：3日分
- ④ 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)：3日分
- ⑤ 照明器具
- ⑥ 暖房機器
- ⑦ 移送用具(担架・ストレッチャー等)

6 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施する。また、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防機関や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。要配慮者支援班、統括班は、これらの支援等を行う。

福祉避難所として指定を受けている施設では、当該施設が平時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施する。

7 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は施設職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の安定について協力が得られるよう、日常から近隣の町会・自治会（自主防災組織）やボランティア団体及び近くの高校等との連携を図っておく。

8 施設の耐震対策

社会福祉施設等の施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

9 情報伝達体制の整備

要配慮者支援班は、社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

10 社会福祉施設との連携

要配慮者支援班は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図る。

要配慮者支援班は、災害時には、被災者に対する介護相談など、社会福祉施設の有する機能の活用を検討する。

3.3 避難行動要支援者の対策【要配慮者支援班、避難所班、統括班】

1 対象者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は全て在宅者とする。なお、障がいの程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することのないよう、支援対象者の把握に努める。

(1) 高齢者

- ① 健康に不安を抱える65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定3以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者

(2) 障がい者

次の①～④に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者

- ① 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている者
- ② 療育手帳④、Aを所持する知的障がい者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ④ 難病患者等

(3) 状況によって支援が必要な者

- ① 自分一人で避難することが困難な妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者
- ② その他自治会等が支援の必要を認めた者

2 要配慮者の情報収集

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を収集する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成で必要がある場合は、県等に対して情報提供を要請する。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び修正

要配慮者支援班は、避難行動要支援者の名簿を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、異動等により記載事項に変更があった場合は、定期的に修正を行うこととし、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術の活用について、検討を行う。

なお、名簿については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。

《名簿への記載事項》

- ① 氏名
- ② 住所(避難行動要支援者の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

《名簿作成にあたっての留意事項》

- ①避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職 や かかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- ②避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- ③個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

4 個別避難計画作成

要配慮者支援班は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 法人等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載することとし、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努め、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう、積極的に検討するものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

5 避難支援等関係者の安全確保の措置

要配慮者支援班は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とすることを基本に、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で適切な避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度の理解を目的とした周知に努める。

6 避難支援体制の整備

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置に努める。

(1) 避難支援方法の習熟

要配慮者支援班は、統括班と協力して、要配慮者の安全かつ円滑な避難を目指し、要配慮者個々の状態に応じた避難支援が行えるよう、避難支援方法の習熟に努める。また、統括班は、災害時に消防団、自主防災組織、福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報等を通じて避難支援方法についての情報提供を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理から名簿提供にかかる同意書の提出があった場合は、平時から草加八潮消防組合八潮消防署、草加警察署、町会・自治会（自主防災組織）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、個人情報の保護に万全を期す状況が担保されている場合に限り、あらかじめ名簿等を提供する。

また、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平時からの名簿情報の提供について避難行動要支援者に働きかける。

提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。

7 名簿情報の適正管理

要配慮者支援班は、避難支援等関係者に名簿を提供するに当たっては、避難行動要支援関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

8 緊急通報システムの整備

要配慮者支援班は、県と協力して、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

9 防災基盤の整備

統括班は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

10 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難所班は、要配慮者支援班と協力して、要配慮者等に対して指定避難所での良好な生活環境が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。

具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生

活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。

福祉避難所については、通常の指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸入器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

11 防災カード等の普及

要配慮者支援班は、要配慮者への効果的な救援・救護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる防災カード等の普及に努める。

12 防災教育及び訓練の実施

統括班は、要配慮者支援班と協力して、広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、市民に対して啓発活動を行う。

(1) 対象者及びその家族による取組

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと
- ② 発災時には近隣の協力が得られるよう平時より努力すること
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること

(2) 市民による取組

- ① 地域防災訓練等において、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること
- ② 発災時には対象者の安全確保に協力すること
- ③ 地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること

13 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

要配慮者支援班は、医療対策班と連携して福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、市、福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 地域住民等の情報活用

要配慮者支援班は、高齢者、障がい者等に対する地域住民、民生委員、及びボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時における支援体制を確立しておく。

14 相談体制の確立

統括班は、要配慮者支援班と協力して、災害時、被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

15 避難支援等関係者の安全確保

要配慮者支援班は、避難支援者等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

3.4 外国人の対策【要配慮者支援班、統括班】

1 外国人の所在の把握

要配慮者支援班は、統括班と協力して、災害における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、日常から個別避難計画における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災知識の普及・啓発

統括班と要配慮者支援班は、協力して日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災パンフレットを作成する。また、併せて外国人との交流会や外国人雇用事務所等、様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供を行う。

3 防災基盤の整備

統括班は、指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

4 防災訓練の実施

統括班と要配慮者支援班は、協力して平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

要配慮者支援班は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第4 自主防犯組織の育成及び強化

統括班は、自主防犯組織の育成・強化を図り、各地域における防犯活動を促進し、犯罪の抑止に努める。

第5 地区防災計画の作成

市は、防災協働社会の実現に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として地区防災計画作成を推進していく。

5.1 市民等による地区防災計画の作成【市民、自主防災組織、事業所等】

市民、自主防災組織、事業所等は、当該地区における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に基づき、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難体制の構築など、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができる。

5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】

市防災会議は、同法第42条第3項及び第42条の2に基づき、市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、市民、自主防災組織、事業所等が作成する地区防災計画を市地域防災計画に定める。

5.3 地区防災計画

市防災計画に定める地区防災計画は、以下のとおり。

地区防災計画一覧

計画名称	防災会議認定日
柳之宮地区 地区防災計画	令和3年11月17日

第3部 震災応急対策計画

震災応急対策計画の構成

震災 応急 対策 計画	第 1 節 活動体制	(P 124～ 134)
	第 2 節 広域応援要請計画	(P 135～ 145)
	第 3 節 災害情報通信計画	(P 146～ 156)
	第 4 節 市民への広報・広聴	(P 157～ 162)
	第 5 節 消防活動	(P 163～ 167)
	第 6 節 二次災害防止活動	(P 168～ 173)
	第 7 節 警備・交通・輸送計画	(P 174～ 182)
	第 8 節 避難計画	(P 183～ 199)
	第 9 節 救助・医療救護計画	(P 200～ 210)
	第 10 節 生活支援計画	(P 211～ 226)
	第 11 節 環境衛生計画	(P 227～ 234)
	第 12 節 要員確保計画	(P 235～ 239)
	第 13 節 ライフライン施設の応急対策	(P 240～ 255)

第1節 活動体制



第1 活動体制

災害が発生した場合、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び埼玉県地域防災計画並びに本市の防災に関する計画に基づき、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員、配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、関係機関は、その組織及び能力の全てをあげて当該本部組織の活動に協力する。

1.1 市の活動体制及び動員計画【各班】

1 活動体制

各班は、災害が発生したときは、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施しなければならない。

また、その責務を遂行するため、あらかじめ市職員の活動体制及び動員計画を定めるとともに、その旨を職員に周知徹底しておく。

動員計画の策定にあたっては、市庁舎が被害を受けて災害対応の活動場所が十分に確保できない場合に備えて事前に設定した市庁舎使用不能時の代替施設での体制確保を踏まえる。

(1) 体制及び配備基準

活動体制及び配備基準は、次表のとおりである。また、震度5弱以上の揺れが発生した場合、別に定める八潮市業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策等の災害応急対策を行うものとする。

なお、待機体制は、防災担当課職員が対応する。

□活動体制、配備基準及び災害対策本部設置基準

体制区分	配備基準	活動内容	災害対策本部設置の有無
待機体制	原則として、震度4の揺れが発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合	情報の収集、初動体制や緊急体制に備えて活動する体制	設置しない
初動体制	原則として、震度5弱の揺れが発生した場合	監視、情報の収集・加工・分析・伝達・共有を任務として活動する体制	設置する (市長が必要と認めた場合)
緊急体制	原則として、震度5強の揺れが発生した場合	監視、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	設置する (自動設置)
非常体制	原則として、震度6弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	設置する (自動設置)

2 活動体制別の動員計画

(1) 動員計画

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の居住地、災害の規模を勘案した実践的な動員配備体制を整備する。

(2) 動員指令

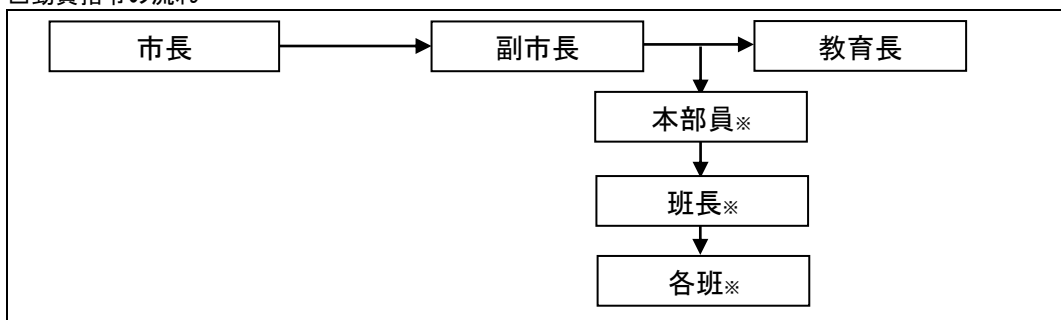
- ① 配備体制の決定及び指示者
 配備体制の決定者を以下のとおりとする。

□配備体制の決定者及び指示者

体制区分	決定者・指示者
初動体制	市長
緊急体制	市長
非常体制	市長

- ② 動員指令・報告の流れ
 配備決定に基づく、動員指令・報告の流れは以下のとおりである。

□動員指令の流れ



※「資料 2.11 災害対策本部体制下の組織」を参照

- ③ 動員の方法
 配備決定に基づく動員の指令は次の方法で行う。

【勤務時間内】

庁内放送、LoGo チャット、電話等で行う。

【勤務時間外】

八潮市で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、各職員は自ら情報を収集し、該当する配備基準を判断して、指定された参集場所に出勤する(自主参集)。

□ 配備基準及び参集者

項目		初動体制	緊急体制	非常体制
参集基準		原則として、震度5弱の揺れが発生した場合	原則として、震度5強の揺れが発生した場合	原則として、震度6弱以上の揺れが発生した場合
参集職員	統括班	指定された職員	指定された職員	全職員
	人事班	指定された職員	指定された職員	全職員
	財政班	指定された職員	指定された職員	全職員
	広報班	指定された職員	指定された職員	全職員
	ボランティア支援班	—	指定された職員	全職員
	情報班	指定された職員	指定された職員	全職員
	被害認定調査班	—	指定された職員	全職員
	医療対策班	指定された職員	指定された職員	全職員
	要配慮者支援班	指定された職員	指定された職員	全職員
	避難所班	指定された職員	指定された職員	全職員
	帰宅困難者支援班	指定された職員	指定された職員	全職員
	物資班	指定された職員	指定された職員	全職員
	道路班	指定された職員	指定された職員	全職員
	応急危険度判定班	指定された職員	指定された職員	全職員
	環境衛生班	指定された職員	指定された職員	全職員
応急給水班	指定された職員	指定された職員	全職員	
参集職員の割合		全職員の約 1/3	全職員の約 2/3	全職員

3 職員動員状況の把握

統括班及び人事班は、各班と連携を図り職員の動員状況及びその家族を含む被害状況の把握に努める。

4 公務災害処理

各班は、応急対策業務に従事する職員が負傷等した場合、統括班及び人事班に対し、すみやかにその報告を行うとともに、人事班は、公務災害補償に関する所要の事務を行う。

5 公共施設の状況の把握

施設管理者は、施設の被災状況を把握し、その把握した情報を本部員を通じて、災害対策本部へ報告する。なお、施設に異常がある場合は、直ちに施設への立入りを禁止する等、必要な措置を講ずる。

6 チーム内の応援体制

災害対策本部体制下の組織における各チームのうち、本部事務局、避難所・医療支援チーム、道路・住宅チームにおいては、各班の職員動員状況を把握し、必要があればチーム内の各班相互に応援ができる体制を講じて対応にあたる。

7 平時における取組

平時から担当する業務内容（チーム内応援を含む）を確認し、班ごとに訓練や打ち合わせを行い、各班の班長（幹事課の課長級職員）は防災担当課長へ報告すること。また、班ごとにマニュアルの作成または見直しを行い、必要に応じて防災担当課と連携を図ること。

※「資料 2.12 平時における取組」を参照

第2 災害対策本部の設置・運営

市長は、震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、市民の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に応急活動を展開する。

2.1 災害対策本部の設置【統括班、財政班】

1 災害対策本部組織

災害対策本部組織の構成は、以下のとおりである。

□災害対策本部組織

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部長級職員、当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員

災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順序で代理する。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 生活安全部長

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、「活動体制」(P.124)のとおりである。

3 災害対策本部の設置及び閉鎖

市長は、前項の基準に該当するような災害が発生したときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

また、市長は、市域における災害の拡大するおそれが解消し、又は災害発生後における措置が概ね終了した場合は、災害対策本部を閉鎖する。

4 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知

災害対策本部を設置又は閉鎖した場合、生活安全部長は、直ちに次に挙げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知する。

□本部設置及び閉鎖の通知先

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ○市各部課、各機関 | |
| ○草加八潮消防組合 | |
| ○埼玉県知事(危機管理防災部災害対策課・東部地域振興センター) | |
| ○埼玉県警察本部 | ○八潮市消防団長 |
| ○隣接市区長 | ○陸上自衛隊第32普通科連隊 |
| ○その他の防災関係機関の長又は代表者 | |

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎庁議室とする。ただし、市庁舎内に設置することが不可能な場合は、八潮消防署(視聴覚会議室)に設置する。

第1位 市庁舎庁議室

第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)

6 本部必要備品の準備、設置

財政班、統括班は、災害対策本部の運営に必要な備品を準備するとともに、設置する。

□本部必要備品

統括班	財政班
防災行政無線、携帯無線、衛星携帯電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファクス
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、スクリーン
災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ
被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ
埼玉県災害オペレーション支援システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、ICレコーダー
	紙、筆記用具等事務用品、電卓

7 市の行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかについて、県(統括部)に報告する(第1報は原則として発災後12時間以内。第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。)

2.2 災害対策本部の運営【各班】

1 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市域の被災状況に関する情報の収集を行い、分析・加工したのち、状況を把握するとともに、次の事項を協議し決定する。

また、統括班は、被害状況や実施した災害応急対策を県災害対策課に伝達・共有するものとする。

□災害対策本部の協議事項

- 本部の動員体制に関すること
- 近隣市区町村、県その他関係機関への応援要請に関すること
- 災害救助法の適用に関すること
- その他災害対策の重要事項に関すること

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、次のとおり実施する。

○災害対策本部会議

- ・本部会議では、災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議し、特に重要な事項について決定する。
- ・本部長は、本部員で構成する本部会議を開催する。
- ・本部会議の議長は、本部長が務める。
- ・本部長は、必要に応じて関連防災機関の応援要請を行う。

○本部員

- ・本部員は、部長級職員及び当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員が務めるものとする。
- ・本部員は、各班を統括する。
- ・本部員は、災害に関する情報等を本部へ報告するとともに、本部の指示事項を各班長へ伝達する。
- ・本部員に事故のある場合は、当該副部長級職員が出席する。

○災害対策班長

- ・災害対策班長は、各班幹事課の課長級職員が務めるものとする。ただし、各班幹事課の課長級職員が不在の場合は、各班の課長級職員が務める。
- ・災害対策班長は、災害現場における各班を統括する。
- ・災害対策班長は、本部員への報告、本部の指示事項を各班職員へ伝達する。

○統括班

- ・本部会議の運営に関する事務を行い、本部会議における決定事項、各班からの報告内容、各班への指示内容を記録する。
- ・災害救助活動における職員の従事状況を適宜調整する。特に、災害発生直後は、市内の被災状況、職員の参集状況等を勘案し、当面緊急度の低い班の人員を、必要な班に編入する等の調整を行う。
- ・災害による被害情報の総括的取りまとめを行う。
- ・本部における活動を記録し、整理する。
- ・報告された情報を取りまとめ、適宜各班へ伝達し、情報の共有化を図る。
- ・本部長及び副本部長の秘書を務める。
- ・本部会議の運営補佐を行う。

○各班

- ・各班は、災害対策本部体制下における事務分掌に従い、応急対策活動を遂行する。
- ・各班が収集した情報や活動状況について、適宜、速やかに情報班へ報告する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準、手続、種類等について計画を定める。

3.1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の規定による。

□災害救助法施行令の適用基準

適用基準	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
第1号	市内の住家滅失(被災)世帯数	80以上	第1条第1項第1号
第2号	県内の住家滅失(被災)世帯数	2,500以上	第1条第1項第2号
	かつ、市内の住家滅失(被災)世帯数	40以上	
第3号	県内の住家滅失(被災)世帯数	12,000以上	第1条第1項第3号
	かつ、市内で世帯の住家が滅失(被災)世帯数	多数	
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	厚生労働省の定める基準	第1条第1項第4号

大規模災害においては、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号の適用に至らない場合(住家滅失(被災)世帯数が適用基準に至らないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合)は、同条第4号の適用について、厚生労働省令で定める基準より、救助の実施を決定する。

なお、第4号が適用されるのは、直接多数の市民等が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合(災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること(災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成12年厚生省令第86号)第2条第1項第1号)、被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること(同省令第2条第1項第2号))であり、災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合である。

また、災害救助法第2条第2項に基づき、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、県によって、当該所管区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助が適応される。

資料 2.43 災害救助法適用までの流れ

資料 2.44 災害救助法早見表

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、算定を行う。

□被災世帯の算定基準

滅失住家	1世帯	=	全壊(全焼・流失)住家	1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊(半焼)住家	2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯
※ 床下浸水、一部損壊は換算しない				

(2) 住家の損失等の認定

全壊、半壊等の認定は、災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第118号)及び災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)による。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれを1住家として取り扱う。

3.2 災害救助法の適用手続【統括班】

災害救助法の適用手続は、以下のとおりである。

1 災害救助法の適用申請

市長は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を申請する。

□災害救助法申請時の報告事項

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- その他必要な事項

2 緊急時の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助を待つことができないときは、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

資料 第1号様式 救助の特例申請様式

3.3 救助の種類と実施者

1 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、以下に示すとおりである。

□災害救助法による救助の種類と実施者

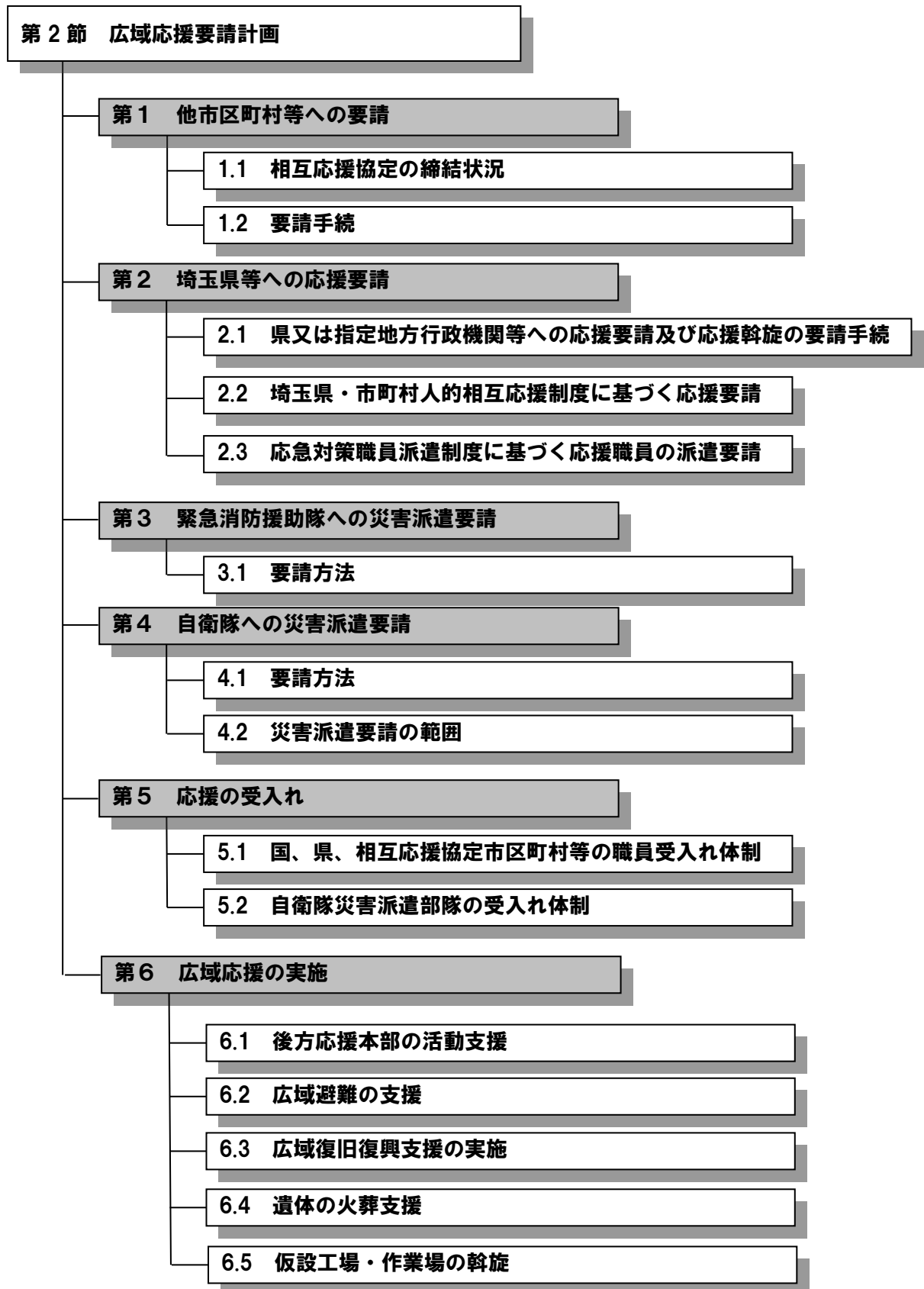
救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内(ただし、助産分べんした日から7日以内)	医療班派遣=県及び日本赤十字社 県支部(ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅)20日以内に着工 (賃貸型応急住宅)速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定=市 設置=県(ただし委任したときは市)
被災した住宅の応急修理	3か月以内(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

資料 2.44 災害救助法早見表

2 救助体制

災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助するが、この場合における救助体制は、非常体制における災害対策本部体制とする。また、財政班は、財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、国に提出する。

第2節 広域応援要請計画



第1 他市区町村等への要請

市長は、災害に対し必要な応急措置を実施するため、必要に応じて協定締結市区町村に応援協力を求め、適切な応急活動を実施する。

1.1 相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(埼玉県)

資料 1.7 足立区と八潮市の災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援に関する協定書

1.2 要請手続【統括班】

市長は、災害が発生し、以下に示すような事態が生じた場合において、支援が必要と認めるときは、統括班を窓口として、相互応援協定を締結した市区町村に協定書の定めるところにより応援を要請し、応急対策又は復旧対策を実施する。

□応援要請基準

- ①被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断される
とき
- ②市のみで実施するよりも他市区町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行
えると判断される時
- ③夜間や暴風時で被害状況の把握が十分にできない状況下にあつて、職員との連絡が困難で
ある、又は被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき

□協定防災関係各課連絡先

協定防災関係各課	電話	F A X
足立区 総合防災対策室 災害対策課	03-3880-5836	03-3880-5607
葛飾区 地域振興部 危機管理課	03-5654-8223	03-5698-1503
草加市 市長室 危機管理課	048-922-0614	048-922-6591
越谷市 危機管理室	048-963-9285	048-965-7809
三郷市 危機管理防災課	048-930-7832	048-952-6780
吉川市 市民生活部 危機管理課	048-982-9471	048-981-5392
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681
群馬県みどり市 危機管理課	0277-76-0960	0277-76-2452
山梨県笛吹市 総務部防災危機管理課	055-262-4111	055-262-4115

第2 埼玉県等への応援要請

災害発生時において、市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、県災害対策本部へ応援を要請する。

2.1 県又は指定地方行政機関等への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】

市長が、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、統括班を窓口として、県(危機管理防災部災害対策課)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

□要請時に明らかにする事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

□応援要請連絡先

埼玉県危機管理防災部	048-824-2111(代表)
埼玉県危機管理防災部災害対策課	048-830-8181
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121(代表)
埼玉県県土整備部河川砂防課	048-830-5120
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

2.2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題解決のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による等 ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

2.3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行う。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援(カウンターパート)方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあつては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県(管内の市町村を含む。)又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、完結して災害対応業務を実施することができないと判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請

市及び県の消防力では対応できない災害に直面し、緊急消防援助隊の災害派遣要請が必要と判断した場合、市長は、県知事に災害派遣要請を依頼する。また、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請する。

3.1 要請方法【統括班】

災害派遣要請に関する事務手続は、県(危機管理防災部消防課)に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

資料 第2号様式 緊急消防援助隊応援連絡要請

□要請時依頼事項

- | |
|-----------------------|
| ○災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| ○派遣を必要とする期間(予定) |
| ○派遣要請を行う消防隊の種別と人員 |
| ○市への侵入経路及び集結場所(待機場所) |
| ○応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み |

□要請連絡先

埼玉県危機管理防災部消防課	048-830-8171 (平日) 048-830-8111 (休日・夜間)
総務省消防庁	03-5253-7527 (夜間) 03-5253-7777

第4 自衛隊への災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、県災害対策本部を通じて、県知事に災害派遣を要請する。

4.1 要請方法【統括班】

災害派遣要請に関する事務手続は、県(危機管理防災部危機管理課)に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。なお、防衛大臣又はその指定する者に通知した場合は、速やかにその旨を知事に通知する。

資料 第3号様式 自衛隊派遣要請書

□要請時依頼事項

○災害の状況及び派遣を要請する理由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○その他、参考となるべき事項

□要請連絡先

連絡先機関	電話
埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）	048-830-8131
埼玉県危機管理防災部 当直	048-830-8111
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

4.2 災害派遣要請の範囲

1 自衛隊派遣の3要件

自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、緊急性の原則、公共性の原則及び非代替性の原則を勘案して実施する。

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 自衛隊派遣の要請範囲

自衛隊派遣の要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

- ① 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
- ② 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- ③ 避難者等の捜索救助
行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- ④ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- ⑥ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- ⑨ 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- ⑪ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- ⑫ その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 応援の受入れ

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。また、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班、人事班】

1 受入れ体制

統括班と人事班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、あらかじめ受入窓口を設置することで、国、県、相互応援協定市区町村等の職員を円滑に受け入れる。

□受入れ体制の整備項目

- 応援の範囲、地区及び制約条件
- 担当業務
- 応援内容
- 交通手段及び交通路の確保
- 情報の収集・加工・分析・伝達・共有、連絡体制、情報伝達ルート、受け入れの窓口となる活動拠点施設の提供
- 地図等地理情報の提供
- 宿泊地の斡旋、食料・資機材の調達

□活動拠点施設の候補施設

施設名	所在地	連絡先
八潮メセナ3階	中央一丁目10番地1	048-998-2500

2 派遣職員の身分、給与及び経費負担

派遣職員の身分、給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班、財政班】

1 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

統括班は、市長の指示により自衛隊災害派遣部隊の受け入れに際し、以下の項目に留意し、体制を整える。

(1) 緊密な連絡体制

知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との重複の排除

統括班は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することがないように最も効率的に作業を分担するように配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

統括班は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優位順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊と円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を統括班とする。

(5) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等の準備をする。

□派遣部隊活動拠点候補地

候補地	所在地	連絡先
老人福祉センターすえひろ荘グラウンド	八條 665	048-936-9181

□派遣部隊受入れ準備項目

<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務室 ・宿舎 ・資機材置場(野外の適当な広さ) ・駐車場(車一台の基準は3m×8m) ・ヘリコプター臨時離着陸場(2方向に障害がない広場)

2 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、本市で負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、協議するものとする

第6 広域応援の実施

市内で被害が発生していない場合又は被害が軽微な場合、県と連携して被災地を支援する。

6.1 後方応援本部の活動支援【統括班】

統括班は、県が被災地を支援するために設置した県後方応援本部の応援活動に協力する。

6.2 広域避難の支援【避難所班、統括班、環境衛生班】

1 避難所開設の公示及び避難者の収容

避難所班は、統括班から指示を受けた場合、県外から広域避難者を受け入れるため、指定避難所を開設し、開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示する。

また、広域避難者を指定避難所に誘導して保護する。

2 自主避難者への支援

統括班は、市内に住居を確保した自主避難者に対しても支援に努める。

3 がれき処理支援

環境衛生班は、被災都県で発生したがれきの処理を支援する。

4 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

環境衛生班は、被災都県で発生するし尿及びごみの処理を支援する。

6.3 広域復旧復興支援の実施【統括班】

統括班は、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

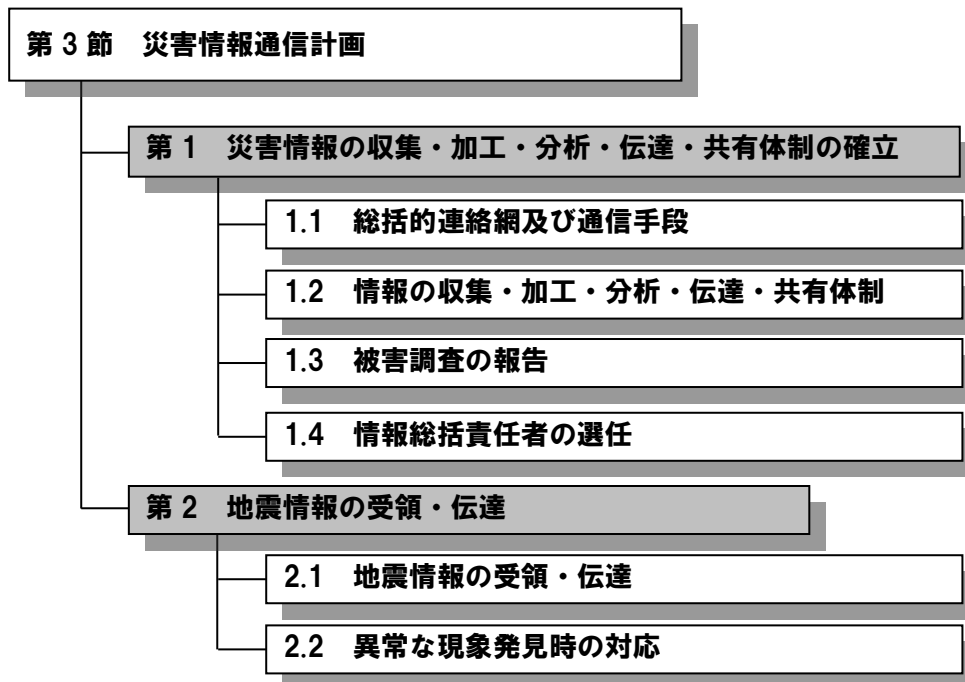
6.4 遺体の火葬支援【帰宅困難者支援班】

帰宅困難者支援班は、対応余力がある場合、県による埋・火葬の調整及び斡旋によって、他都県の火葬支援を実施する。

6.5 仮設工場・作業場の斡旋【物資班】

物資班は、事業の継続を希望する他都県の被災者に対して市内の空き工場・作業場の情報を提供・斡旋に努める。

第3節 災害情報通信計画



2 通信手段の確保

災害時における電話回線の輻輳、途絶等を考慮し、複数の通信手段を確保するとともに、それぞれの特性を活かし、有効かつ総合的に情報を収集・共有・伝達する。

(1) 防災行政無線の確保・運用

統括班は、市民へ迅速に災害情報を周知するため、固定系防災行政無線を使用する。災害により防災行政無線が毀損した場合、統括班は速やかに修理を要請する。

資料 2.23 八潮市防災行政無線固定系子局

(2) 本部における電話対応

災害対策本部においては、防災関係機関からの問合せや人命に係る通報等、様々な種類の情報が錯綜することから、情報班は、本部に対する電話を受理し、対応する班へ振り分ける(緊急を要しない問合せに対する対応は、「緊急を要しない情報等への対応」(P.149)を参照)。

(3) 指定避難所等との通信手段

災害対策本部と指定避難所等との連絡は、電話や移動系防災行政無線等を使用する。また、回線が輻輳し、あるいは途絶した場合、情報班は、各班の協力を得て、移動系防災行政無線を携帯した職員を指定避難所等に派遣する。

(4) 県等との通信手段

災害対策本部と県との通信手段は、埼玉県災害オペレーション支援システム、電話及び県防災行政無線を使用して連絡する。

(5) 防災関係機関との通信手段

災害対策本部と鉄道、電話、電気、ガス事業者等の防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政無線、消防無線等を使用して連絡する。

資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

(6) 市民・事業所等への広報

固定系防災行政無線及び広報車により広報する。

(7) 非常通話及び緊急通話等の利用

通信途絶時の対処として、防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、56条の規定に基づき、東日本電信電話(株)埼玉事業部その他の通信事業者の協力のもと、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

(8) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

統括班は、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する。

① 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

② 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

(9) 非常通信の利用

統括班は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができない又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を活用する。

□非常通信の運用方法

○非常通信文の内容

- ・ 人命の救助に関する事
- ・ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関する事
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関する事
- ・ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事
- ・ 遭難者救援に関する事
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事
- ・ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事
- ・ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事
- ・ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事
- ・ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

○非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・かたかな又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

○非常通信の依頼先

- ・最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

○非常通信の取扱料

- ・原則として無料

○非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電話 03-6238-1776 (直通)

FAX 03-6238-1769

(10) 全ての通信が途絶した場合

全ての通信が途絶した場合の通信は、職員を派遣して行う。

1.2 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、道路班、要配慮者支援班】

1 情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制

市は、草加八潮消防組合、草加警察署との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況等を正確に把握するための情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制を速やかに確立し、情報の収集・加工・分析・伝達・共有活動を実施する。

- ① 災害情報を得た班(者)は、班長へ報告し、報告を受けた班長は、収集した情報を速やかに取りまとめ、情報班及び担当本部員へ報告する。
- ② 担当本部員は、関係機関、情報連絡協力員(自主防災組織等)、各班から収集した災害情報を整理し、本部会議へ報告する。
- ③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定する。担当本部員は、本部決定事項を各班の班長を通じて指示する。

- ④ 統括班、広報班は、草加八潮消防組合と連携し、避難情報等の必要な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。2 収集すべき情報
災害発生時に収集すべき情報の種類、担当は、次のとおりである。

□収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班
①発災情報	・建物被害状況 ・火災発生状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者、負傷者等人的被害等に関する情報〕	発災状況の知覚後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設管理者等 ・自主防災組織、市民	情報班
	・公共交通施設の被災状況(道路、橋梁、鉄道)	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・各施設管理者	情報班
	・工事現場等特に発災による被害が想定される区域の被災状況	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・市、消防機関等の警戒員 ・工事業者 ・自主防災組織、市民	道路班
	・区画整理等進行中事業区域内における発災危険状況 ・液状化危険区域 ・河川のはん濫状況	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・市、消防機関等の警戒員 ・工事業者 ・自主防災組織、市民	道路班
	・ライフラインの被災状況(電気、水道、ガス、電話通信施設等)	建物、人的被害、火災発生状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	情報班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、指定避難所等)	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班

3 緊急を要しない情報等への対応

災害発生時は、多様な情報が発生するため、効率的に応急活動が行えるよう、緊急を要しない情報に対しては、以下のとおり対応する。

救助救出に直結しない情報等	対応策
(1)被災者の安否を確認する問合せ	・留守番電話で対応し、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)災害用伝言板を活用するよう、録音テープを流す ・電話回線を絞込み統括班が電話に対応する
(2)ライフラインの復旧見通しの問合せ	・広報班がライフライン事業者に広報を要請する
(3)報道機関からの取材の申込み	・広報班が対応する ・災害発生直後は、取材活動の制限について協力を求める
(4)義援物資、ボランティアの申込み	・広報班、ボランティア支援班が報道機関を通じて、その取扱について情報を提供する
(5)直接庁舎へ来る被災者	・避難所班が対応し、指定避難所へ誘導する

1.3 情報の加工・分析

情報班は、協定締結団体等と連携し、市や防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、地図情報等に反映したのち、災害対応が必要となる地点の分析に努める。また、加工した情報については、各種情報システム及び情報通信設備等により関係機関で共有し、迅速な災害対応に活用する。

1.4 被害調査の報告【統括班、情報班】

1 報告すべき災害

統括班は、市内において以下に示すような災害が発生し、被害が生じた場合、その被害状況等について、県に報告する。県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

報告すべき災害は、次のとおりである。

□報告すべき災害

- ①災害救助法の適用基準に合致するもの
- ②県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
- ⑦その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(1) 報告の要領

各班は、それぞれが担当する業務において収集した被災情報を情報班に報告する。報告を受けた情報班は、情報を集計・整理し、担当本部員及び統括班に報告する。

統括班は、速やかに埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はファクス等)で県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、被害速報及び確定報告に区分して報告する。

(2) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害、人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告する。

□被害速報の種類

発生速報	被害の発生直後に埼玉県災害オペレーション支援システムで報告する。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合はファクス等で報告する。
経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに埼玉県災害オペレーション支援システムで報告する。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、ファクス等で報告する。

(3) 確定報告

防災情報システムにより、自動集計された被害情報の確認・訂正等を行い、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

資料 第4号様式 被害の報告

2 報告先

(1) 被害速報及び確定報告の報告先

報告先		手段	番号	
勤務時間内	県災害対策課	一般加入電話	電話	048-830-8181(直通)
		地上系防災行政無線(防災専用)	電話	200-951(消防課)
		地上系防災行政無線(庁内電話)	電話	200-6-8181
		衛星系防災行政無線	電話	200-951(消防課)
勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)
		地上系防災行政無線(防災専用)	電話	200-951
		地上系防災行政無線(庁内電話)	電話	200-6-8111
		衛星系防災行政無線	電話	200-951

(2) 消防庁への報告先

報告先		平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
一般加入電話	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。

3 報告の留意事項

(1) 報告の留意事項

市が、県等の防災関係機関に被害状況等を報告する際の留意点を以下に示す。

□報告の留意事項

- 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要性の高い情報は、他の情報に優先して収集・加工・分析・伝達・共有する
- 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る
- 発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく
- 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する
- 被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する
- 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する

(2) 被害の判定

被害の判定基準については、「災害の被害認定基準の統一について」及び「災害の被害認定基準」の定めるところにより判定する。

資料 第4号様式 被害の報告
資料 第4 災害の被害認定基準

1.5 情報総括責任者の選任【情報班】

災害情報の収集・加工・分析、総括、伝達及び共有に係る責任者を以下のとおりとする。なお、選任の結果を現地災害対策本部又は越谷県税事務所に伝達する。

□情報総括責任者

区 分	報告責任者
総括責任者	正：情報班 本部員 副：情報班 班長

第2 地震情報の受領・伝達

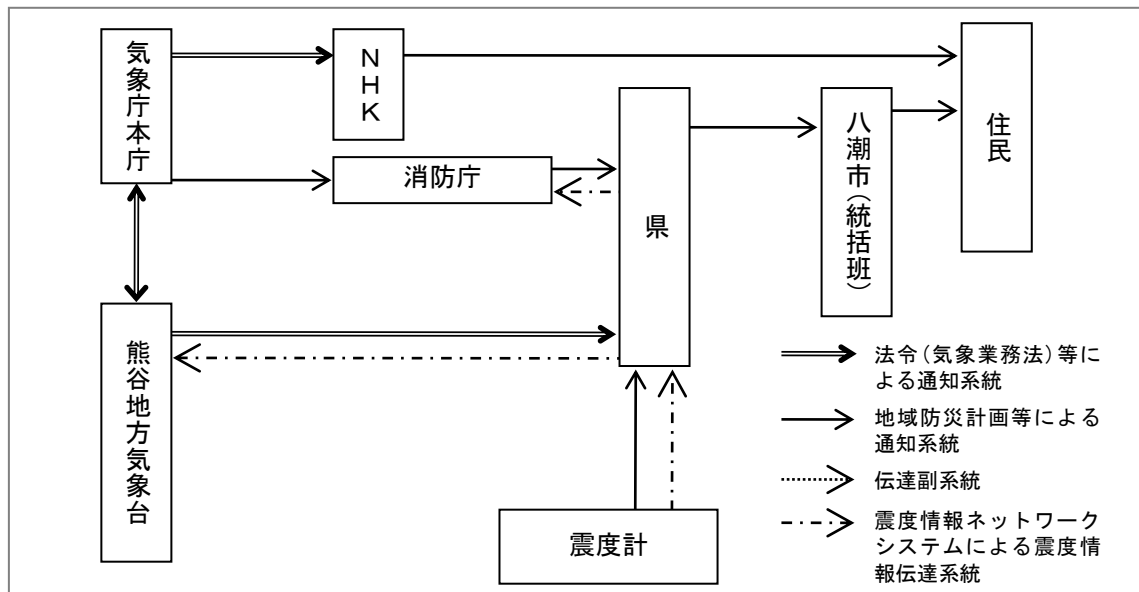
災害応急体制の確立及び応急対策の実施上重要な地震情報について迅速・的確に受領伝達し、適切な応急活動に役立てる。

2.1 地震情報の受領・伝達【統括班、広報班】

1 地震情報の受領・伝達系統

統括班は、以下の経路で地震情報の受領・伝達を行う。

□地震情報の収集伝達系統図



2 地震情報の受領・伝達方法

統括班及び広報班は、収集した地震情報を、必要に応じて防災行政無線(統括班)や広報車(広報班)等により直ちに住民等へ伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達方法

県内で震度4以上の地震が観測された場合、県から市町村に対し防災行政無線の一斉ファクスにより県内の震度分布図と震度一覧が送信される。

統括班は、市内に設置されている震度計のデータに基づき、必要に応じて、防災行政無線により地震情報を市民へ伝達する。

2.2 異常な現象発見時の対応【統括班】

1 異常な現象発見時の対応

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、統括班を窓口として気象庁その他の関係機関に通報を行う。気象庁に通報を行う現象は、以下に示すとおりである。

□気象庁に通報を行う事項

- | |
|---|
| (1) 気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等 |
| (2) 火山関係
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象 |
| (3) 地震関係
数日間にわたり頻繁に感ずるような地震 |

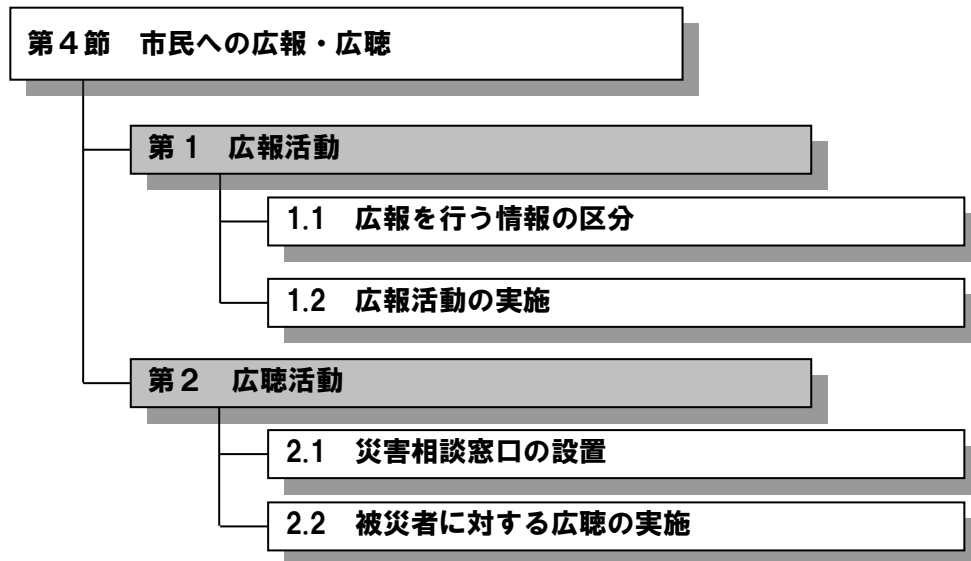
2 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台に通報を行う。

□熊谷地方気象台の連絡先

報告先	番号	
観測予報担当	048-521-0058	(8:30~17:15)
防災担当	048-521-5858	
庶務・広報担当	048-521-7911	

第4節 市民への広報・広聴



第1 広報活動

災害発生時に、被災市民や近隣住民等が適切な行動をとれるよう、災害や生活に関する正確な情報を提供することから、市は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】

1 実施機関と広報内容

広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、草加八潮消防組合、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。

□広報の実施機関と内容

機関名	広報・報道内容
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報 <ul style="list-style-type: none"> ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報(高齢者等避難、避難指示、避難時の心得、指定避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 ・二次災害危険情報 ・河川、橋梁等土木施設情報(被害、復旧状況) ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	安心に係る広報 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・地震及び余震情報 ・被害情報(死傷者、建物被害等) ・個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(Web171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	生活に係る広報 <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況(被害状況、注意事項) ・給食、給水実施状況(給水日時、場所、量、対象者) ・医療、生活必需品の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者) ・交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等) ・防疫状況と注意事項 ・指定避難所の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・罹災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	その他の広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの募集 ・必要な救援物資の募集(種類、送付先、送付方法等) ・義援金の募集(送付先、送付方法等) ・その他必要な事項
【草加八潮消防組合】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報(高齢者等避難、避難指示、指定避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項
【防災関係機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・活動体制に関すること ・電気、ガス、危険物流出等の二次災害に関すること ・所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ・その他各関係機関の活動に必要な事項

1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】

1 広報の実施

統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、住民に対して固定系防災行政無線や広報車等により広報を行う。

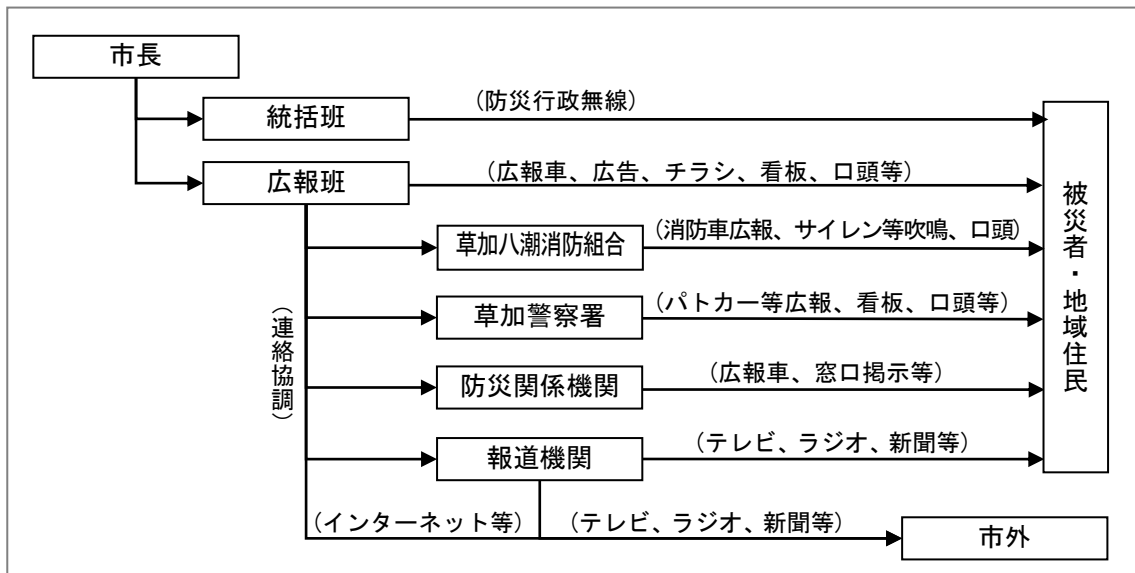
また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ、広告等の現地配布・掲示を行うとともに、自主防災組織や避難所運営組織の協力を得ながら行う。

広報手段(媒体)の選定は、災害対策本部から特に指示された場合を除き、状況を判断して適切なものを選定する。

2 広報の伝達系統

統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、以下の伝達系統で広報を行う。

□広報の伝達系統



3 要配慮者に対する広報

広報班は、要配慮者支援班と協力して、聴覚・視覚障がい者、知的障がい者、外国人等の要配慮者に対して適切に情報が伝達されるよう、以下に示す方法で情報の提供を行う。

□要配慮者に対する広報

- 文字放送テレビ、ファクス、携帯メール等による情報提供
- 自主防災組織との連携による情報提供
- 手話通訳者の派遣による情報提供
- 民生・児童委員、ホームヘルパー、ボランティアの活用による情報提供
- 視覚障がい者に対する音声による情報提供
- 要配慮者の相談窓口の設置

□外国人に対する広報

- テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用した外国語による情報提供
- チラシ、情報紙等の発行による情報の提供
- 外国人専用の相談窓口の設置
- 外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保

4 帰宅困難者に対する広報

発災時刻によっては、都内に通勤・通学等している市民が取り残され、市内には、市外からの通勤・通学者等が取り残されることが予想される。そのため、広報班は、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)、携帯電話4社(NTTドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル)の災害用伝言板、Facebook、等を利用した安否確認の促進について、県及び鉄道事業者等と協力して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ局等の報道機関に対して放送を要請し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等の広報を行う。

また、県では埼玉県危機管理・災害情報ブログによる情報提供を行っていることから、市民へその旨の周知を行う。

5 報道機関の活用

広報班は、必要に応じて地域の報道機関を活用する。

第2 広聴活動

総合的な相談・情報提供の窓口等を設置し、被災者等の要望や苦情等の広聴活動を行い、被災者や市民の要望に適切に対応する。

2.1 災害相談窓口の設置【広報班、帰宅困難者支援班、避難所班】

1 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は市長の指示があったときは、広報班は、市庁舎や指定避難所など、災害の規模に応じた災害相談窓口を開設する。帰宅困難者支援班は、避難者支援対応の一環として、これに加わる。

また、指定避難所が多数の場合は、避難所班と協力し、自動車等による巡回相談の形式をとる。

なお、窓口を設置する際には、県ホームページ上に開設される「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望・苦情の把握・分析を行い、被災者の相談に十分に応じられるよう努める。

2 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、概ね次のような業務を行う。

(1) 行方不明者等の安否情報に関する相談

広報班は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関等と連携し、被災者の安否に関する情報を収集し、行方不明者等に関する相談に対応する。

(2) 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野に関する相談

広報班は、医療、保健(精神保健含む)、福祉、住宅、法律等に関する相談を関係機関や各災害対策班と連携して対応する。

(3) 交通、ライフライン情報に関する相談

広報班は、交通、ライフライン情報に関する相談を、鉄道、バス等の公共交通機関や電気、水道、ガス等のライフライン事業者と連携して対応する。

(4) 各種手続の総合窓口

広報班は、見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続及び相談を一元的に処理するため、関係課等と連携する。

3 県・関係機関・専門家等との協力体制の確立

相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し、ボランティアや専門家等を派遣してもらえるようにすることが必要である。

また、弁護士、専門的な知識・資格を有した者、各ライフライン関係者等と連携し、相談窓口を開設できるような体制をとる。

資料 1.40 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書(埼玉司法書士会)

資料 1.42 災害時における被災者支援に関する協定書(埼玉県行政書士会)

2.2 被災者に対する広聴の実施【広報班、避難所班】

1 被災者に対する個別聴取又はアンケート調査の実施

広報班は、市内の被害状況に応じて、個別聴取又はアンケート調査を実施するために要員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等を定期的に収集する。

また、個別聴取に際して、指定避難所の収容者に関しては、避難所班と協力して、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図る。

必要に応じて県へ広聴活動の協力を要請する。

第5節 消防活動

第5節 消防活動

第1 消防活動

1.1 震災時の活動方針の確認

1.2 草加八潮消防組合による消防活動

1.3 消防団による消防活動

1.4 応援要請

第1 消防活動

地震によって火災が発生した場合、消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限にとどめ、もって市民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、消防活動は、草加八潮消防組合の各種計画により実施するものとする。

1.1 震災時の活動方針の確認【草加八潮消防組合】

1 活動方針の確認

地震の発生により、消防車両、消防施設等の損傷、水道管亀裂による消火栓の破損、車両の通行障害等、消防力が著しく低下することが予想される。

そのような状況において、草加八潮消防組合は、以下のような活動方針を確認し、消防活動を行うものとする。

(1) 火災現場活動の原則

火災現場において、草加八潮消防組合は、消防団と連携を図り、以下の原則に基づき消防活動を行う。

- ① 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 同時多発火災への対応

火災が多発した場合、草加八潮消防組合は消防団と連携を図り、以下の原則に基づき消防活動を行う。

- ① 避難地及び避難路確保優先の原則
大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
- ② 重要地域優先の原則
大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消防活動を行う。
- ③ 消火可能地域優先の原則
大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ④ 市街地火災消防活動優先の原則
大規模な工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。
- ⑤ 重要な消防対象物優先の原則
重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上必要な消防活動を優先する。

1.2 草加八潮消防組合による消防活動【統括班、草加八潮消防組合】

1 情報収集及び伝達

(1) 被災情報の把握

草加八潮消防組合は、迅速な消防・救急救助活動を実施するため、あらゆる手段を活用し、被害状況の早期かつ的確な把握に努める。

□被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・庁舎等からの高所視察 ・消防署 ・市の各機関 ・警察 ・消防団、自主防災組織 ・市民からの通報

(2) 情報の伝達

草加八潮消防組合は、災害の状況を、統括班を通じて市長に報告し、応援要請等に対して適切に判断できるよう対処する。

2 初期活動

大規模地震発生時、草加八潮消防組合は、平常業務を全て停止し、次の体制により総力を挙げて消防活動に当たるものとする。

(1) 通信係の措置

- ① 直ちに指令電話の一斉試験を行い、有線通信施設の被害状況を確認する。
- ② 地震発生と同時に、無線局と無線通信を行い、無線局の被害状況を確認する。
- ③ 放送施設の被害状況を確認する。
- ④ 非常電源設備の確保を図る。

(2) 消防署の措置

- ① 初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
- ② 庁舎並びに車両の被害状況の調査と応急措置に当たる。
- ③ 広報車を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造住宅密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。
- ④ 非常参集者が参集途中で収集した被害の状況報告、又は地域住民等による情報の提供を受け、災害状況を早期に把握し、状況により調査確認を行う。

3 消火活動

草加八潮消防組合は、「震災時の活動方針の確認」(P. 162)に記載した消防活動の原則に基づき、消火活動を行う。

4 地域住民との協力

草加八潮消防組合は、自主防災組織及び地域住民の協力を得て初期消火を実施する。

1.3 消防団による消防活動【消防団】

1 消防団の役割

消防団は、平時から地域に密着して防火活動を行っていることから、震災時には、地域住民の中核的存在として、市民に対する以下の活動の実施主体として、重要な役割を担うものとする。

(1) 出火防止及び初期消火

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合、消防団は、居住地付近の住民に対し、出火防止(火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防団は、地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは草加八潮消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防団は、草加八潮消防組合による活動を補佐し、「救急救助活動」(P. 201)に基づいて要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合、消防団は広報班と協力してこれを住民に伝達する。

また、「避難誘導」(P. 186)に基づき、避難所班、草加八潮消防組合及び自主防災組織と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防団は、情報班による情報収集活動を補佐し、「情報の収集・加工・分析・伝達・共有体制」(P. 148)に基づき、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援の受入れ準備

消防団は、統括班と協力して、「応援の受入れ」(P. 141)に基づき、応援の受入れ準備及び活動地域の案内等を行う。

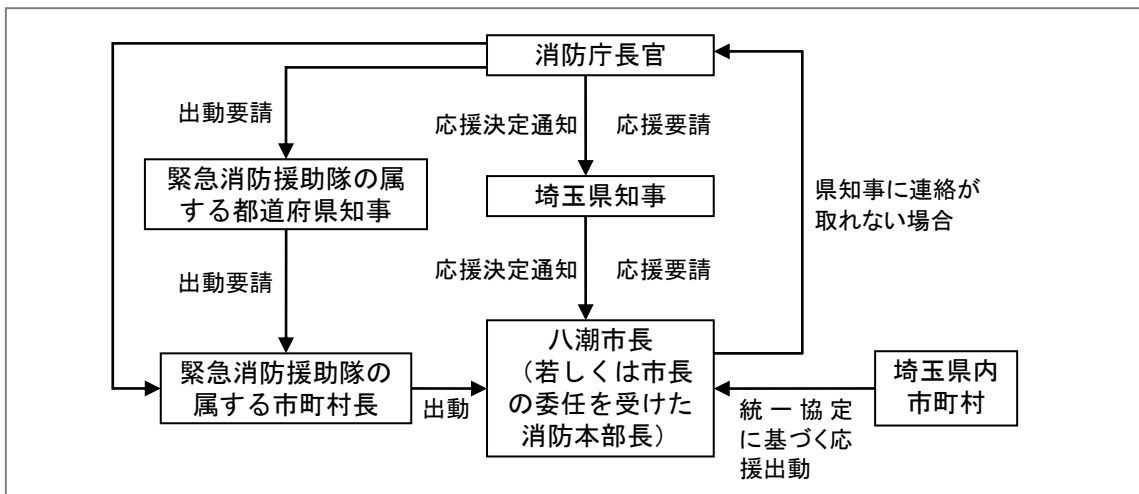
1.4 応援要請【統括班、草加八潮消防組合】

1 応援要請の実施

市長は、市の消防力では十分な消防活動が困難である場合、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、県内他市町村の消防機関に応援を要請する。

また、被害が甚大かつ広域な場合は、埼玉県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。応援要請手順は以下のとおりである。

□緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



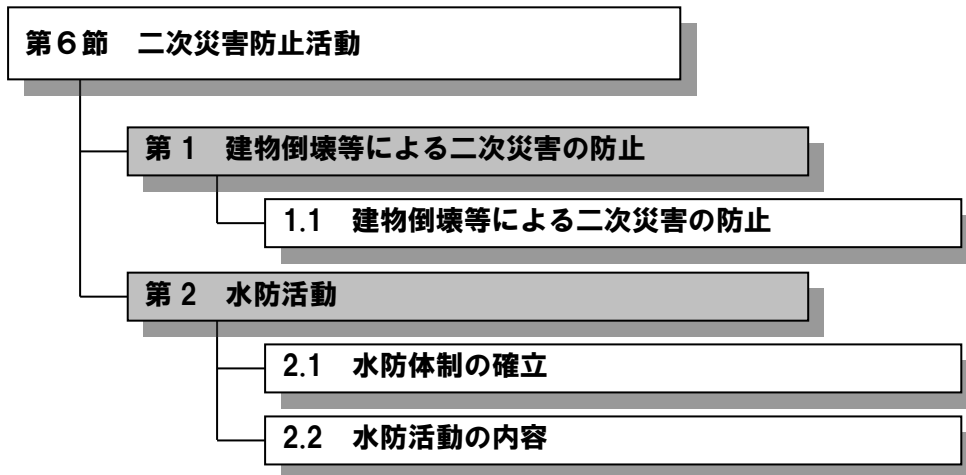
□要請時の伝達事項

- ・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

2 応援隊の受入れ準備

草加八潮消防組合は、市長等による応援要請後、応援部隊の受入体制を整備する。

第6節 二次災害防止活動



第1 建物倒壊等による二次災害の防止

1.1 建物倒壊等による二次災害の防止【財政班、応急危険度判定班、広報班、草加八潮消防組合、施設管理者、判定士有資格者、営繕業務経験者】

1 住民への周知

応急危険度判定班は、住民に対し、倒壊の危険性を有する建築物及び崩壊の危険性がある宅地を確認した場合、速やかに避難し、市に報告するよう、広報班を通じて速やかに市民へ周知する。

2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定班は、余震による建築物倒壊から引き起こされる二次災害を防ぐため、主として外観目視により建築物の応急危険度判定を行う。

また、応急危険度判定班は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防ぐため、被災宅地危険度判定を行う。

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する際は、防災上の基幹施設である公共施設、特に指定避難所、医療機関、社会福祉施設を優先して実施する。

3 判定の結果の公表

判定結果は、判定ステッカーを建築物の見やすい場所に貼付し、住民に対して明示する。なお、判定ステッカーの種類は以下のとおりである。

(1) 応急危険度判定

- ① 赤色：危険⇒建物への立入禁止若しくは不可
- ② 黄色：要注意⇒建物への立入を制限する
- ③ 緑色：調査済⇒調査の結果、構造被害は認められない若しくは小さい

(2) 被災宅地危険度判定

- ① 赤色：危険⇒宅地への立入禁止若しくは不可
- ② 黄色：要注意⇒宅地への立入を制限する
- ③ 青色：調査済⇒調査の結果、宅地被害は認められない若しくは小さい

資料 2.40 応急危険度・被災宅地危険度判定ステッカー

4 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保

応急危険度判定班は、市内の建設技術職員及び民間建築士、建設業者等に協力を依頼し、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保する。

また、必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

5 被災度区分判定調査の実施

応急危険度判定班は、応急危険度判定後、公共建築物における耐震性能の劣化度を調査・判定のため、被災度区分判定調査の調整を実施する。

6 応急措置の実施

財政班は、被災度区分判定調査結果に基づき、施設に対して適切な応急措置を実施する。

7 公共施設の応急対策

応急危険度判定班により、市の公共施設に危険が把握された場合、施設管理者は、応急危険度判定班及び施設を所管する課と協力し、以下の対応を行う。

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

- ① 施設利用者等を、あらかじめ定められた指定避難所等に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護活動施設

- ① 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ② 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り、万全を期するものとする。

(3) 社会福祉施設

- ① 施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建築物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(4) 危険物施設

震災時に事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

また、応急措置を講ずる際は、草加八潮消防組合と十分な協議を行うものとする。

① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出又は爆発するおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

② 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生時の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な処置を行う。

④ 災害発生時の応急活動

危険物施設に損傷等が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物流出の防止措置を行う。

⑤ 防災関係機関への通報

危険物施設に損傷等が発見した場合には、速やかに消防、警察等関係機関に通報し状況を報告する。

⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

危険物施設に損傷等が生じた事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にするとともに、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(5) 毒物劇物等の施設

各施設は、毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるものとする。

また、応急措置を講ずる際は、草加八潮消防組合及び草加保健所と十分な協議を行うものとする。

① 保健所、警察、消防等関係機関への届出

② 毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置

③ 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置

④ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

⑤ 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立

第2 水防活動

市は、地震の発生に伴う河川施設の損壊等により、浸水等の二次災害の発生が予想される場合、区域内の水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減し公共の安全を図るために水防活動を実施する。

2.1 水防体制の確立【道路班】

道路班は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。

また、市長は、堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想され、緊急の必要があるときは、消防団の出動を要請するとともに、県を通じ、警察官の出動要請、自衛隊の派遣要請を行う。

2.2 水防活動の内容【道路班】

水防に関する活動は、県水防計画に定めるものの他、以下のとおりである。

1 監視、警戒活動

道路班は、震災による河川施設の損壊等により災害が発生するおそれのある場合は、監視、警戒活動を行う。

2 関係機関への通知

道路班は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。

□通報連絡先

江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634
越谷県土整備事務所		048-964-5221

3 避難の指示・誘導

監視・警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めたときは、「避難情報」(P.182)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。

4 水防作業の実施

(1) 排水施設による水防作業

道路班は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。

資料 2.49 市内排水機場・排水施設一覧
資料 2.52 重要水防箇所

(2) 積み土のう等による水防作業

道路班は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。

資料 2.50 埼玉県越谷県土整備事務所応急資材及び運搬具
資料 2.51 八潮市水防倉庫備蓄器具資材一覧

(3) 水門及び排水機の応急復旧

道路班は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

5 水防用資機材の調達

道路班は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。

6 警戒区域内の安全確保

市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、又は当該区域からの退去を命じ(災害対策基本法第 63 条)、警戒区域内の市民の安全を確保する。

7 通報

水防管理者又は消防機関の長は、堤防の決壊など異常を発見した場合は、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長、江戸川河川事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

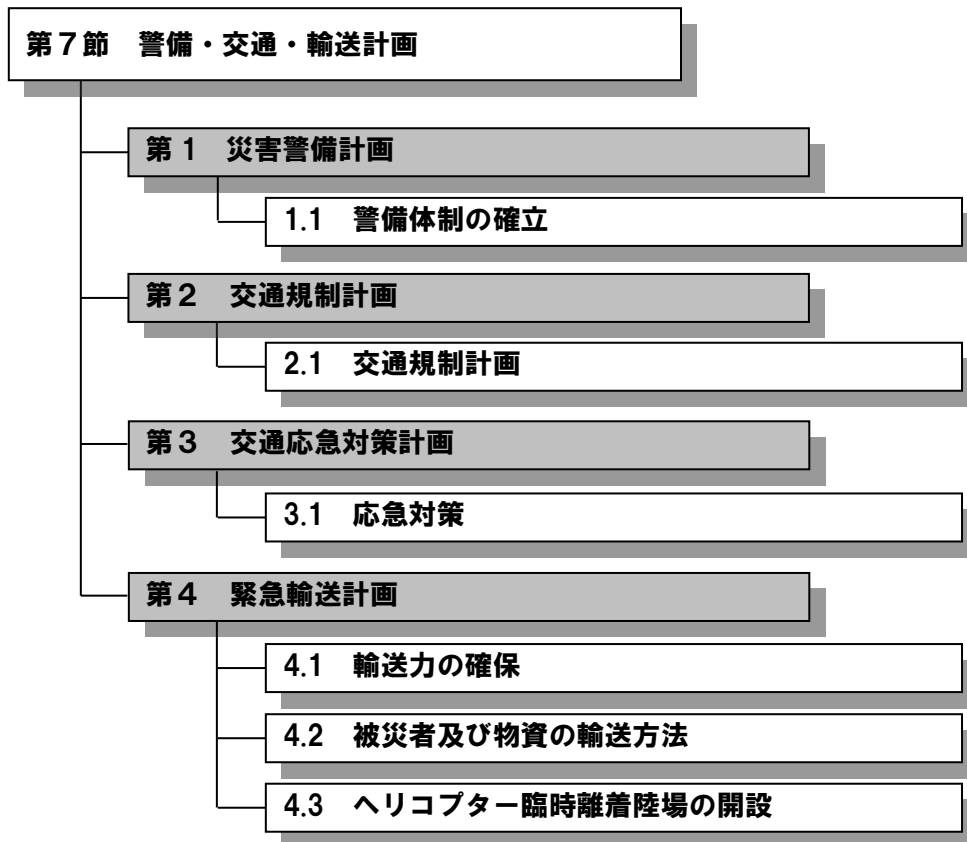
また、通報の連絡は、「総括的連絡網及び通信手段」(P.145)によることを基本とする。

堤防の状況については、水防管理者が、関係する水防管理者や河川管理者に連絡する。

□通報連絡先

江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634
越谷県土整備事務所		048-964-5221

第7節 警備・交通・輸送計画



第1 災害警備計画

市域に災害が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産の保護等、公共の安全と秩序維持に必要な諸対策の実施に関して、警察の協力の下、治安の万全を期する。

1.1 警備体制の確立【統括班】

1 警備実施の要請

統括班は、災害時の治安維持のため、県を通じ、県警察本部へ警備活動の要請を行う。

2 災害警備の実施

災害警備は、国、県、統括班、警察、草加八潮消防組合、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。

- ① 情報の収集・伝達・共有及び広報
 - ② 警告及び避難誘導
 - ③ 人命の救助及び負傷者の救護
 - ④ 交通秩序の維持
 - ⑤ 犯罪の予防検挙
- ⑥ 行方不明者の捜索、検視及び死体の調査
 - ⑦ 漂流物等の処理
 - ⑧ その他治安維持に必要な措置

第2 交通規制計画

災害時における緊急交通路確保のため、通行制限、禁止措置を定め、緊急時に対応する。

2.1 交通規制計画【統括班、道路班、広報班、道路管理者】

1 交通規制の役割

災害により被害を受けた状況から安全な交通確保や渋滞緩和を目的とした交通規制の実施に係るそれぞれの役割は次のとおり。

実施機関	対象法令	実施内容
埼玉県公安委員会	道路交通法第4条	県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
	災害対策基本法第76条	区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。
警察署長	道路交通法第5条	管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。
警察官	道路交通法第6条第2項及び第3項	車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。 警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。 警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。
	道路交通法第6条第4項	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。
道路管理者	道路法第46条第1項	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

2 警戒区域内の道路における交通規制

市内において警戒区域が設定された場合(「警戒区域内の安全確保」(P. 171)参照)、道路班は、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域内の道路封鎖を行う。

3 交通規制の実施

道路班は、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行禁止又は制限を実施する。

資料 2.45 車両通行止め標示

4 広域交通規制に関する連絡

道路班は、交通規制を実施する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。

5 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路班は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に車両の移動等を命令する。また、運転者不在等の場合、車両の移動させることができる。

また、やむを得ない必要がある時、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

6 交通規制の報告

統括班は、交通規制の実施状況を収集・共有し、県に伝達する。

7 交通規制の広報

統括班及び広報班は、交通規制を実施した場合、交通規制の実施内容を、関係道路の主要交差点へ標示し、関係機関へ連絡する。

また、速やかに市民に広報を実施するとともに、緊急車両等の通行や交通緩和に協力を要請する。

8 大地震や直下型地震発生時の交通規制

第1次交通規制・第2次交通規制として、警察署長及び高速隊長があらかじめ指定している道路(緊急交通路)を確保し、交通規制の上、料金所等に交通検問所を設置し、緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付を実施することとなっている。

9 交通規制の解除

道路班は、交通規制を解除する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。

第3 交通応急対策計画

災害時、通行できない道路の復旧、補強並びに付け替え等の緊急交通対策を講ずることにより通行の確保を図る。

3.1 応急対策【道路班、広報班】

1 作業実施者

道路班は、道路上の障害物を取り除き、応急復旧を図る。

また、人員が不足する場合は、建設業者及び八潮市造園協会との連携を図り、協力を要請する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

2 道路被害情報の把握

道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定している道路の被害状況から優先して確認する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。

□道路被害状況の把握方法等

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する	県(応急復旧部、農林対策部)
行政区域内の緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する	道路班
所管の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合うものとする	国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害状況を迅速に把握し、県(応急復旧部)に報告する	県(警察本部)
協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行うものとする	(一社)埼玉県建設業協会

3 応急用資材の確保

道路班は、道路施設の応急復旧に必要な資材の調達を行う。

4 道路施設の応急対策方法

(1) 応急対策の実施

道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、障害物の除去等、必要な措置を講じ交通を確保する。

危険な路線、区間については、警察署長に通報の上、交通規制の措置を実施する。

(2) 応急対策の比較的長期化

道路班は、応急対策が比較的長期の時間を要する場合、被害箇所の上記応急対策を行うとともに、付近に適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 交通途絶状態の地域に対する措置

道路施設の被害が広範囲で代替道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合、該当地域の道路交通の最も効果的で、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、集中的応急対策を実施する。

(4) 橋梁の復旧

被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

5 応急復旧の広報

広報班は、応急復旧等に関する情報伝達窓口を設置し、問合せ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて広報する。

第4 緊急輸送計画

災害時における被災者、災害救助従事者、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

4.1 輸送力の確保【財政班、統括班】

1 輸送に関する計画

各班及び関係機関が応急対策を実施するため車両等が必要となる場合は、調達可能な車両等を確保し、管理を行う。

ただし、必要となる車両等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合、財政班は、市内の輸送業者に対し協力を要請し、輸送力を確保する。

なお、埼玉県トラック協会草加支部に協力を要請する場合は、緊急輸送業務に関する協定に基づき、「緊急輸送業務要請書」により行う。文書による要請ができない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付する。

資料 1.14 緊急時における輸送業務に関する協定書(一般社団法人埼玉県トラック協会草加支部)
資料 第7号様式 緊急輸送業務要請書

市保有車両は、以下のとおりとする。

□市保有車両(R1.6.1)

予定数	103台(リース車含)
-----	-------------

2 県への斡旋要請

市保有車両及び市内輸送業者の車両等を調達してなお不足が生じる場合、統括班は、県に対して次の機関から調達の斡旋、又は、人員及び物資の輸送を要請する。

- ① 県
- ② 埼玉県タクシー協会
- ③ 埼玉県バス協会
- ④ 埼玉県トラック協会
- ⑤ 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部
- ⑥ 首都圏新都市鉄道(株)(つくばエクスプレス)

3 燃料の調達

財政班は、市内の石油類販売業者に対して供給を要請し、公用車両等に必要な燃料の調達を行う。

資料 1.26 災害時における燃料油の確保等に関する協定書(三愛石油株式会社)
資料 1.51 災害時におけるLPガスの優先供給等の協力に関する協定書
(一般社団法人埼玉県LPガス協会南東武支部)

4.2 被災者及び物資の輸送方法【物資班、道路班】

災害時の応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送については、次の方法による。

1 輸送対象

災害の各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

□災害の状況と輸送対象の区分

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
①救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品 ③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に必要な人員及び物資

2 通行禁止及び制限

「交通規制計画」(P.174)を参照。

3 緊急輸送車両標章及び証明書の交付

物資班その他緊急輸送車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるとともに、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。

資料 2.46 緊急通行車両標章
資料 第8号様式 緊急通行車両

4 車両以外の輸送手段

道路、橋梁等の損壊のため、車両による輸送ができない場合及び著しく緊急性を要する場合、道路班は、被災地域の状況等に応じ、関係機関等と協力して、車両以外の輸送手段を確保する。

なお、各機関への要請については、「広域応援要請計画」(P.133)に定めるとおりとする。

5 物資の集積拠点

食料及び生活必需品の集積拠点は、次表のとおりである。

□物資集積拠点

集積拠点	所在地	連絡先
ゆまにて1階	南川崎 523	048-996-0123
鶴ヶ曽根体育館 (エイトアリーナ)	鶴ヶ曽根 1535-1	048-999-7011

4.3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設【道路班】

ヘリコプター臨時離着陸場の開設は、県災害対策本部の指示により行い応急時に対応する。

1 開設の決定

道路班は、埼玉県の要請を受けた災害対策本部からの指示により、ヘリコプター離着陸場を開設する。

□ヘリコプター臨時離着陸場

臨時離着陸場	所在地
大瀬運動公園	大瀬 1305
防災ヘリポート(常設)	八條 2338-1
下河原運動広場	鶴ヶ曾根 2214

資料 2.19 ヘリコプター臨時離着陸場

2 開設の要件

市が開設するヘリコプター離着陸場の開設要件は、次のとおりである。

(1) 地表面

- ① 舗装された場所が最も望ましい。
- ② グラウンド等の場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は、十分に散水をする。
- ③ 草地の場合は、硬質、低草地であること。

資料 2.20 ヘリコプター離着陸(発着)場基準及び標示要領

(2) 着陸点

着陸点には直径 4m以上の円を石灰で明瞭に標示し、中央にHと記す。また、周囲の状況に応じて、次の基準によらずパイロットに知らせるあらゆる手段を利用する。

資料 2.21 着陸点及び吹流しの基準

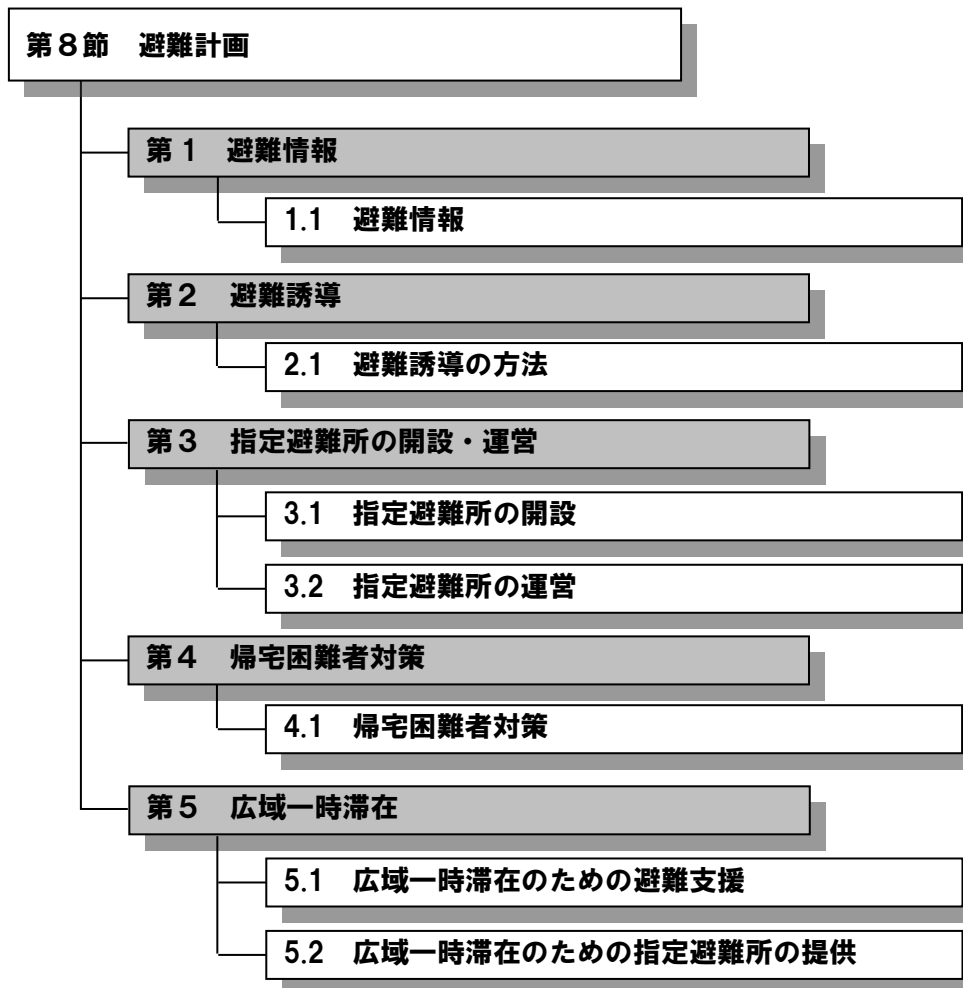
(3) 風向表示

- ① 着陸帯付近に吹流し又は旗を立てること。
- ② 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定すること。
- ③ 吹流し又は旗は、布製で風速 25m/秒程度に耐えられる強度を有しているものであること。
- ④ 周囲の状況に応じて、上記の基準によらずあらゆる手段を利用すること。

(4) 開設場所

- ① 救急車、輸送車の出入りに便利なこと。
- ② 電話、通信手段の利用が可能であること。
- ③ 周辺に高圧線、高木等がないこと。

第8節 避難計画



第1 避難情報

地震発生時に、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、それらの発生前に市民等に対し、避難情報は、人命又は身体の保護のため、迅速かつ効果的に発令する。

1.1 避難情報【統括班、広報班、草加八潮消防組合】

1 避難情報の発令

市長は、危険が切迫した場合に、避難情報を発令し、直ちに県知事に報告する。

□市長が発令する避難情報の要件等

発令者	要件等	根拠法規
市長	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる ②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示することができる	①②災害対策基本法第60条

また次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が発令する避難情報の要件等

発令者	要件等	根拠法規
埼玉県知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ・避難指示 ・緊急安全確保措置 ・立退き先の指示	災害対策基本法第60条
警察官	①市長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。又は市長から要請があったとき ②人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり指示が急を要するとき指示を行う	①災害対策基本法第61条 ②警察官職務執行法第4条
消防吏員	消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2
	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる	消防法第28条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいらないとき、避難のための立退きを指示する	自衛隊法第94条

2 避難情報の発令内容

住民に対し、避難情報を発令する場合は、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

なお、避難については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの

判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

□避難情報の発令内容

○発令日時
○発令者
○対象地域及び対象者
○危険の度合い
○発令する避難情報の種別
○避難先及び避難経路
○避難理由
○避難時の留意事項
○担当者、連絡先

3 避難情報の発令基準と伝達の方法

(1) 避難情報発令基準の考え方及び伝達方法

避難情報は、概ね次表の考え方を参考に発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

これにより、統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、市長が避難情報を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P.156)に基づき、迅速に市民に周知する。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れないか確認する。

資料 2.38 広報案文

資料 第9号様式 避難情報の伝達先・伝達手段チェックリスト

□発令基準の考え方及び伝達の方法

発令基準の考え方	種別	市民に求める行動	伝達方法
○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難情報発令の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき ○建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ○ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ○堤防等が破損し、浸水等により被災するおそれがあるとき ○その他住民の生命・身体を保護する必要があるとき	避難指示	○避難指示の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る	・防災行政無線 ・サイレン ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市ホームページ ・市メール配信サービス

(2) 報道機関への避難情報発令等の連絡

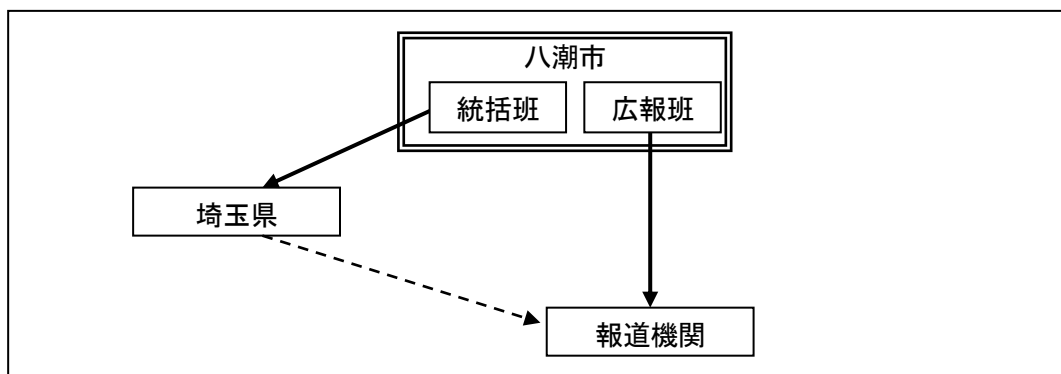
市長が避難情報を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

① 伝達ルート

原則として、市からテレビ、ラジオ等の報道機関及び県を通じて報道機関へ情報の伝達ルートを確認する。また、情報を伝達する場合は、報道機関及び県に対し、同時に伝達する。

なお、報道機関への連絡は、広報班が、県への連絡は、統括班が行う。

□報道機関への避難情報発令等の連絡伝達ルート



資料 2.53 報道機関への情報提供・連絡先

② 伝達手段

伝達手段は、以下に示すとおりである。

□伝達手段

- 避難情報の発令をファクスで情報提供を行う
- Eメールを併用して、情報伝達の確実性を図る。ただし、ファクスで伝達できない場合は、Eメールで情報伝達したことを電話で伝える
- 極めて緊急を要する場合、又は、災害時の状況によりテレビ、ラジオ等の報道機関へのファクスでの伝達が難しい場合は、電話で連絡するとともに、速やかにファクスで同一情報を提供する

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる(災害対策基本法第63条)。

また次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する

□市長以外の者が行う警戒区域の設定の要件

発令者	要件等	根拠法規
知事	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
警察官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条 水防法第21条

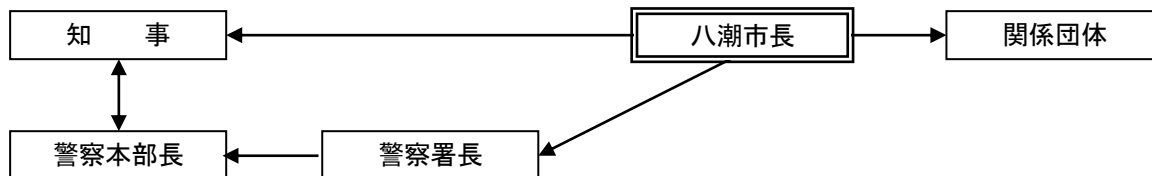
消防吏員	消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる	消防法第28条
災害の派遣を命じられた自衛官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいないとき、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	水防法第21条

5 関係機関相互の通知・連絡

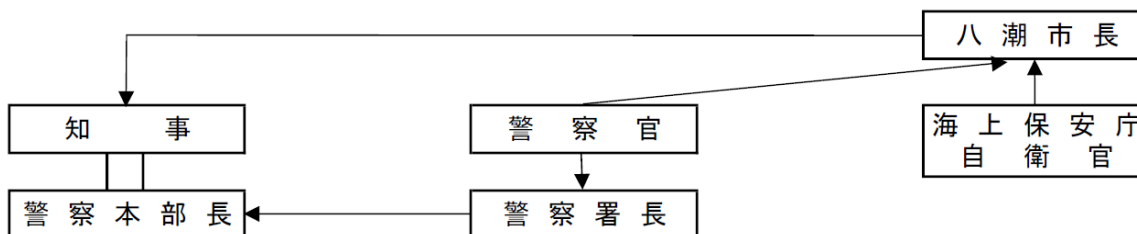
市長が避難情報を発令、又は警戒区域を設定したときは、統括班を窓口として、以下に示す要領に従い関係機関に通知・連絡を行う。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

資料 第9号様式 避難情報の伝達先・伝達手段チェックリスト



なお、警察官、海上保安官及び自衛官による相互の通知は、次のとおりとなる。



□連絡先

埼玉県危機管理防災部 消防課	048-830-8151
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)

6 避難情報発令等の助言

市長は、避難情報を発令、又は警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。

7 避難情報の解除

市長は、当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、十分に安全性の確認に努めた上で避難情報を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

第2 避難誘導

市は、人命の安全を第一義とし、市民が安全に避難できるよう、具体的な誘導を行う。

2.1 避難誘導の方法【避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】

1 避難誘導の方法

避難所班は、被災者を指定避難所等へ誘導する。また、要配慮者支援班は、身体障がい者、高齢者等の行動弱者、外国人等、避難行動要支援者を優先して誘導する(避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者の安全確保」(P. 206)を参照)。

避難誘導の方法は、概ね次のとおりとする。

□避難誘導の方法

- 避難誘導は、避難所班、施設管理者が、警察、消防団、町会・自治会（自主防災組織）等の協力を得て実施する
- 避難誘導を行う者は、できる限り安全な経路を選定し、避難先へ誘導する
- 誘導に当たっては、自主防災組織等と連携し、町会・自治会単位で安全かつ迅速な避難を行う
- 高齢者、障がい者、負傷者、病弱者、妊産婦、乳幼児等、自力避難が困難な者に対しては、要配慮者支援班が関係機関と協力して車両等により搬送する
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期する
- 誘導中は、事故防止に努める

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

2 避難順位

避難誘導の優先順位は、概ね次の順序で行うこと。

- ① 避難行動要支援者
- ② 一般市民

3 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な避難行動に支障を来たさない範囲とする。

第3 指定避難所の開設・運営

災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに指定避難所を開設し、避難者を収容する。

また、大規模災害時には、他都道府県から多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

3.1 指定避難所の開設【避難所班、要配慮者支援班、応急危険度判定班、施設管理者】

1 避難所開設の基準

市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、指定避難所の全部又は一部の開設を決定する。

また、避難所班及び指定避難所となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、市長からの指示がなくとも指定避難所を開設し、その旨を統括班に報告する。

市長は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、指定避難所の全部又は一部を開設する。

2 避難施設

指定避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。ただし、施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を検討する。

3 指定避難所の開設実施者

指定避難所の開設は避難所開設職員が行う。同職員は指定された避難所に参集し、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校等の施設管理者と協力して行う。

避難所班や施設管理者がすぐに指定避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

資料 2.15 避難所等位置図

4 開設手順

指定避難所の開設手順を以下に示す。

□避難所開設手順

- | |
|--|
| <p>①指定避難所の被災状況を応急危険度判定士が確認し、指定避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る(ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する)</p> <p>②施設の門を開け、避難者を受け入れる</p> |
|--|

- ③電話、無線等により指定避難所の開設を本部に報告する
(開設の日時、場所、施設名、収容人員等)
- ④指定避難所内に指定避難所の管理・運営事務を行うための事務所を設置する
(事務所には避難者からよく判るように「運営事務所」の表示を行い、事務所には職員を常時配備しておく)

5 福祉避難所開設の基準

市長は、要配慮者のうち、健康状態等へ特別の配慮を要する者、介護を要する者等を収容するため、福祉避難所の開設を決定する。

開設の時期については、要配慮者及び指定避難所の状況を勘案し、必要に応じて開設する。

6 福祉避難施設

福祉避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。

7 福祉避難所の開設実施者

要配慮者支援班は、福祉避難所の開設に当たって、福祉避難所の職員と協力して行う。

8 避難所開設の報告

指定避難所又は福祉避難所を開設した場合には、市長は、次に示す事項を知事に報告するとともに、その旨を公示する。

また、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、避難所の混在状況の周知に努める。

□避難所開設の報告事項

- 避難所の開設の目的、日時、場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

3.2 指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】

避難所班は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、指定避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。

関係各班は、以下の点に留意して、避難所の運営に努める。また、避難所における良好な生活環境の維持のため、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見、ノウハウを有する地域人材の確保・育成に努める。

1 居住チームの編成

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、指定避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。

また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。

□居住チーム編成の留意点

- 世帯と地域を単位とし、居住チームを編成する
- 血縁関係や居住地域を考慮する
- 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、編成する
- 支援が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう居住チームを編成する
- 居住チームの目安は、施設の規模により適宜決める

2 部屋割り

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を指定避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、要配慮者支援班と連携し、福祉避難所と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。

3 避難者名簿の作成

指定避難所の開設者は、避難者の氏名、人数等を把握するため、避難者名簿を作成する。名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の指定避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。

資料 第10号様式 避難者名簿用紙

4 通信手段の確保

避難所班は、指定避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。

また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置にする。

5 運営組織の設置

指定避難所の運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。

また、特定の活動（例えば食事づくりや片づけ等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

統括班は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所班は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、運営組織が設置された際に事務を引き継ぐとともに、円滑に組織を運営するため避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対し、協力を求めるなど、地域全体でサポートする。避難所班の人員が不足する場合は、ボランティア等と連携・協力し、運営にあたる。

運営組織の構成は、以下のとおりである。

□運営組織の構成

- 各居住チームの代表者で構成する運営組織を編成する
- 運営組織の下には、総務チーム、情報チーム、食料・物資チーム、施設管理チーム、保健・衛生チーム、ボランティアチーム等を配置することができる

6 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

7 食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給

食料、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食料や生活必需品等の受入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。

各指定避難所において必要とされる食料、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の指定避難所において、必要な食料、生活必需品等の情報を収集・伝達・共有し、地区防災拠点の避難所担当職員が物資班に要請する。

なお、物資班は、避難者名簿より、食料、生活必需品の需要を把握し、市内で不足が見込まれる場合には、県及び近隣市区町に応援を要請する。

8 要配慮者、女性、子ども等への配慮

要配慮者、女性、子ども等へ配慮した避難所運営を実施するため、次の点について配慮する。

- ・開設当初から、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を設置する。

- ・高齢者や障がい者等の健康状態には特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所及び社会福祉施設への移送、ホームヘルパーの派遣等必要な措置をとる。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。
- ・食料の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。
- ・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう指定避難所のバリアフリー化に努める。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性の視点に立った注意喚起や巡回警備、防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- ・女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- ・子どもの交流スペース等の居場所の確保に努める。
- ・外国人に対しては、使用する言語や生活習慣等に配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等を行う。
- ・LGBTQなど性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング（性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

9 要配慮者等に必要な物資等の整備

物資班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

□要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例

項目	物資例
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド

項目	物資例
外国人	外国語辞書、対訳カード

10 生活環境への配慮(プライバシーの確保等)

指定避難所における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。

そのため、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。なお、その確保が困難な場合、県に要請するものとする。また、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。さらに、トイレの設置状況、パーティション等の活用状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

また、保健師等による健康相談の実施体制、医師会との協定に基づく救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

12 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針(埼玉県作成)」に沿って、統括班、医療対策班等の関係各班が連携し、必要な措置をとるものとする。

13 避難者とともに避難した動物の取扱い

指定避難所におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

14 避難所運営の留意点

指定避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を行う。

15 避難所状況報告と運営記録

施設管理者、避難所班、運営組織は、指定避難所の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて指定避難所の状況を医療対策班に報告する。また、指定避難所内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。

16 指定避難所の閉鎖時期

指定避難所は、災害がおさまり、避難の必要性がなくなり、被災者のための建設型応急住宅の建設や賃貸型応急住宅の設置等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。指定避難所を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

17 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

資料 2.44 災害救助法早見表

18 避難所外避難者対策

在宅避難者並びにやむを得ず車中等に避難している避難者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知するとともに、健康相談、保健指導、弾性ストックキングの配布等を実施する。

第4 帰宅困難者対策

4.1 帰宅困難者対策【広報班、帰宅困難者支援班】

帰宅困難者を大別すると、電車により市外から通勤・通学し、市内で帰宅困難になる者と、市内から市外へ通勤・通学し、市外で帰宅困難になる者とに分けられる。ここでは市域で帰宅困難に陥る、前者への対策を記載する。

1 情報提供

広報班は、県及び関係機関と協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等に関する情報、安否を気遣う家族への連絡方法等を提供する。

□帰宅困難者に伝える情報例

項目	情報例
被害状況に関する情報	震度分布、建築物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等
支援情報	帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況

□帰宅困難者への情報提供

実施機関	項目	対策内容
県	情報提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、被害状況、交通情報等を提供、放送依頼 危機管理・災害情報ブログによる情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
八潮市	帰宅困難者支援班 案内	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩帰宅者の案内 簡易地図等の配布
	広報班 広報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールによる情報提供 市メール配信サービスによる情報提供 他の機関が提供する情報の周知
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス) 八潮駅	情報提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	安否確認 手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(WEB171) 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置等
各携帯電話業者	安否確認手段の 提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板
ラジオ、テレビ等の 報道機関	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報提供 (県内の被害状況、安否状況、交通関係の被害、復旧、運行情報)

2 八潮駅周辺における一時滞在施設の確保

市長は、地震の発生により鉄道等が停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで一時的に滞在させるための施設の開設を決定する。

帰宅困難者支援班は、あらかじめ市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)、民間施設等を一時滞在施設として確保するとともに、鉄道等が運行停止し、駅周辺の滞留者がいる場合は、市長からの指示がなくとも市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)を一時滞在施設として開設する。

3 一時滞在施設の開設

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設として開設する建物の被害状況の把握や、施設の安全性を確認し、滞留者の安全が確保できると判断した場合、建物内において滞在スペースや立入禁止区域を設定する。

また、電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、ファクス等の通信手段や公衆無線LANなどの通信環境を確認するとともに、施設利用の案内板等を掲示し、受入体制を整備の上、一時滞在施設として開設する。

一時滞在施設開設後、速やかに災害対策本部に報告する。

4 一時滞在施設への誘導

帰宅困難者支援班は、草加警察署に連絡の上、警察官の協力を得ながら、開設した一時滞在施設に駅周辺の滞留者を誘導する。

5 一時滞在施設の運営

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設の帰宅困難者に提供する。

6 一時滞在施設の閉鎖

帰宅困難者支援班は、統括班と調整し、一時滞在施設の閉鎖時期を検討する。

なお、閉鎖については、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること等が、一つの判断材料となる。

安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供して帰宅を促し、施設内から収容した帰宅困難者がいなくなったら閉鎖する。

7 施設閉鎖の報告

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設を閉鎖した場合、速やかに統括班に報告する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て、その期間を延長することができる)。

9 帰宅支援

帰宅困難者支援班は、県及び関係機関と協力して、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

□帰宅活動への支援

実施機関		項目	対策内容
八潮市 及び県	帰宅困難者支 援班	一時滞在施設の提供	・市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス) の一部を休憩所・トイレとして開放
		飲料水・食料の配布	・一時滞在施設等における飲料水、食料の配布
		休憩所提供	・避難所等公共施設のトイレを開放
	広報班	一時休憩所提供の要請	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、事業所等を休憩所、トイレとしての利用を要請
代替輸送の提供		・バス輸送の実施	
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス) 八潮駅		トイレ等の提供	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド (株)川口支社		沿道照明の確保	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

10 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。指定避難所の混乱を避けるため、指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第5 広域避難

5.1 広域避難のための避難支援【統括班】

統括班は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

5.2 広域避難のための指定避難所の提供【統括班】

統括班は、他市町村から協力を求められた場合は、広域避難のための避難所を提供する。

第6 広域一時滞在

6.1 広域一時滞在のための避難支援【統括班】

統括班は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。県外への避難が必要な場合は、県と協議する。

なお、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

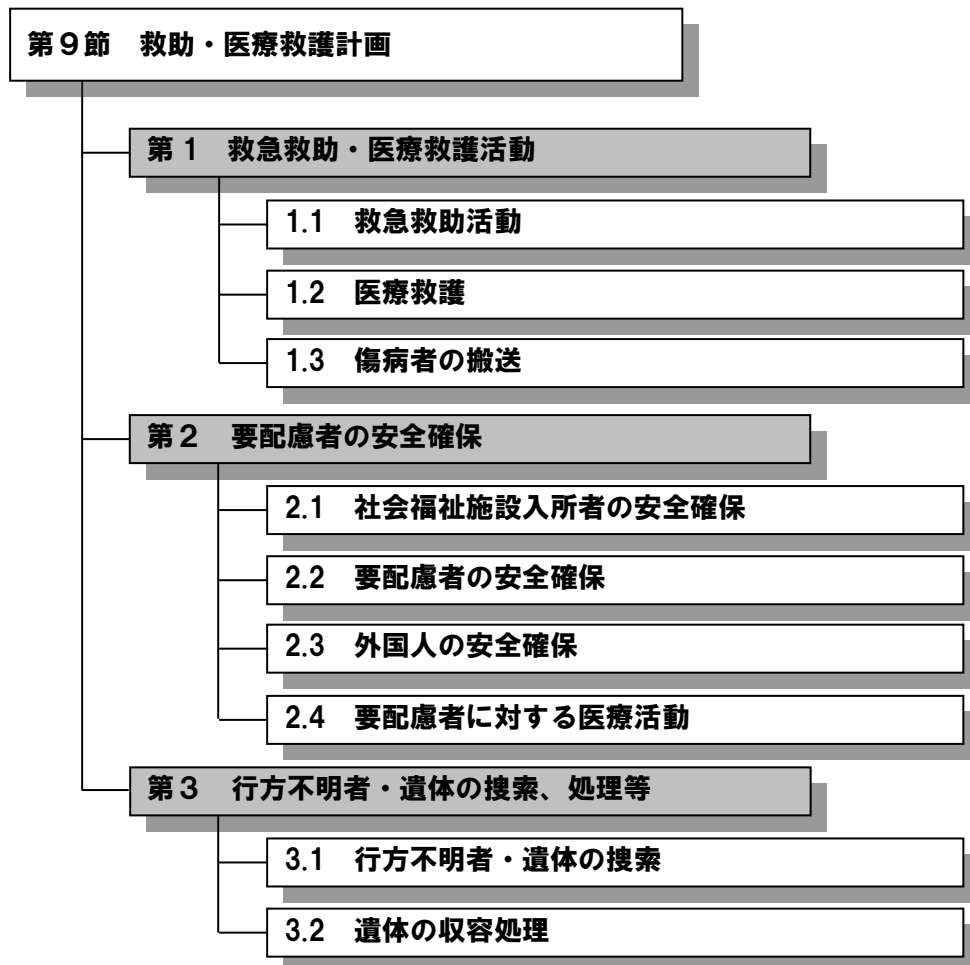
また、協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

6.2 広域一時滞在のための指定避難所の提供【統括班】

統括班は、他市町村から協力を求められた場合、県の支援を受け、広域一時滞在のための指定避難所等を提供する。

また、開設した指定避難所の周辺地域における自主防災組織等に連絡し、地域での受け入れや情報提供等の支援を要請する。

第9節 救助・医療救護計画



第1 救急救助・医療救護活動

災害時の医療救護活動は、限られた医療資源で最大の効果を上げることを目的とし、救護所に搬送された被災者のうち、医療措置が直ちに必要となる者を優先する。

1.1 救急救助活動【医療対策班、草加八潮消防組合】

災害により倒壊家屋の下敷きになっている被災者等、現に生命、身体が危険な状態にある被災者への救助活動を最優先で実施する。

1 救急救助体制の確立

災害のため救出を要する場合、草加八潮消防組合は、消防署に救助隊を増員し、これをもって救急救助活動を行う。

また、救急救助が必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

2 救急救助活動の原則

(1) 救助活動優先の原則

救助活動は、人命の救助を優先して実施する。

(2) 救命処置必要者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

3 関係機関との連携

(1) 警察との連携

草加八潮消防組合は、草加警察署と十分な連絡を取り、円滑な被災者救出活動の実施体制を確立する。

(2) 医療機関との連携

医療対策班は、草加保健所と協議しながら、医師会等を通じ、医療機関との連携・協力体制の確立を図る。

(3) 重機保有業者との連携

救出現場において建設重機等が必要になった場合は、必要に応じて八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会や建設業者に協力を要請する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)
資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

(4) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)及び緊急消防援助隊との連携

災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)又は、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(5) 自衛隊との連携

災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、自衛隊の派遣を要請する(「自衛隊への災害派遣要請」(P.139)参照)。

1.2 医療救護【医療対策班、統括班、草加保健所】

医療救護活動に際しては、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社、医療機関等と密接な連携を保ち、救急救護、医療、助産を実施し、被災者の迅速な救護を図る。

1 救護所の設置

医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において実施することを原則とする。ただし、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、応急処置の実施のため、医療対策班は、草加保健所と協力して指定避難所や交通に便利な場所等に救護所を設ける。

2 医療機関の確保

医療対策班は、情報班の協力のもと、次の情報を収集し、関係機関と共有し医療機関の早期確保に努める。

- ① 医療機関の被害状況を把握する。
- ② 医療機関の患者収容状況を把握し、特定の病院への過剰集中が起らないようにする。
- ③ 医療機関のライフラインに被害が生じた場合は、早期復旧(水道を優先する)を関係機関に依頼する。
- ④ 甚大な被害が発生した場合、草加保健所と協議の上、必要に応じて県災害対策本部に被災地外の医療機関の手配を依頼する。

資料 2.47 八潮市内医療機関一覧(病院・一般診療所、歯科診療所、助産所、接骨院)

3 草加八潮災害医療チーム(SYMAT)

医療対策班は、被災者に対する医療及び助産を実施するため、医療関係者等によるSYMATの出動を要請し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたる。

なお、災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日本赤十字社、医師会、自衛隊等の関係機関に応援を要請する。

4 SYMATの業務

SYMATの業務内容は、以下のとおりとする。

- ① トリアージの実施
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 軽症者に対する医療
- ④ カルテの作成
- ⑤ 医薬品等の補給
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 死亡の確認
- ⑧ 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

5 精神科救急医療の確保

医療対策班は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神疾患が疑われる者に対し、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

6 医薬品等の確保

医療及び助産を実施する際に必要な医薬品及び衛生材料は、各病院における備蓄を使用する。不足する場合、医療対策班は、草加保健所の協力のもと、県指定の市内医薬品取扱業者から調達する。

それでもなお不足する場合には、医療対策班は、県災害対策本部に日本赤十字社、医師会、薬剤師会、歯科医師会等からの調達を要請する。

また、血液不足のおそれがある場合は、県に調達を要請する。

資料 1.20 緊急時における医薬品等の供給に関する協定書(一般社団法人八潮市薬剤師会)

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 2.48 八潮市内保険薬局一覧表

7 応援要請

災害による被害が甚大であり、傷病者が多数発生する場合は、県知事に対して県災害派遣医療チーム(埼玉DMA T)の派遣を要請する。

1.3 傷病者の搬送【医療対策班、道路班、草加八潮消防組合】

被災者の救命のため、トリアージの実施結果を踏まえ、傷病者の搬送を実施する。

資料 2.39 トリアージタグの形状

1 搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

医療対策班は、傷病者を迅速かつ的確に搬送するため、草加保健所と協力して救護所と後方医療機関との連携・協力を図る。また、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送を決定する際に必要な情報の把握に努める。

2 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

SYMATは、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

医療対策班は、「緊急輸送計画」(P.178)に基づいて、関係機関に搬送用車両及び必要に応じてヘリコプター等の運搬手段の手配を要請する。

資料 1.37 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

草加八潮消防組合及び傷病者搬送の実施者は、前項で定めた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制、搬送経路を十分確認のうえ搬送する。

また医療対策班、道路班は、所有する自動車を使用可能な場合は、必要に応じて該当する傷病者を搬送する。

第2 要配慮者の安全確保

災害が発生した場合、寝たきりの高齢者、施設利用者(高齢者)、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等要配慮者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、また、近年の災害においては要配慮者が被害を受ける場合が多い。

このため市は、これら要配慮者に対する安全確保のための施策を速やかに実施する。

2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、要配慮者支援班、施設管理者】

1 施設職員の確保

施設管理者は、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。

2 施設の安全確認

施設管理者は、施設利用者又は入所者の状態及び施設内とその周辺の被害状況を確認し、要配慮者支援班に報告する。

3 情報の収集・伝達・共有

要配慮者支援班は、市内の社会福祉施設より施設及び施設利用者又は入所者の被害情報を収集・伝達・共有する。

4 避難誘導の実施

施設管理者は、社会福祉施設の継続利用が危険な場合、社会福祉施設利用者又は入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。その際、施設管理者は、他の社会福祉施設、市社会福祉協議会、ボランティア団体等に協力を要請する。

また、緊急避難に対応できるように輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、保護員、指導員等の職員を適切に配置する。

5 受入れ先の確保及び移送

統括班及び要配慮者支援班は、県災害対策本部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、市社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

6 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。物資に不足が生じる場合、物資班は要配慮者支援班と連携して、要請する。

7 ライフライン優先復旧

統括班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

8 巡回サービスの実施

要配慮者支援班は、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回チームを編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者の要望把握や相談対応に努める。なお、要配慮者支援班は、把握した要望や相談対応に向け統括班と協力して、支援体制を整備する。

2.2 要配慮者の安全確保【避難所班、要配慮者支援班、道路班、帰宅困難者支援班】

1 安否確認の実施

要配慮者支援班は、被災地の各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行う。その際、あらかじめ用意した要配慮者の情報(名簿等)を活用し、市社会福祉協議会、町会・自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員等の協力を得ながら実施する。

2 避難誘導の実施

災害直後の避難行動要支援者の避難行動において、救援・救助にあたる人手が一次的に不足し、結果として避難行動要支援者に対する救援・救助の手が十分に行き届かない状況が予想される。

このため、要配慮者支援班は、個別避難計画に基づき町会・自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員等の地域の支援者などと協力し避難誘導を行う。

3 指定避難所における要配慮者への配慮

避難所班は、要配慮者を収容する指定避難所を設ける際には、プライバシーの確保等、指定避難所における生活環境への配慮から要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

4 受入れ先の確保及び移送

在宅、指定避難所、仮設住宅で生活する要配慮者のうち、介護を必要とする者を発見した場合、要配慮者支援班は、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、在宅、指定避難所、仮設住宅から福祉避難所等への移送を行う。その際、社会福祉施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。

5 福祉避難所の活用

要配慮者支援班は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難な要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

6 生活救援物資の供給

要配慮者支援班は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者の状況に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の提供を行う。

なお、配布を行う際には、一般被災者と配布時間・場所を別に設ける等、確実に救援物資の

供給が行われるよう配慮する。

また、確実に供給できるよう配布手段を検討し、在宅の要配慮者に救援物資を配布する。

7 情報提供

要配慮者支援班は、在宅又は指定避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者を派遣する。避難所班は、文字放送テレビ、ファクスの設置等、情報の提供を適宜行う。

8 相談窓口の開設

帰宅困難者支援班は、市庁舎、指定避難所、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、要配慮者支援班の他、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じられる体制を整備する。

9 巡回サービスの実施

要配慮者支援班の巡回チームは、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

10 応急仮設住宅

道路班は、応急仮設住宅の入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

2.3 外国人の安全確保【統括班、帰宅困難者支援班、広報班、要配慮者支援班】

1 安否確認の実施

要配慮者支援班は、職員や語学ボランティア等により調査チームを編成し、個別避難計画及び帰宅困難者支援班からの情報に基づき、外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導広報の実施

統括班及び広報班は、市ホームページ、やしお840メール配信サービス等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。

3 情報提供

広報班は、県と連携して、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

要配慮者支援班は、語学ボランティアの協力を得て災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

要配慮者支援班は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

2.4 要配慮者に対する医療活動【医療対策班、要配慮者支援班】

災害後、高齢者等の要配慮者は、体力の低下により肺炎等を引き起こすことも多く、場合によっては死に至るケースもある。

医療対策班は、要配慮者支援班、草加保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会等と協力して、指定避難所や仮設住宅等を巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への移送を実施する。

併せて、精神疾患、内部障がい、難病等を有する者に対する医療についても十分配慮する。特に重症及び人工透析等継続治療を要する要配慮者に対しては、治療先の医療機関の状況に応じて後方医療機関へ搬送する。

第3 行方不明者・遺体の捜索、処理等

災害時において行方不明者や死者が発生したときは、その捜索及び収容を行い、死者については応急埋葬(火葬)を実施する。

3.1 行方不明者・遺体の捜索【帰宅困難者支援班、広報班、情報班、草加八潮消防組合】

遺体の捜索は、草加八潮消防組合、県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。

1 捜索依頼、行方不明者に関する相談窓口の設置

広報班は、相談窓口を設置し、県警察本部と連携を図りながら行方不明者に関する問合せ等に対し、次のとおり対応する。

- ① 広報班は、市庁舎内等に行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。
- ② 住所(被災場所)、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- ③ 避難所収容記録簿、その他災害対策本部で把握している資料により、すでに死亡していると推定される者の名簿(要捜索者リスト)を作成する。

2 行方不明者の把握

情報班は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を得て、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録がされていることが判明した場合、当該登録地の市町村に連絡する。

3 捜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者の捜索は、草加八潮消防組合、県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア等の協力のもとに実施する。

また、必要に応じ捜索場所の重複や捜索漏れのないよう各機関の代表又は指揮者等が災害対策本部に集結し、捜索に係わる情報の分析、捜索活動の分担等連携を図り、捜索を円滑に実施する。県は、市の実施する遺体捜索活動を支援する。

4 安否不明者等の氏名等公表

災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、県が定める「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき、県等と協議し公表の可否を決定する。

3.2 遺体の収容処理【医療対策班】

医療対策班は、草加保健所、県警察本部、医師会、歯科医師会、ボランティア等の協力を得て、以下のとおり収容処理を実施する。

1 遺体収容所（安置所）の開設

医療対策班は、二次災害のおそれのない適当な建物を選定し、遺体収容所として指定する。

また、必要器具（納棺用具等）の調達、検視所の併設等の対応準備をして、遺体収容所を開設する。

なお、適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。

2 遺体収容所（安置所）の周知

医療対策班は、遺体収容所の開設場所を関係機関及び市民に周知するとともに、草加警察署に遺体収容所における検視活動の実施を要請する。

3 遺体の輸送

医療対策班は、被災現場から発見された遺体や救護所又は医療機関で死亡が確認された遺体について、県に報告する。また、遺体収容所に連絡の上、遺体収容所に輸送する。

4 遺体の受け入れ

医療対策班は、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等を確認し、輸送された遺体を受け入れ、遺留品等を整理する。

5 一時保管

医療対策班は、検視及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

6 検視の実施

警察官は、遺体収容所（安置所）で遺体の検視を実施する。

7 検案の実施

救護班（医師）は、検案を実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

8 遺体の身元確認

警察官は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が不明な遺体について、身元確認作業を実施する。

9 遺体の引渡し

医療対策班は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が判明している遺体について、家族等に連絡し、警察署と連携して引き渡す。

第10節 生活支援計画



第1 給水体制の確立

災害のため、飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない市民に対し、飲料水を供給するとともに給水施設の早期復旧を図る。

1.1 給水体制の確立【応急給水班】

1 給水体制

応急給水班は、飲料水の供給を行うため、被災地の状況に応じて給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による飲料水の供給を行う。

2 応急給水資機材の調達

輸送車両は、市所有の応急給水専用車両の他、保有者より調達し、給水タンク、ポリ容器等により輸送する。

□応急給水資機材保有状況

名称	規格・容量	保有数量	備考
加圧式給水車	2.9 m ³	1 台	
加圧式給水車	1.7 m ³	1 台	
貨物自動車	3 t	1 台	移動式クレーン (2.9 t 吊) 架装
車載給水タンク	1 m ³	13 基	うち組立式 2 基
車載給水タンク	2 m ³	2 基	
スタンド型給水栓		3 基	
非常用飲料水袋	6 リットル	28,149 袋	中央 12,739、南部 7,710、八條 7,700

給水資機材に不足が生じた場合、統括班を通じて以下の機関に要請する。

- ① 県災害対策本部、隣接市 … 給水タンク、ポリ袋等
- ② 自衛隊 … 浄水セット等
- ③ 民間企業 … ペットボトルによる水の配付

1.2 給水方針【応急給水班、広報班】

1 供給基準

被災者に対する飲料水の供給は、以下の基準で実施する。

(1) 対象者

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染され、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、供給する。

なお、医療機関等への給水は優先して行い、併せて要配慮者(特に乳幼児や高齢者等)への飲料水の給水には十分配慮する。

(2) 供給量

供給量は、以下の水量を目標として行う。

□目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生から28日	約325リットル/人・日	被災前水量

2 給水方法

応急給水班は、以下の指定避難所等を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の指定避難所については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時給水栓による給水活動を行う。

□第一次給水拠点

指定避難所・指定緊急避難場所	所在地
八條小学校	鶴ヶ曾根 1
潮止中学校	古新田 530
八潮中央公園	中央 1-9

3 給水施設応急復旧後の給水

応急給水班は、配水管の応急復旧後、消火栓又は臨時給水栓設置により給水する。

4 広報

広報班は、市民の混乱を防ぐため、応急給水班と連携して給水活動の状況について必要な広報を行う。

1.3 給水の実施【応急給水班】

応急給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。

1.4 給水施設の応急復旧【応急給水班】

「上水道応急対策」(P. 240)に基づいて行う。

1.5 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市は県に請求できる。

また、実施期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

第2 食料供給体制の確立

災害時の食料の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄される自助による備蓄を原則とするが、災害によって備蓄食料が使用不能となった場合等で、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

2.1 食料の確保【物資班、統括班】

食料の供給に当たっては、避難者数、調理不能施設数、災害救助従事者数等、現に食を得ることができない者の数を把握するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等、適切な食料供給が行えるよう努める。

1 供給する食品の品目

供給する食品の品目は、米穀(米飯を含む)、乾パン又は麦製品(乾うどん等)等の主食の他、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

2 米穀の調達

- ① 物資班は、災害の状況により防災備蓄倉庫に備蓄している食料を利用する。
- ② 備蓄している食料のみで不足する場合は、米穀販売業者の手持ち精米を利用する。
- ③ なお、不足が生じる場合は、知事に米穀の調達を要請する。
- ④ 市長は、交通、通信の途絶等によって被災地が孤立する等、災害救助法が発動され応急食料が必要とされる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

3 その他の食品の調達

物資班は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、市内販売業者等から調達を行うものとするが、なお不足が生じる場合は、知事に食品の調達を要請する。

資料 1.16 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合)

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.29 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場)

資料 1.30 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

資料 1.39 災害時における救援物資の供給に関する協定書(株式会社伊藤園)

4 物資集積拠点の選定

物資班及び統括班は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路について県に報告する。

また、集積拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全に努める。

□物資集積拠点候補地

候補地	所在地	連絡先
ゆまにて(勤労青少年ホーム・勤労者体育センター)	南川崎 523	048-996-0123

5 食品の輸送

県が調達した食品を市の集積地まで輸送することは原則として県が行うが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の集積地までの輸送を行う。

また、市が調達した食品を市の物資集積拠点まで輸送するとともに、市内における食品の輸送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。

□食品の荷姿

品目	基準
玄米	紙袋入り 1 袋 30kg(精米換算 27.3kg) 麻袋入り 1 袋 60kg(精米換算 54.6kg)
精米	ビニール袋入り 1 袋 10kg
乾パン	段ボール箱入り 1 箱 128 食
アルファ米	段ボール箱入り 1 箱 50 食
乾燥がゆ	段ボール箱入り 1 箱 50 食
クラッカー	段ボール箱入り 1 箱 70 食

6 調理器具の調達

物資班は、食品の調達と併せて、可能な限り調理器具(簡易ガスコンロ、大型の鍋釜・コンロ(炊き出しに備える)、電気炊飯器・電磁調理器等)の調達を実施する。

7 状況の報告

物資班は、食料の配分、調達状況について、本部に報告する。

2.2 食料の供給【物資班、避難所班】

1 供給対象者

災害時の食料給与の対象者は、以下の者とする。なお、要配慮者に対しては、食料供給機能の停止により生命に危険が及ぶ可能性があるため、優先的に供給する。

- ① 住家に被害を受けて避難所に避難した者
- ② 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ③ 旅行者等で被災し、現に食を得ることができない状態にある者
- ④ 災害救助従事者（ボランティア等を除く）

2 在宅避難者への配慮

事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、流通機能の麻痺等に起因して食料や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、指定避難所で食料や飲料水等を供給できる体制を整える。

2.3 食品の配給及び炊き出しの実施(避難所班)

1 炊き出し等の場所

避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、指定避難所の他適当な場所を定める。

2 食品の配給

避難所班は、避難者自身や自主防災組織、ボランティアの協力のもと、避難者等への食品の配給を行う。なお、事態がある程度落ち着き、食品等の流通が回復した段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

3 炊き出しの実施

避難所班は、指定避難所の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。

実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。

また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なときや炊き出しが不足するときは、県に協力を要請する。

2.4 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、炊き出しの期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

第3 生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し生活必需品を給与又は貸与する。

3.1 生活必需品の確保【物資班、統括班】

1 給与又は貸与品目

給与又は貸与品目は、次に挙げる品目の範囲内とする。

- ① 寝 具…毛布、タオルケット、布団等
- ② 外 衣…洋服、作業衣、子供服等
- ③ 肌 着…シャツ、パンツ等の下着類
- ④ 身の回り品…タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 炊事用具品…鍋、炊飯器、包丁、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- ⑥ 食 器…茶碗、皿、はし等
- ⑦ 日 用 品…懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- ⑧ 光熱材料品…マッチ、ロウソク、LPガス等
- ⑨ そ の 他…簡易トイレ、紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ、カイロ、生理用品等

2 生活必需品の調達

物資班は、備蓄している物資で対応し、なお不足が生じる場合は、速やかに業者等から調達することに努める。また、状況により統括班は、県等へ応援を要請する。

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.31 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)

資料 1.32 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セツカートン株式会社)

3 物資集積拠点の選定

「第2 食料供給体制の確立」の内容を準用する。

4 生活必需品の輸送

県が調達した生活必需品は、原則として県が市の物資集積拠点まで輸送するが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の物資集積拠点までの輸送を行う。

また、市が調達した生活必需品を市の物資集積拠点まで輸送するとともに、市内における生活必需品の輸送を行う。市での搬送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。

5 状況の報告

物資班は、生活必需品の配分、調達状況について、本部に報告する。

3.2 生活必需品の供給【避難所班】

1 供給又は貸与対象者

災害時の生活必需品の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄される自助による備蓄を原則とするが、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品」を喪失又は毀損し、さらに物流・配給機関の混乱により、これらの生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対し、市が供給又は貸与する。

3.3 生活必需品の配給【避難所班】

避難所班は、被害程度及び世帯構成人員に応じて生活必需品の配給を、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

3.4 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、期間は、災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

第4 応急住宅対策

災害のため住家に被害を受け、自己の資力では住宅を得ることができない者に対し、一時的な住居として応急住宅の供給をするとともに、災害により被害のあった家屋の応急修理を実施して、被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

なお、応急住宅は、県によって、公的住宅等の空き室や応急仮設住宅が供与される。

4.1 応急仮設住宅の設営【道路班、公営住宅業務経験者】

災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を收容するため、応急仮設住宅を設営する。

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。市が県に要請を出したのち、設置戸数が決定される。

○ 建設型応急住宅

できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

○ 賃貸型応急住宅

県によって、民間賃貸住宅を借り上げられ、賃貸型応急住宅として提供される。

1 設営主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、道路班は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合やそれ以外でも、市長が特に必要と認めた場合においては、道路班が設置を行う。

2 設営地の選定

道路班は、あらかじめ、以下の基準に該当する建設型応急住宅の建設予定地を選定する。また、選定した土地が民有地の場合は、所有者と市の間で賃貸契約を締結する。

- ① ガス、水道、電気等供給施設の敷設可能な場所
- ② 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所
- ③ 保健衛生上適当な場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所

3 入居者の選定

応急仮設住宅に收容する入居者は、次の条件を満たす者とする。その際、民生委員・児童委員等の意見を聞き、住宅の必要度の高い者から選定する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は、道路班が決定する。

また、応急修理期間中も応急仮設住宅を使用することは可能である。

- ① 住居の全壊又は流失等した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって住家を確保することができない被災者

なお、応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となることに留意し、入居に際しては、被災前の地域的な結びつきや近隣の状況等、コミュニティ形成に考慮するとともに、要配慮者、ペットの飼育状況に対して配慮する。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

4 住宅の管理

道路班及び公営住宅業務経験者は、応急仮設住宅の維持管理等について県に協力する。

なお、管理に当たっては、公営住宅に準じて行う。

5 要配慮者対策

- ① 民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
- ② 医師会、保健所、福祉機関との連携による巡回健康診断、メンタルケアの実施

6 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

4.2 既存住宅の活用【道路班】

道路班は、被災者のための一時入居施設確保のために以下の項目について、県災害対策本部に応援要請を行う。

- ① 県営住宅の提供
- ② 都市再生機構・公社等の賃貸住宅の提供
- ③ 公的宿泊施設の提供
- ④ 民間賃貸住宅の借り上げ要請

4.3 一般被災住宅の応急修理【道路班、営繕業務経験者】

災害のため住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理のできない者又は大規模半壊の被害を受けた者に対して、日常生活に欠くことのできない部分に対し、必要最小限の応急修理を行う。

1 実施主体

被害家屋の応急修理に関しては、道路班が行い、その結果を県に報告する。

2 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者とする。

3 修理の種類

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

○ 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

○ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

○ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○ 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

○ 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

4 修理住宅の選定

道路班及び営繕業務経験者は、被害認定調査の結果に基づいて修理住宅を選定する。

5 関係機関との協力

住宅の応急修理は、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部の協力を得て行う。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

資料 1.55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書(埼玉土建一般労働組合八潮支部)

4.4 災害救助法が適用された場合の費用等

応急仮設住宅に関して、知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、及び住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

4.5 住宅関係障害物の除去(道路班、統括班)

1 除去作業の実施

道路班は、県、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。なお、対応困難な場合にあっては県に支援要請を行う。

(1) 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

(2) 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

資料 1.55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書
(埼玉土建一般労働組合八潮支部)

第5 教育対策

市における市立小中学校の災害対策は、児童・生徒の生命及び身体の安全、並びに教育活動の確保について万全を期する。

5.1 応急教育【避難所班、道路班、施設管理者、学校長】

応急教育は、児童・生徒を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から実施する。

1 発災時の対応

各小中学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じて以下の対応を行い、児童・生徒の安全確認を実施する等、児童・生徒の安全確保に努める。また、避難所班は、小中学校長の対応に関して、適切な指導・支援を行う。

(小中学校長の対応)

- ① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握し、避難所班に報告する。
- ③ 状況に応じ、臨時休校の措置を含め、地域住民と協力して児童・生徒の登下校の安全確保に努める。
- ④ 避難所班は、指定避難所の開設等災害対策を行い、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。
- ⑤ 各学校で準備した応急教育に関する計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ⑥ 応急教育計画について、避難所班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- ⑦ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う等その万全を期する。
- ⑧ 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

2 教育施設の応急復旧

道路班は、被害の程度を迅速に把握するとともに、応急修理が可能な場合は、施設管理者が速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

3 応急教育施設の確保

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合、避難所班と各小中学校は連携して、被災した学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を確保して教育を実施するよう努める。

また、各小中学校長は、指定避難所として学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合、避難所班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。

4 応急教育の方法

各小中学校長は、事前に作成した応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等に対して応急教育を実施する。

避難所班は、学校ごとに担当者を定め、連絡体制を確立する。

応急教育の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 当該学校以外の場所における教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施しがたいことも予想されるため、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ② 被害の程度により臨時休校の措置をとった場合、対応策として補習授業等を行い、授業時間の確保に努める。
- ③ 心身の状態、健康管理に十分留意する。また、避難所班を通じて、カウンセリングを行うボランティア等を必要に応じて要請する。
- ④ 教育活動の再開に当たって、登下校の安全確保に十分留意する。また、授業の指導内容に心身の健康、安全教育等の内容を加える。
- ⑤ 避難した児童・生徒等について、教職員の分担を定め、保護者の協力を得ながら地域の実情把握及び避難先の訪問を行う等、児童・生徒等の状況把握に努める。

5 転校手続

災害の影響により、県内はもとより全国各地へ転校する児童・生徒が相次ぐことが予想されることから、避難所班は、転校手続の円滑化のために、県災害対策本部に手続の簡素化、弾力化を要請する。

6 給食等の措置

施設の被災や炊き出しの実施等により、学校給食業者が完全給食を行えない場合、避難所班は、物資班と協力し、簡易給食を実施できるよう努める。

7 教育実施者の確保

避難所班は、教職員の被災に伴い教育の実施に支障をきたす可能性がある場合、当該学校以外の教職員の臨時配置及び補充措置等により教育実施者の確保に努める。

5.2 被災児童・生徒への支援【避難所班】

被災児童・生徒への支援として、以下の対策の実施を検討する。

1 学用品の調達及び給与

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、避難所班は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。

(2) 給与の方法

教科書については、県が一括調達し、配給されるので、被災児童・生徒に対する配分は市が行う。

学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは、県が調達し、市に供給する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

2 奨学金貸与の措置

避難所班は、被災により就学に著しく困難を生じ、奨学金の貸与が必要と認められる者について、貸与について特別の措置を講ずる。

5.3 応急保育【要配慮者支援班、物資班、保育所長】

保育所長及び要配慮者支援班は、災害時における保育所入所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

1 災害時の対応

- ① 保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。
- ② 保育所長は、まず、児童・職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を要配慮者支援班に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

2 応急保育の体制

保育所長は、保育所に収容できる児童等に対して、以下の事項に留意して応急保育を実施する。

要配慮者支援班は、保育所ごとに担当者を定め、連絡体制を確立する。

- ① 職員を掌握して児童の被災状況を調査し、要配慮者支援班と協力して体制の復旧に努める。
- ② 要配慮者支援班と緊密に連絡を取り合い、職員及び保護者に対し指示事項の徹底を図る。
- ③ 保育施設の被災状況に応じて、受入れ可能な児童を保育する。また通所できない児童について実情把握に努める。
- ④ 保育施設が被災し、長期間使用できないときは、要配慮者支援班と協議して早急に保育ができるよう措置を講じる。
- ⑤ 災害の推移を把握し、要配慮者支援班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

3 育児用品の確保

物資班は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

4 孤児の保護体制

避難所班は、孤児の実情を把握する。また、孤児を指定避難所及び保育所で保護するとともに県に報告し、児童相談所への移送等を行う。

5.4 文化財の保護【文化財保護課】

文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、所有者、文化財保護課は、直ちに教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。

関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して保存措置を講ずる。

文化財に被害が発生した場合、所有者、市教育委員会及び県教育委員会へ届け出る。

第11節 環境衛生計画



第1 廃棄物処理計画

地震により市域に被害を受けた場合、多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じるため、被災地の市民が当面の生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等について計画を定める。

1.1 ごみ処理【環境衛生班】

災害におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した災害廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の万全を図る。

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。このため、平時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、環境衛生班は、被害状況をもとにごみの排出量を見積もる。

2 ごみ処理体制の確保

環境衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時における収集体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に応援要請を行う。

さらに、環境衛生上の観点から必要と判断される場合は、県に自衛隊の災害廃棄物処理活動を要請する。

□ごみ関係保有車両一覧表

機 種	台 数	
ダンプ	3トン車(中型・MT)	2台
	2トン車(中型・AT)	1台
	2トン車(普通・MT)	1台
	2トンフックロール車(普通・MT)	1台
油圧ショベル		1台
ホイールローダー		1台
ショベルローダー		1台
サイドクランプ式 フォークリフト	ガソリン バッテリー	1台 1台

3 ごみ処理対策

(1) 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が、後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、分別収集を計画的に行う。

(2) ごみ処理施設の確保

環境衛生班は、自らの処理能力を超える量のごみが排出された場合は、県災害対策本部、近隣市区町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得てごみ処理施設の確保を図る。

□ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処 理 能 力
リサイクルプラザ	八條 2365-1	048-997-6696	30t/日
東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設	越谷市増林 3-2-1	048-966-0121	800t/日
東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設	草加市柿木町 107-1	048-936-1251	297t/日

1.2 し尿処理【環境衛生班】

環境衛生班は、収集許可業者とともに必要な体制を確立し、防疫上の観点からも、早急にし尿処理を実施する。

1 し尿排出量の推定

災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが一時的に停止し、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、し尿排出量を市民数や予測被災者数等から推定し、必要な仮設トイレ数を把握することで適正な処理を行う。

2 し尿処理体制の確保

環境衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に人員及び仮設トイレ等の応援を要請する。

なお、し尿処理は、原則として許可業者の作業員をもって編成し、一斉収集する。

□し尿処理委託業者

名 称	所 在 地	電 話	バキューム車
小早川商事(有)	中央 3-18-7	048-996-1353	10 台
(有)中山清掃	南川崎 410	048-996-9728	
八潮清掃(株)	大曽根 703	048-996-0836	
八潮興業(株)	古新田 151	048-995-0020	

□し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処 理 能 力
東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター	八條 700	048-936-1251	260 キロリットル/日

3 し尿処理対策

(1) 仮設トイレ等の設置

環境衛生班は、災害対策本部の指示により、防災倉庫等に備蓄してある仮設トイレ等を設置場所に搬送・設置するとともに、不足する場合は、県災害対策本部、仮設トイレの製造・レンタル会社等に応援要請を行う。また、必要に応じて県を通して自衛隊に設置依頼を行う。

なお、設置場所は、指定避難所となる場所とし、設置に当たっては要配慮者に十分配慮して設置する。

(2) 仮設トイレ等の撤去

環境衛生班は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所を十分に確保できた場合は、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

1.3 がれき処理【環境衛生班】

建築物等の倒壊・流失により発生した大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行うたうえで、迅速に進める。

1 がれき排出量の推定

災害時においては、倒壊・流失家屋等により大量の災害廃棄物が発生するため、環境衛生班は、被害想定から災害廃棄物の排出量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

2 がれき処理体制の確立

原則として次の体制を確保して行う。

(1) 住宅・建築物系(個人・中小企業)

建築物の所有者が解体・処理を実施する。

(2) 大企業の事務所等

大企業が自己処理する。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者が処理する。

(4) 災害廃棄物処理の推進と調整

国、県、関係市区町村及び関係者が協力して災害廃棄物処理推進協議会を設立し、がれき処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、最終処分場の確保を図る。

3 がれき処理対策

災害時に大量に排出されるがれきのうち、危険なもの又は通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、大量のがれきを選別・保管することができる仮置場及び、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(1) 仮置場の確保

災害時に発生する倒壊建築物等からのがれきは、一時的に仮置場に集積する。

それに伴い環境衛生班は、道路管理者及び警察と協議を行い、がれきの搬送ルートを設定する。

□がれき仮置場 候補地

候補地	所在地
大瀬運動公園(一部)	大瀬 1305
八潮幸之宮運動広場	八條 2338-1

(2) 処理場の選定基準

処理場の選定に関して、環境衛生班は、まず現有施設、民間委託、広域処理の可能性を検討し、これらが不可能な場合は、次の基準により設置場所を選定する。

- ① トラックの通行が可能な道路に近いこと
- ② がれきを焼却又は埋立てできる場所であること
- ③ 処理場の数は地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること
- ④ 処理場は、生活環境への影響のない場所であること
- ⑤ 処理場の消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める消毒方法により行う

(3) がれきの収集・運搬

環境衛生班は、がれきを処分する際、危険なもの又は道路通行上の支障があるもの等を優先して収集し、仮置場に運搬する。

(4) 適正処理・リサイクル体制の確立

応急活動後は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、倒壊建築物の解体に伴う粉塵・アスベストや冷蔵庫からのフロン回収等に関しては特に注意を払う。

(5) 広域処分対策

大量のがれきを処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことを想定し、環境衛生班は、県が設置する協議会と連携するとともに、近隣都県と広域処分対策を検討する。

第2 防疫・保健・食品衛生活動

災害の被災地域においては、衛生状態が極度に悪化し、感染症等の疾病の発生が予想される。これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

2.1 防疫・保健衛生活動【環境衛生班、医療対策班、統括班、草加保健所】

1 防疫チームの編成

環境衛生班は、防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、草加保健所、草加八潮医師会、ボランティア等の協力を得て、防疫チームを編成する。

2 防疫活動内容

防疫チームは、県の指示を受け、次の要領により消毒活動を実施する。

- ① 浸水家屋、下水、排水溝、その他不潔場所の消毒を原則として実施する。
- ② 指定避難所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。
- ③ 井戸の消毒を実施する。
- ④ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
- ⑤ 薬品を散布する際は、地域の環境に十分配慮して行う。

3 防疫業務の実施方法

検病疫学調査	主として保健師を中心として聞き取りにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある市民については、保健所と連携し検便を実施する
清掃方法	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする
消毒方法	薬品による消毒を実施する
ねずみ族・昆虫の駆除	汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する

4 防疫活動に必要な携行資器材

携行資器材	噴霧器
家屋消毒、昆虫・ねずみ族駆除薬剤	消毒剤等薬剤

5 薬剤及び資器材の備蓄、調達

- ① 防疫・保健衛生活動に必要な薬品及び資器材は、草加保健所の現有する薬品、資器材等を優先的に使用する。
- ② 環境衛生班は、市の保有する薬品、資機材等が不足したときは、草加保健所の協力のもと医療対策班を通じて調達し、又は収容して補給する。
- ③ 環境衛生班は、統括班を窓口として県災害対策本部に依頼し、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの薬品、資機材等の調達及び搬送を要請する。

6 感染症患者に対する措置

医療対策班は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、草加保健所へ報告する。また、草加保健所は、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

2.2 食品衛生活動【医療対策班、草加保健所】

市長は、被災地域における食中毒を防止するため必要があると認めるときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。

1 主な活動項目

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

2 関係機関との協力

医療対策班は、草加保健所その他衛生関係機関と協力して業務を実施する。

第3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び保健所等関係機関との協力体制を確立する。

3.1 活動内容【環境衛生班、草加保健所】

1 被災地域における動物の保護

環境衛生班は、草加保健所と連携し、所有者不明の動物、負傷動物等を埼玉県獣医師会南支部、動物関係団体等と協力の上保護し、動物保護施設への搬送に協力する。

資料 1.21 災害時における動物救護活動に関する協定書(埼玉県獣医師会南支部)

2 指定避難所における動物の適正な飼育

環境衛生班は、草加保健所と連携し、飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導に協力する等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。環境衛生班は、避難所班と連携し、避難所内の衛生環境を保つため、ペット等に関する上記の避難所運営ルールを徹底するよう、飼い主及び避難者運営本部に対して協力を求めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。

3 情報の交換

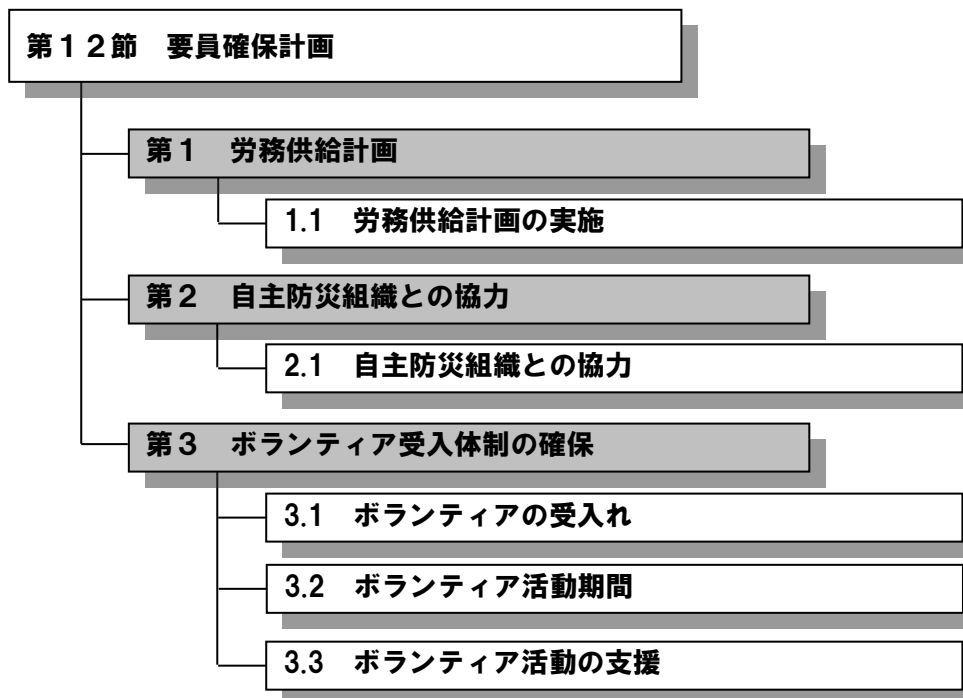
環境衛生班は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集・伝達・共有する。

- ① 各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 指定避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ④ 他都縣市への連絡調整及び応援要請

4 その他

環境衛生班は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合、草加保健所、動物園及び警察と連携して、収容、管理に協力する。

第12節 要員確保計画



第1 労務供給計画

人事班は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、公共職業安定所を通じて労働者を雇用する。

1.1 労務供給計画の実施【人事班】

1 実施責任者

労務供給についての計画の確立及びその実施は、人事班が行う。ただし、応急仮設住宅の給与及び医療・助産に要する者に関しては知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の救助を待つことができない場合は、人事班が行う。

2 労働力の供給

人事班は、次の応急救助を実施するために必要な最小限度の労力を供給する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理、分配及び輸送
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

雇用は、市だけでは必要な要員を確保できない場合、県に要請し、確保する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市は県に請求できる。

第2 自主防災組織との協力

統括班は、災害応急対策の万全を期するため、災害時には自主防災組織の協力を得て防災活動を行う。

2.1 自主防災組織との協力【統括班】

1 自主防災組織の協力業務

統括班は、自主防災組織に対し、次の業務について協力を要請する。

- ① 異常現象・災害危険箇所等を発見した場合、市及び防災関係機関に通報すること
- ② 災害に関する情報を区域内の市民に伝達すること
- ③ 高齢者、子ども、障がい者等の安全確保に協力すること
- ④ 避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること
- ⑤ 指定避難所における炊き出し、救助物資の配分に協力すること
- ⑥ 指定避難所の運営・管理に協力すること
- ⑦ 被災区域内の秩序維持に協力すること
- ⑧ 被害状況の調査に協力すること
- ⑨ その他の災害応急対策業務に協力すること

2 自主防災組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

市及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記に掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

第3 ボランティア受入れ体制の確保

混乱した状況下と対策要員が不足したなかで、ボランティアの積極的な活用を図ることにより、被災者の生活を支援していく。

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書
(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 1.36 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書
(特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク)

資料 1.60 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
(社会福祉法人八潮市社会福祉協議会)

3.1 ボランティアの受入れ【ボランティア支援班、広報班、市社会福祉協議会】

1 市災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、災害発生後直ちにボランティア支援班と連携し、指定された場所に市災害ボランティアセンターを設置する。

また、ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターを通じて報道機関に協力を要請し、必要なボランティアを募集する。

2 ボランティアコーディネーター(調整役)の選任

ボランティアの受け入れ、活動調整、派遣先の指示、人数の振り分け等はボランティアコーディネーターを中心にボランティア団体自身が行う。コーディネーターには、市社会福祉協議会の職員又はボランティア団体の中核的な者を充てる。

3 ボランティアの受入窓口の設置

市社会福祉協議会は、民間のボランティア団体等と連携し、市災害ボランティアセンターにおけるボランティアを円滑に受け入れることができる体制を整備するとともに、派遣を伴うボランティア等の種別、人数等を把握する。また、特殊技能を有する専門ボランティアについては、ボランティア支援班に対し、受け入れ体制の整備を依頼する。

なお、市社会福祉協議会は、ボランティア等の受付を行う場合に「受入日」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「活動予定期間」を記した「災害ボランティア受入名簿」を作成するとともに、災害ボランティアに対して「ボランティア活動保険のパンフレット」を配布するなどして、ボランティア活動保険天災地震補償プランについて周知を図り、加入を促す。

4 ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、被災者への聞き取りや調査から、被災者のニーズや支援の必要性を確認する。

また、各課は、ボランティアの協力が必要な作業が発生した場合、内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、ボランティア支援班に要請する。

5 ボランティア活動内容の広報

広報班は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動

の内容、必要人員、活動場所等の情報を広報する。その際、県、近隣の市区町村、報道機関に協力を要請する。

3.2 ボランティア活動期間

ボランティアを受け入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況等を市長が判断し、決定する。

3.3 ボランティア活動の支援【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】

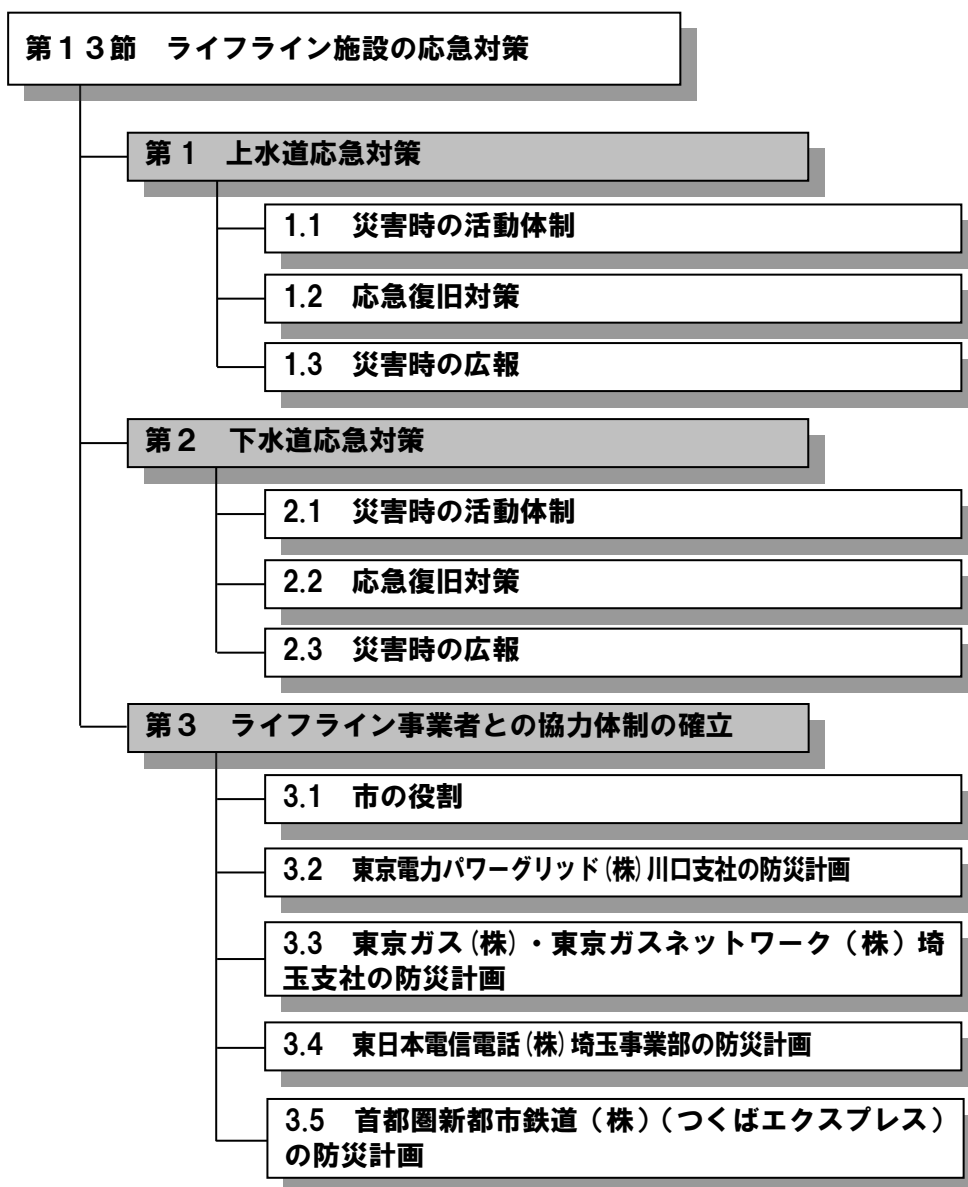
1 ボランティア活動の支援

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の健康管理を支援する。また、可能な範囲で宿泊場所の斡旋を行う。

2 情報提供

市災害ボランティアセンターは、ボランティア支援班と連携し、避難所情報、物資情報、交通情報等を収集・整理し、情報提供を行う。

第13節 ライフライン施設の応急対策



第1 上水道応急対策

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制を確立し、拠点への応急給水、応急復旧を実施する。また、混乱を防止するため水道施設の被害状況、応急復旧の状況について、積極的な広報活動を実施する。

1.1 災害時の活動体制【応急給水班】

1 動員体制の確立

応急給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保するため、作業体制を確立する。

2 応援要請

復旧の資機材及び人員の不足が発生した場合、応急給水班は、八潮市指定管工事事業協同組合と協定機関及び埼玉県災害対策本部、県災害対策本部、日本水道協会等に応援を要請する。

資料 1.22 災害時等における水道の応急活動に関する協定書(八潮市指定管工事事業協同組合)

資料 1.48 災害時等における資材の供給に関する協定書(富士機材との協定書)

資料 1.49 災害時等における資材の供給に関する協定書(大一企業との協定書)

1.2 応急復旧対策【応急給水班】

災害時における水道施設の応急復旧は、応急復旧計画(八潮市水道事業震災対策計画行動マニュアル)に基づき、人員の確保及び資機材等を調達して、復旧作業を進める。

1 被害箇所の調査

応急給水班は、水道施設及び水源の被害状況の調査を行う。

2 復旧順位

復旧に当たっては、原則として水道施設及び防災拠点となっている施設(病院、社会福祉施設、指定避難所、災害対策本部等)を優先する。配水管の復旧作業は、幹線、支管の順に行う。

3 配水調整

災害時における配水調整は、被害を受けていない配水管を最大限に利用し、断水区域をできるだけ縮小することを基本とする。応急給水班は、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。特に病院、社会福祉施設、指定避難所、災害対策本部等、防災拠点に給水することを最優先とする。

4 仮設配管

応急給水班は、被害が甚大で相当期間復旧できない箇所等において、仮設配管を敷設し、臨時給水栓による給水を行う。

5 応急復旧の手順

応急給水班は、施設別応急対策を次の順序で行う。

- ① 浄水場施設の復旧
- ② 配水施設の復旧
- ③ 配水幹線、配水支管の復旧
- ④ 給水装置の復旧

ただし、災害の状況、各施設の被害等を勘案し復旧効果の最も大きいものから行う。

また、応急復旧は段階的に4週間以内で完了することを目標とする。

6 資機材等

応急給水班は、応急復旧に必要な資機材等を備蓄する。また、応急復旧に必要な資機材等については、自己保有のものでは不足することも考えられるため、日本水道協会との「災害時相互応援要綱」に基づき、必要に応じて応援を求める。

1.3 災害時の広報【広報班、応急給水班】

1 広報主体

広報班は、応急給水班と協力して次の内容に関する広報を行う。

2 広報内容

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の場所及び応急給水方法
- ③ 水質についての注意事項
- ④ その他必要な事項

第2 下水道応急対策

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

2.1 災害時の活動体制【道路班】

道路班は、配備基準に基づき、職員を配置し、直ちに次の措置をとる。

- ① 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。
- ② 可搬式排水ポンプ及び土工機材、作業用具は、所要量を確保し整備する。

2.2 応急復旧対策【道路班】

道路班は、速やかに下水道等の巡視を実施し、損傷や異状を把握する。

また、下水管渠の被害に対して、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行い、幹線の復旧が終わり次第順次支線の復旧に着手する。

なお、被災状況に応じて「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき支援要請を行う。

2.3 災害時の広報【広報班、道路班】

広報班は、道路班及び関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を、市民に広報する。

第3 ライフライン事業者との協力体制の確立

災害時におけるライフラインの途絶は、応急活動、救助・救援、市民の被災生活、さらに、途絶が長期化した場合には、生活復興や産業復興に大きな支障を与えることとなり、その社会的影響は甚大である。そのため、統括班は、各ライフライン事業者と密に連絡を取り合い、迅速かつ的確な復旧に努める。

3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】

1 ライフライン被災情報の収集

災害が発生した場合、情報班は、次のライフライン事業者に対し被害情報を問合せる。

□ライフライン事業者連絡先

事業者	住所	連絡先
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	川口市南鳩ヶ谷 7-4-6	0120-995-007
東京ガス(株)埼玉支社	さいたま市南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 203	048-862-8651
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17 さいたま新常盤ビル 6F	048-626-6623
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス)八潮駅	大瀬 6-5-1	048-995-7222

2 ライフラインの復旧要請

災害によりライフラインの機能が停止した場合、統括班は、各ライフライン事業者に対し応急復旧を要請する。特に、次の防災拠点に関しては、優先的な復旧を要請する。

資料 1.23 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書(埼玉県電気工事工業組合)

- ① 病院
- ② 社会福祉施設
- ③ 指定避難所(小中学校等)
- ④ 災害対策本部
- ⑤ 草加八潮消防組合
- ⑥ その他防災上重要と思われる施設

3 災害時の広報

広報班は、関係機関と連絡協調を図り、ライフライン施設の被害状況、復旧の状況等を、市民に広報する。

3.2 東京電力パワーグリッド(株)川口支社の防災計画

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

1 応急対策

(1) 電力供給の維持

- ① 電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- ② 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

(2) 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

(3) 被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

- ① 一般被害情報等
 - ・ 気象及び地象情報
 - ・ 一般被害情報
 - ・ 停電による主な影響状況
 - ・ 地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況
 - ・ その他災害に関する情報(交通情報等)
- ② 東京電力パワーグリッド(株) 関連被害情報
 - ・ 東京電力パワーグリッド(株) の施設の被害状況
 - ・ 復旧資機材、応援隊、食料等の要望
 - ・ 人身災害、その他の災害発生状況

2 復旧計画

(1) 復旧計画

- ① 各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。
- ② 各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

(2) 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には所定の標識・標章等を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

(3) 復旧応援隊

被害が多めで自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、本社本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

(4) 広報活動

- ① 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- ② 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。
- ③ 非常災害が発生した場合は、八潮市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

3.3 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)の防災計画

この防災業務計画(以下「この計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条第1項、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第1項及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定め、**東京ガス株式会社(以下、東京ガス)**、**東京ガスネットワーク株式会社(以下、東京ガスネットワーク)**による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、**東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。**

1 災害応急対策に関する事項

(1) 通報・連絡

① 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

② 通報・連絡の方法

ア 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

イ 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

(2) 災害時における情報の収集・連絡

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

- ・ 一般情報
- 一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- ・ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
- ・ 出社途上における収集情報
- ・ その他災害に関する情報（交通状況等）

ウ ガス施設等被害の状況及び復旧状況

エ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

オ 社員の被災状況

カ その他災害に関する情報

（3）災害時における広報

① 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

（4）対策要員の確保

① 対策要員の確保

ア 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は予め定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。

ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、予め定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

② 他会社等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

（5）事業継続計画の策定・発動

① 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- イ ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

② 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

① 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、予め調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(7) 非常事態発生時の安全確保

① 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

2 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画の策定

① 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ・復旧手順及び方法
- ・復旧要員の確保及び配置

- ・復旧用資機材の調達
- ・復旧作業の期間
- ・供給停止需要家等への支援
- ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ・その他必要な対策

イ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

なお、臨時供給に当たっては、関係機関(国、都県、日本ガス協会等)と連携を図る。

(2) 復旧作業の実施

① 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

② 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- ・区間遮断
- ・漏えい調査
- ・漏えい箇所の修理
- ・ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- ・閉栓作業
- ・復旧ブロック内巡回調査
- ・被災地域の復旧ブロック化
- ・復旧ブロック内の漏えい検査
- ・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ・本支管混入空気除去
- ・灯内内管の漏えい検査及び修理
- ・点火・燃焼試験(給排気設備の点検)
- ・開栓

3.4 東日本電信電話(株)埼玉事業部の防災計画

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

1 応急対策

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

② 情報連絡

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他各関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

(2) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

① 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等に被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

③ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生によりふくそうの恐れがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

⑤ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線の設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

(3) 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

① 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

③ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 災害時の広報

- ① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

2 復旧対策

(1) 復旧要員計画

- ① 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ② 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

(2) 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

(3) 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線の利用等による情報収集活動等を行う。

(4) 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、災害時優先電話等の救済を目的として対地別の規制等の措置を講ずる。

(5) 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

3.5 首都圏新都市鉄道(株)(つくばエクスプレス)の防災計画

1 施設の現況

路線延長(m) : 58,260 (58.3km)
地下区間 : 16,312
高架区間 : 25,523
盛土区間 : 1,888
切土区間 : 4,353
橋梁区間 : 10,184

2 予防計画

- (1) 土木構造物、軌道、駅舎及び電気・機械設備は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じ補修を実施する。
- (2) 沿線防災設備システム(風速、地震、水位、雨量、レール温度、大気温度測定装置)によるリアルタイムに収集される気象情報を基に列車運転規制を行い、より安全な輸送を確保する。
- (3) 平成19年1月16日より導入した早期地震警報システムにより、地震への対応を充実させ安全性を向上する。

※早期地震警報システム：気象庁が配信している「緊急地震速報」を活用したシステムで、地震発生時に震源に近い観測地点で得られたP波(初動)の地震波を使って震源、地震規模の推定情報を総合司令所のシステムに取り込む。その予想震度が当社沿線で震度5以上になると判断された場合に警報を出力、S波(本震)が到着する前に列車無線で自動的に警報音と音声メッセージを乗務員に通報することにより、乗務員が手動による緊急停止操作で地震に対して早期対応する。また、駅事務室に設置している一斉放送装置で駅係員にも自動的に通報し、緊急対応に備える。

- (4) 乗務係と総合指令との情報交換は、デジタル列車無線システムにより、効率化、信頼性の向上を図る。
- (5) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1. 飲料水 2. 非常用(乾パン、缶詰等)	駅倉庫

3 応急対策

(1) 災害対策本部の設置

地震により災害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき対策本部長が本社に災害対策本部、総合司令所若しくは対策本部長が指示した箇所に現地本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制

地震により災害等が発生した場合は、被災状況を速やかに把握し、指令電話、列車無線、鉄道電話、沿線電話等を利用して、別に定める情報伝達経路により関係箇所に連絡する。
また、必要に応じて自治体、消防、警察機関及び関係機関に連絡する。

(3) 初動措置

① 運転規制の内容

早期地震警報システムの導入により、予測震度4以上で全列車一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の運転規制を実施する。

- ア 震度5弱(80ガル以上140ガル未満)
全列車一旦停止後、35km/h以下の徐行運転
- イ 震度5強(140ガル以上)
全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ

② 乗務係の対応

ア 列車の運転

列車運転中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合及び総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所へ停止させる。また、列車停止後、列車及び周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。

イ 旅客への対応

災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を運輸指令からの指示等により、適切な旅客案内を行う。

ウ その他の措置

- ・総合指令は、震度や被害等の把握に努め適切な指示を行う。
- ・施設、電気管理所長は、注意箇所の点検を行う。なお震度5強以上と認めるときは、至急巡視を行う。

エ 災害時の広報

- (ア) 旅客に対して各駅の構内放送・掲示表示、車内放送等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画及び振替輸送等の案内を行う。
- (イ) 利用者に必要な情報をホームページに掲載する。適宜報道機関に発表する。

4 復旧対策

災害に対する復旧体制は、人命に係るもの及び列車の運行に直接関係のある設備の復旧を優先して行う。

5 八潮駅における対応措置

(1) 地震後の安全措置

- ① 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ② 出火防止

- ア 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。
- イ その他出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

- ③ 地震動終了後、火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合に応急措置を行う。
- ④ 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- ⑤ その他
 - ア 避難通路の確保
 - イ 防災管理者は被害の状況を火元責任者に報告させ、把握する。

(2) 地震時の活動

地震時の活動は次の事項について行う。

- ① 情報収集等
通報連絡担当は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は駅構内にいる旅客に知らせる。
 - ウ 長時間の運転休止を想定し、駅勢圏の交通地理、避難場所等を把握しておく。
- ② 救出、救護
 - ア 救出、救護活動に当たっては、応急救護チームを中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により消防隊等に協力する。
 - ウ その他
- ③ 避難誘導等
 - ア 避難誘導担当は、旅客の混乱防止に努め、次のことを行う。
 - (ア) 駅構内、旅客を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の周りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
 - (イ) 旅客を避難場所に誘導するときは、避難場所(大瀬小学校)までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
 - (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - (エ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
 - (オ) 避難は一時集合場所(駅前広場)に集合し、避難場所に避難する。

イ 安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ウ その他

(3) その他

① 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 工事人に対する教育の徹底

イ 立ち入り禁止区域の指定と係員に対する周知徹底

ウ 避難経路の明確化

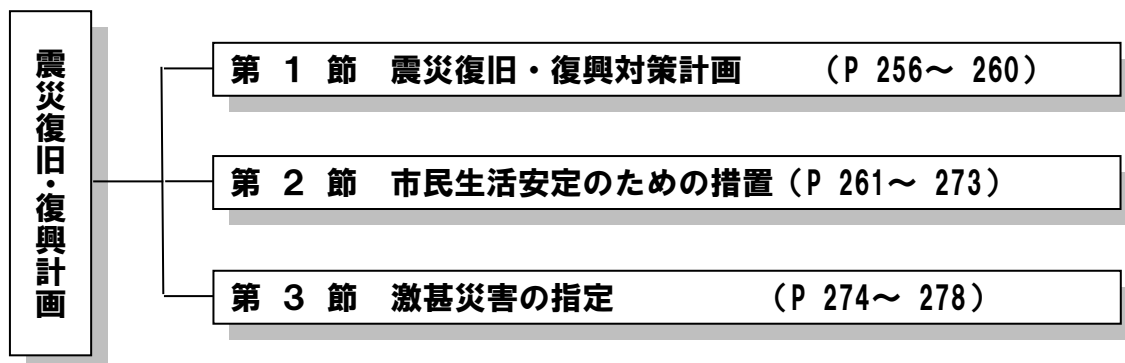
② 管理権原者は、復旧活動において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対策を講じる。

ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

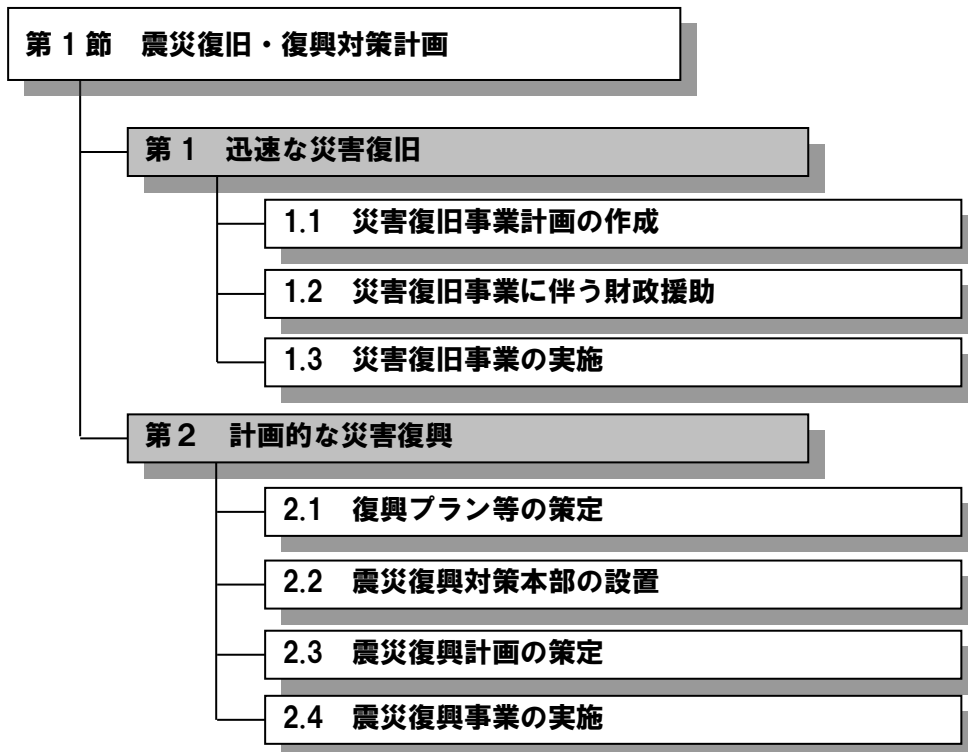
イ 事業再開時には、火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

第4部 震災復旧・復興計画

震災復旧・復興計画の構成



第1節 震災復旧・復興対策計画



第1 迅速な災害復旧

発災後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

1.1 災害復旧事業計画の作成【市有施設所管課】

被災した公共施設を所管する課は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

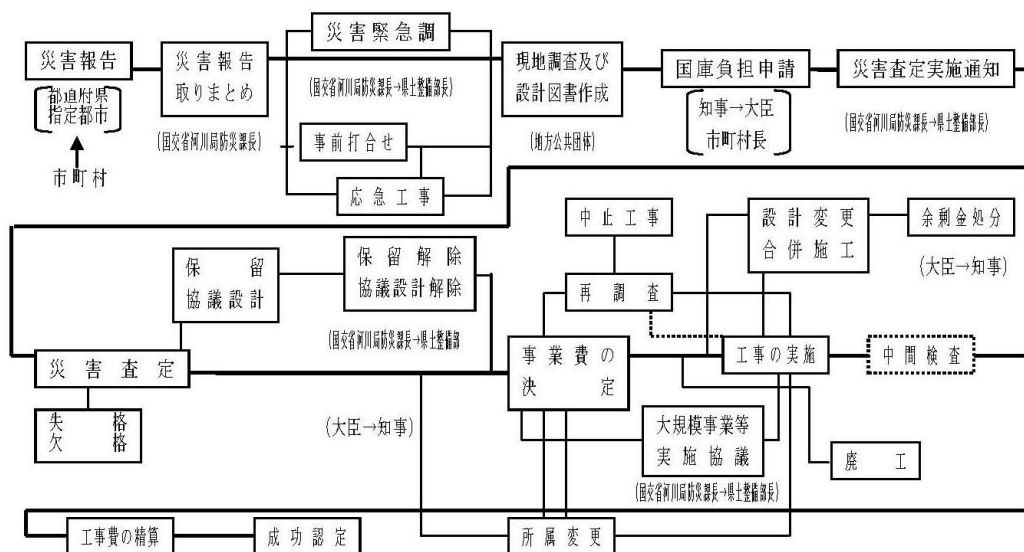
復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

□災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

□公共土木施設災害復旧手続(県)



1.2 災害復旧事業に伴う財政援助【市有施設所管課】

被災した公共施設を所管する課は、関係機関と協力しながら、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担するものについては、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業は、次のとおりである。

□法律に基づく財政援助措置

- | | |
|----|--|
| 1 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| 2 | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 |
| 3 | 公営住宅法 |
| 4 | 土地区画整理法 |
| 5 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 6 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 7 | 予防接種法 |
| 8 | 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する |
| 9 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律 |
| 10 | 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 |
| 11 | 水道法 |

1.3 災害復旧事業の実施【市有施設所管課】

被災した公共施設を所管する課は、災害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども市民に対して理解を得るよう努める。

第2 計画的な災害復興

被災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する新たな整備を実施することである。

市は、復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2.1 復興プラン等の策定【統括班】

統括班は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。

2.2 震災復興対策本部の設置【統括班、道路班】

統括班及び道路班は、被災市街地の状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

2.3 震災復興計画の策定【道路班】

1 震災復興方針の策定

道路班は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 震災復興計画の策定

道路班は、震災復興方針に基づき、道路班を中心として、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

2.4 震災復興事業の実施【道路班、応急危険度判定班】

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

道路班は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合、県に建築制限区域の指定を要請する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

道路班は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

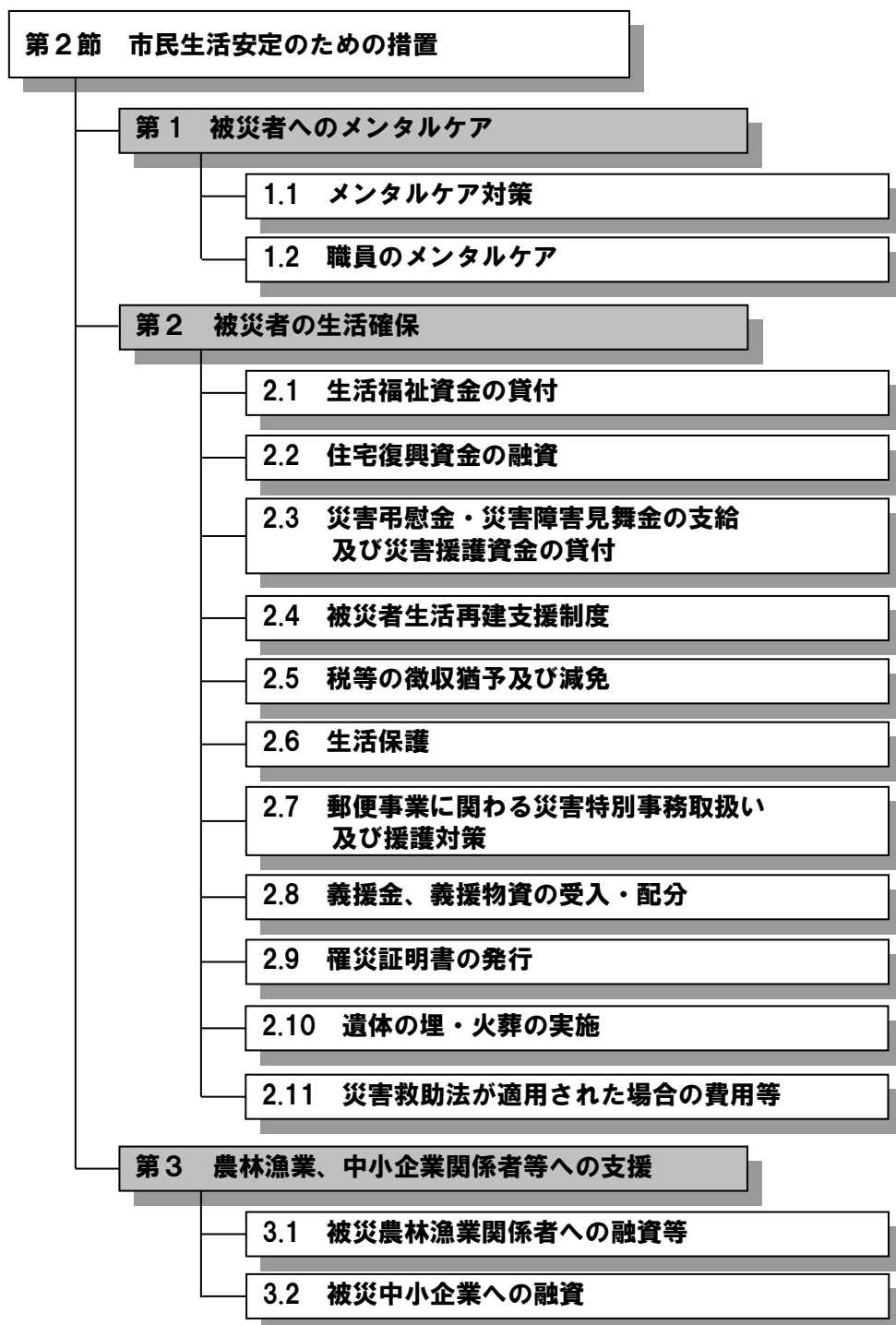
被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 震災復興事業の実施

道路班は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。

また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手続について検討を行う。

第2節 市民生活安定のための措置



第1 被災者へのメンタルケア

災害によって深く心が傷ついた心理状態〔心的外傷後ストレス障害(PTSD等)〕を癒す、あるいは症状を軽くするための対策を講じる。

1.1 メンタルケア対策【医療対策班】

1 PTSD (Post Traumatic Stress Disorder) 症状の理解

PTSDの症状は、無力感や徒労感といった精神的なものだけでなく、頭痛、めまい、吐き気、生理不順といった具体的な身体の変調をもたらし、被災後すぐに症状があらわれる者から半年経ってからはっきりしてくる者もある。

具体的には、次のような症状が1か月以上も続く状態のことである。医療対策班は、草加保健所や関係機関と協力して、その症状を理解した上でメンタルケア対策に努める。

□ PTSDの症状

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○災害の光景が忘れられない○何事にも無関心でいようとする○過度の生理的緊張状態が持続する |
|--|

2 各種対策

(1) 被災者個人の対策

- ① 誰もが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないことを認識する
- ② 誰でも無関心や無感動になると自覚し、そうした気持ちを否定しない
- ③ できるだけ活動的にしている
- ④ 現実から逃げない
- ⑤ どういう災害であったかを本気で考える
- ⑥ 善意を素直に受け入れる
- ⑦ 一人になれる時間をもつ

(2) 行政の対応

- ① 相談窓口には医師、臨床心理士、保健師等専門家を配置し各種相談に対応する
- ② 各種情報を提供するための市民向け講演会等を実施する
- ③ 専門家による指定避難所、家庭訪問による巡回相談を実施する
- ④ 専門家による相談電話(フリーダイヤル)を設置する

1.2 職員のメンタルケア【人事班、医療対策班】

1 職員のストレス要因

職員は、災害時において、当然のことながら自らも被災者の一人であるが、被災者である市民の対応など、慣れない応急対策業務及び復旧・復興対策業務に従事することとなり、自分自身の健康の問題を自覚しにくく、また自覚したとしても使命感のために休息、治療が後手にまわりやすい。統括班は、医療対策班とともに産業医などの協力を得ながら衛生管理に努める。

職員のストレス要因は以下の事項が考えられる。

- ① 発災直後における業務形態の慢性化による身体的疲労
- ② 社会的責任、使命感による心理的疲労
- ③ 被災者との直接の接触により、怒り等の強い感情を向けられる
- ④ 災害現場の目撃によるトラウマ反応
- ⑤ 他地域からの要員の場合、出向に伴う生活の不規則化、ストレス対処法の困難化等が生じること

2 職員のストレス解消対策

(1) 業務ローテーションと役割分担の明確化

災害直後はやむを得ないとしても、統括班は、出来るだけ早期に、交替要員を確保し交代時期を明確にする。また、業務や責任を分担し、負担の軽減を図る。

(2) 職員のストレスについての教育

職員に対し、ストレスによって心身のバランスを崩すことは誰にでも起こる可能性があり、それが恥じるべきことではなく、適切に対処すべきことであることを認識させる。

(3) 心身のチェックと相談

心身の変調についてのチェックリストを職員に手渡す等、必要があれば健康相談を受けられる体制を確立する。

第2 被災者の生活確保

大規模災害時には、多くの市民が罹災し、家や家財等の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。このような混乱を速やかに收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付等を行う。

2.1 生活福祉資金の貸付【社会福祉課、広報班】

県社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、速やかに自立更正を図るため、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金貸付制度により資金の貸付を予算の範囲内で行う。社会福祉課は、これを立案し、広報班と連携して市民に周知する。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.55 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費

2.2 住宅復興資金の貸付【道路班】

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。道路班は、市民からの融資手続に関する相談に応じる。

なお、住宅復興資金の融資の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.56 災害復興住宅融資の建設資金融資に基づく資金貸付

資料 2.57 災害復興住宅融資の補修資金融資に基づく資金貸付

2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付【社会福祉課】

社会福祉課は、八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付の詳細については、資料編参照のこと。

資料 1.4 八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 2.58 災害弔慰金の支給

資料 2.59 災害障害見舞金の支給

資料 2.60 災害援護資金の貸付

2.4 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】

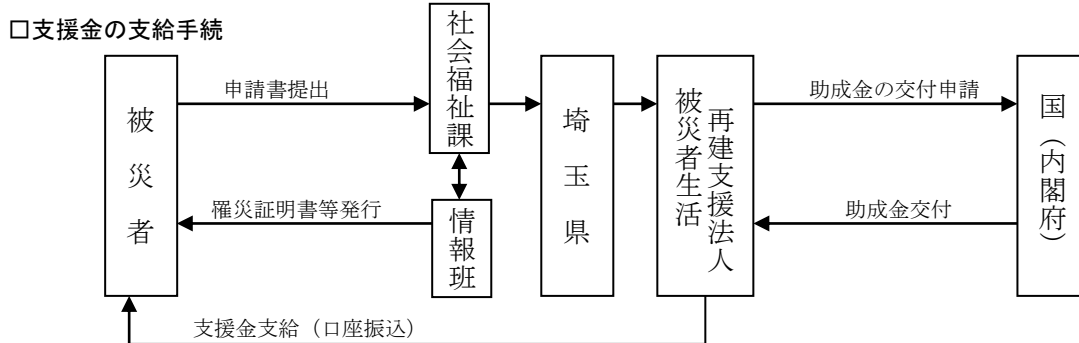
1 被災者生活再建支援制度の概要

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により、自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。社会福祉課は、市民からの申請手続に関する相談に応じる。

資料 2.61 被災者生活再建支援制度の概要

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。



2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【社会福祉課】

1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一の災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

そのため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設した（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

制度創設後も全国的に局地的な災害が相次ぎ、平成 29 年台風 21 号では県内においても現行制度で救済できない被災者が多数いた。そこで県と県内全市町村で検討し、半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が拡充された（令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。また、令和 2 年 12 月に支援法が改正され、半壊のうち、中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられた。支援法と同様の支援を行う制度趣旨から中規模半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が見直された（令和 3 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。

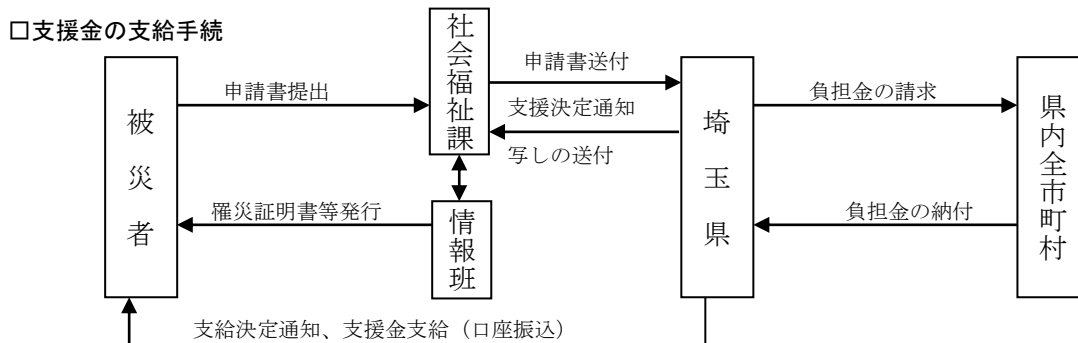
(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

資料 1.45 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。



2.5 税等の徴収猶予及び減免【納税課、国保年金課】

災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

1 市税の納税緩和措置

(1) 納期の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者等の申請により、市長は納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を納入することができないと認められるとき、市長は、その者の申請により1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

① 市民税

被災した納税義務者等本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

② 固定資産税

災害又は天候の不順により、著しく価額を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について、被災の程度に応じ、市長が必要と認めるものについては減免を行う。

③ 国民健康保険税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。

2 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情があるときは、申請に基づき、国保年金課が内容を審査の上、日本年金機構理事長に免除申請者を通達する。

3 保育料の減免

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減免する。

4 介護保険法による措置

要介護認定更新の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたとき、当該被保険者は、その理由の止んだ日から1か月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。

2.6 生活保護【社会福祉課】

被災者の恒久的生活確保のため県及び社会福祉課は、生活保護法にもとづく保護の要件に適合している被災者に対して、その実状を調査のうえ、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)草加支店】

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は、日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は、日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2.8 義援金、義援物資の受入・配分【総務班、財政班、広報班、物資班、要配慮者支援班、統括班、会計課】

一般から拠出された義援金、義援物資で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。

1 義援金の受付

(1) 受付窓口の開設

要配慮者支援班は、義援金の受付窓口を開設し、会計課は銀行等に災害対策本部名義の義援金の受付口座を開設し、窓口及び振込による義援金を受け付ける。

2 受付・募集

(1) 義援金の受付

① 受付

義援金の受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

② 受領書の発行

要配慮者支援班は、受領した義援金についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

資料 第11号様式 義援金品

③ 災害対策本部への報告

要配慮者支援班の班長は、義援金の受付状況について、本部員を通じて災害対策本部に報告する。

(2) 義援物資の受付

① 受付

義援物資は、開設した物資集積拠点で受け付ける。

- ② 物資の管理
物資集積拠点内で管理する。

(3) 義援金、義援物資の募集

被災者に対する義援金、義援物資の募集を必要とする場合、広報班は、要配慮者支援班からの情報をもとに、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。

3 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の保管

- ① 要配慮者支援班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、義援金の受付口座に預金保管する。

(2) 義援金の配分

- ① 統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。要配慮者支援班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- ② 広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページに掲載し、義援金の配分について広報する。
- ③ 要配慮者支援班の班長は、被災者への配分状況について、統括班に報告する。

2.9 罹災証明書の発行【被害認定調査班】

1 証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の種類の被害とする。

□証明事項

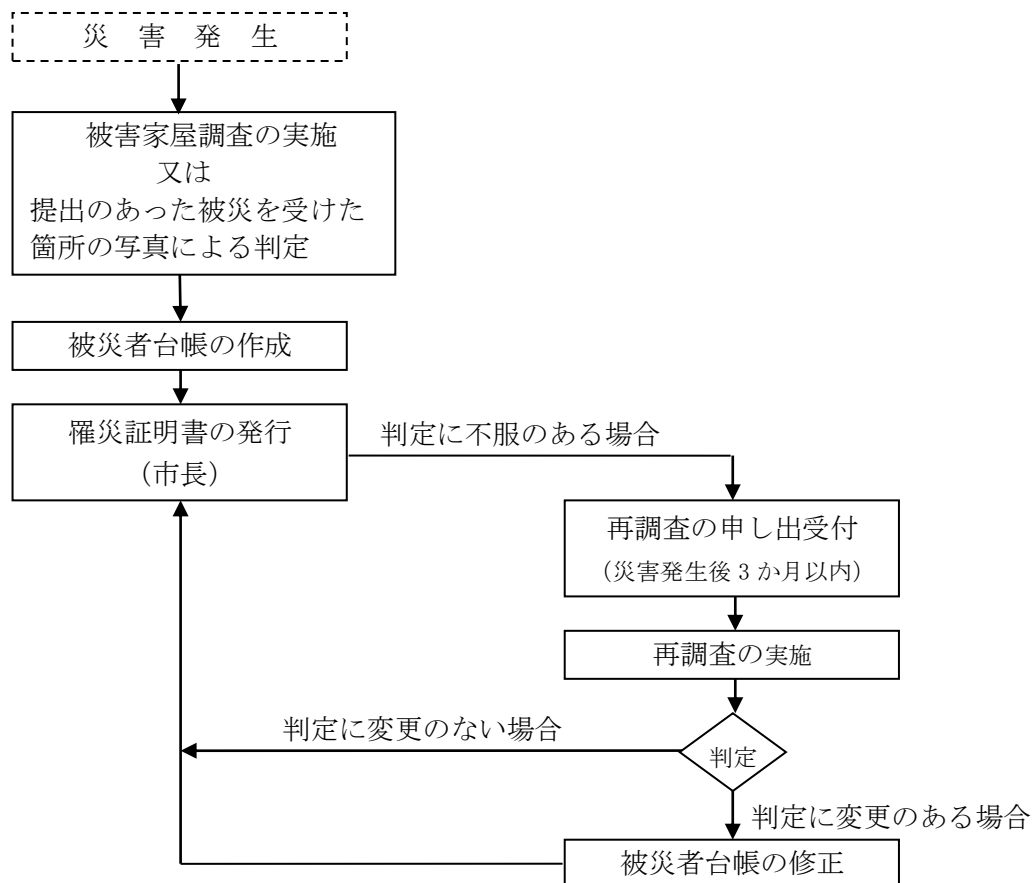
被害の種類	証明事項
人的被害	①死亡 ②行方不明 ③負傷
物的被害	①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊）

災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】参考

2 罹災証明書発行の流れ

罹災証明書の発行の流れは、次のとおりである。

なお、統括班は、住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真撮影することについて普及啓発に努めるものとする。



3 被害調査の実施

市域に係る災害が発生し、被災者から申請があった場合、被害認定調査班は、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査する。

4 被災者台帳の作成

被害認定調査班は、被害調査の結果、住民基本台帳データ、家屋データ等を集積した「被災者台帳」を作成し、罹災証明書を発行するための基本台帳とする。なお、被災者台帳に記載する事項は、次のとおりとし、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用についても検討を行うものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5 罹災証明書の発行

「被災者台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施するため、遅滞なく、罹災証明書を発行する。

市長は、罹災証明書の発行を円滑に行うため、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。

資料 第12号様式 罹災証明書

□発行場所

候補地	所在地	連絡先
八潮メセナ展示室	中央 1-10-1	048-998-2500
八潮メセナ・アネックス	大瀬 1-1-1	048-997-3777

2.10 遺体の埋・火葬【医療対策班】

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療対策班が実施する。

1 埋・火葬の実施

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療対策班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療対策班が応急的に埋・火葬を実施する。

資料 2.41 火葬場の応援要領

(2) 他の市区町村に漂着した遺体

遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が

県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。

(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺(付属品を含む)
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨壺又は骨箱

(5) 埋・火葬に伴う留意点

焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

2.11 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

第3 農業、中小企業関係者等への支援

災害により被害を受けた農業者又は団体、中小企業等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

3.1 被災農業関係者への融資等【都市農業課】

県は、災害により被害を受けた農業者又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法等に基づき融資する。

また、農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。

都市農業課は、これを被災農業関係者へ周知する。

なお、被災農業関係者への融資等の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.65 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

資料 2.66 日本政策金融公庫の貸付条件

資料 2.67 株式会社日本政策金融公庫・農林漁業セーフティネット資金

資料 2.68 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

資料 2.69 農業災害の補償等

3.2 被災中小企業への融資【商工観光課】

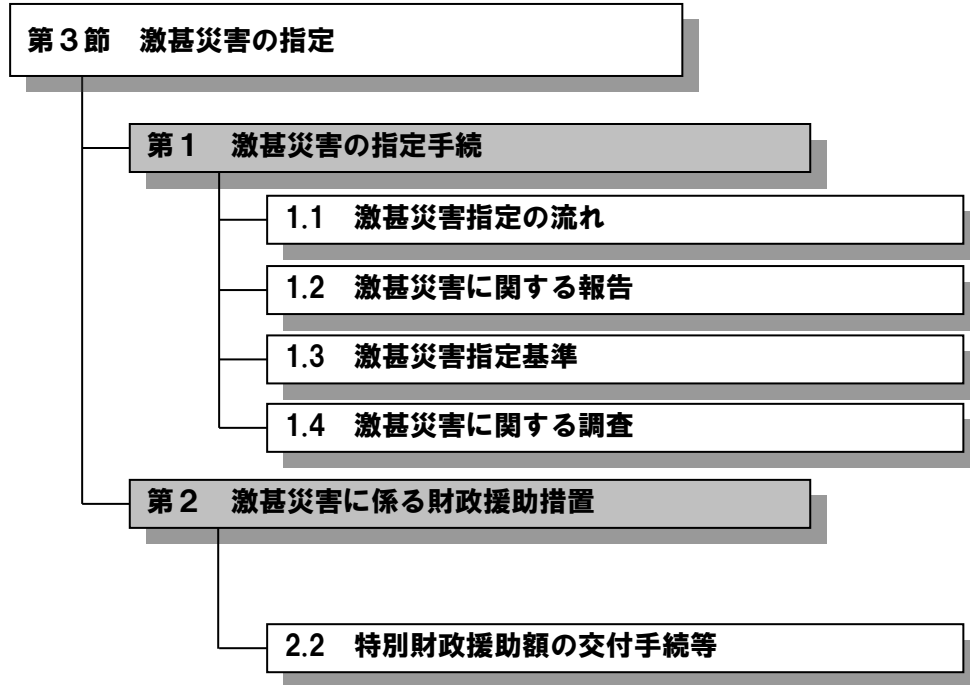
県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関の融資並びに埼玉県信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資を迅速かつ円滑に行う。

商工観光課は、中小企業の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握するとともに、国、県及び政府系金融機関等が行う金融との特別措置について周知する。

なお、被災中小企業への融資の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.70 経営安定資金(災害復旧資金)

第3節 激甚災害の指定



第1 激甚災害の指定手続

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

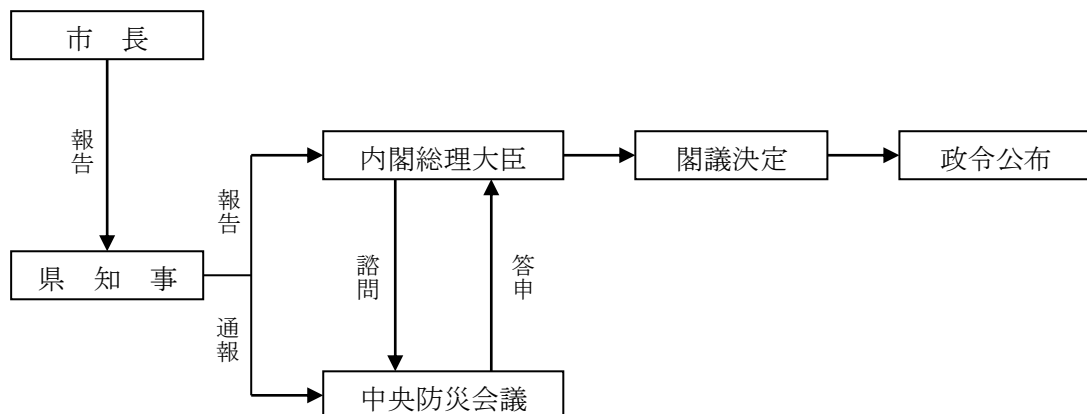
大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急・復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けるための手続を速やかに行う。

1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】

統括班は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、県を通じて内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

□激甚災害指定の流れ



1.2 激甚災害に関する報告【統括班】

1 知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告する。

2 報告事項

被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

1.3 激甚災害指定基準【統括班】

1 激甚災害指定基準

中央防災会議で決定された基準であり、国が特別の財政援助を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

なお、激甚災害指定基準については、資料編参照のこと。

資料 2.71 激甚災害指定基準

2 局地激甚災害指定基準

中央防災会議で決定された基準であり、災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するための基準である。

なお、局地激甚災害指定基準については、資料編参照のこと。

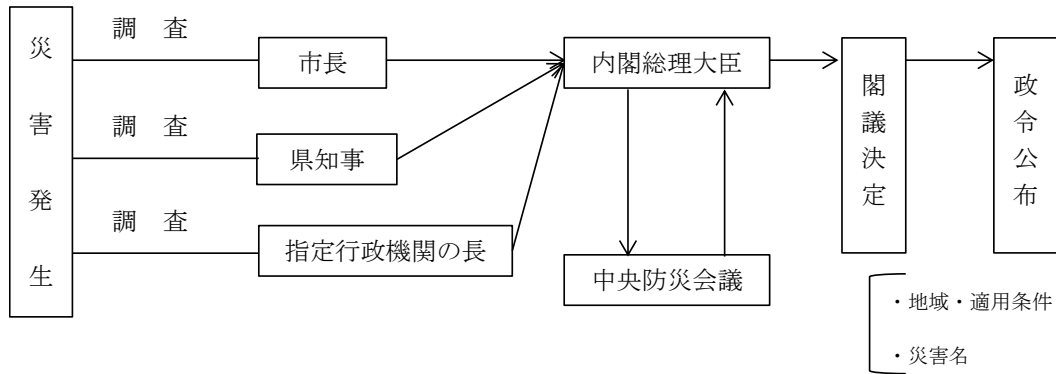
資料 2.72 局地激甚災害指定基準

1.4 激甚災害に関する調査【統括班】

県は市の被害状況を検討のうえ、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。統括班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 激甚災害に係る財政援助措置

市は、激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



2.1 財政援助措置の対象【財政班】

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) たん水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

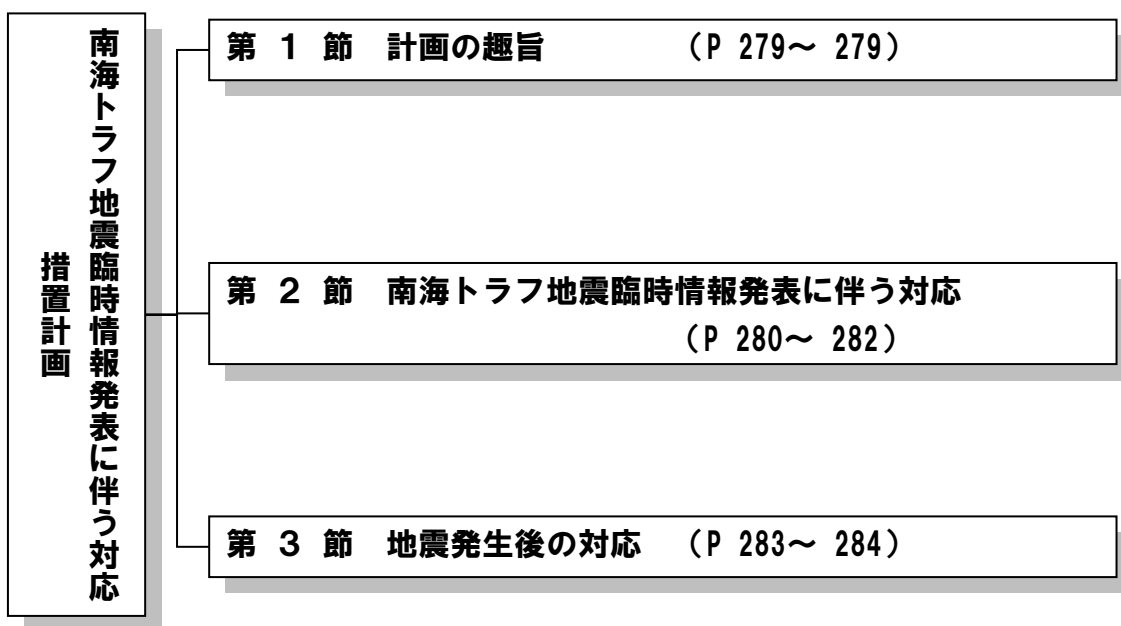
- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (11) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

2.2 特別財政援助額の交付手続等【財政班】

激甚災害の指定を受けたとき、財政班は、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、国に提出する。

第5部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画の構成



第1節 計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

【参考】

「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

本市を含む埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。

これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

資料2. 75「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

□「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

出典：気象庁ホームページ

また、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

□「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：気象庁ホームページ

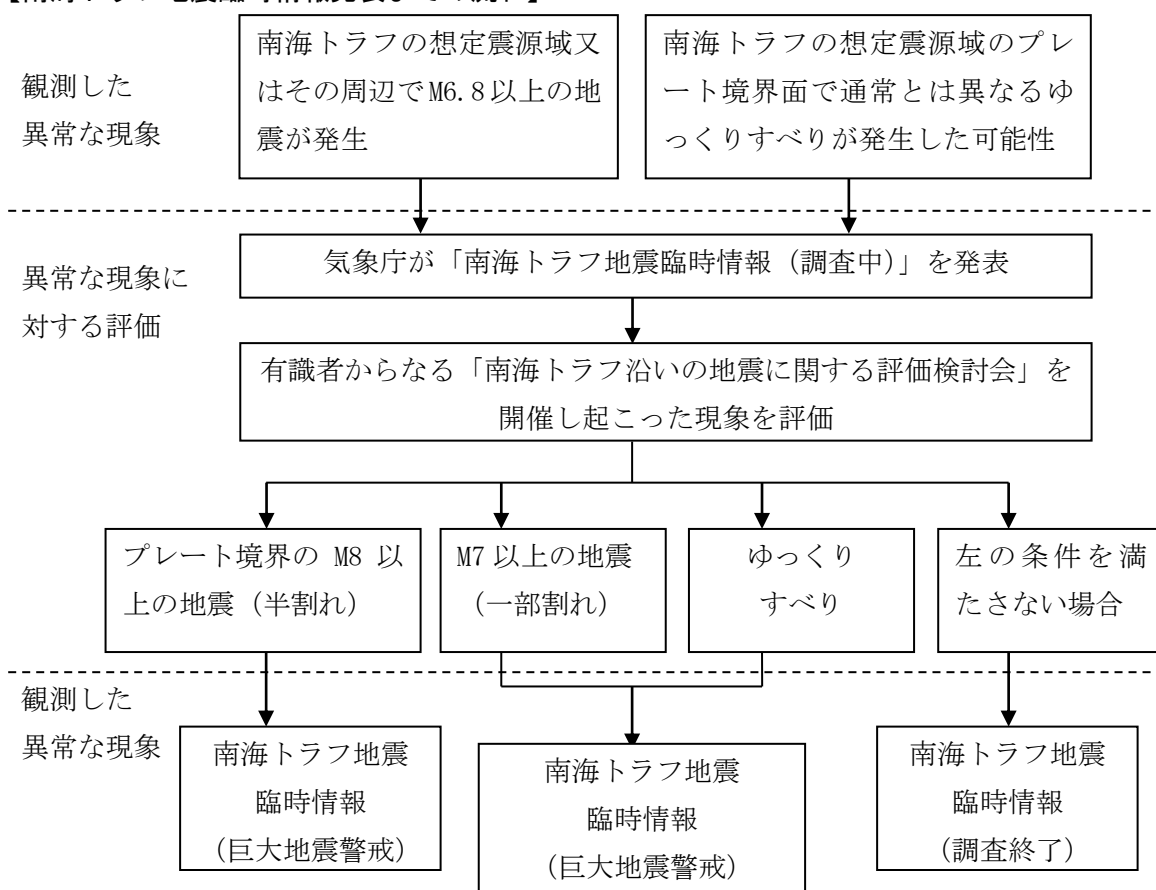
「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合の市の対応について、以下に示す。

1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局、市町村及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部及び防災関係機関に伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



1.2 市民、企業等への呼びかけ

市は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

□各ケース、気象庁発表情報、警戒及び注意をする期間

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

□市民へ呼びかける防災対応の内容

- ① 日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- ② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

□企業等へ呼びかける防災対応の内容

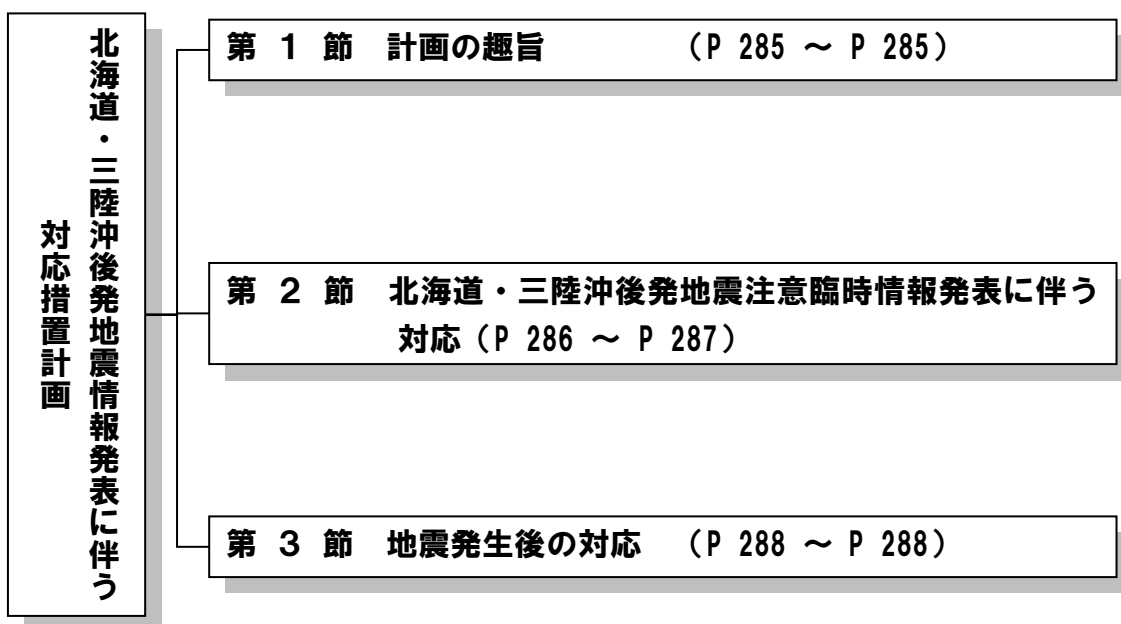
- ① 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防災対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第3節 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は、第3部 震災応急対策計画に基づき災害対応を行うものとする。

第6部 北海道・三陸沖後発地震に伴う対応措置計画

北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置計画の構成

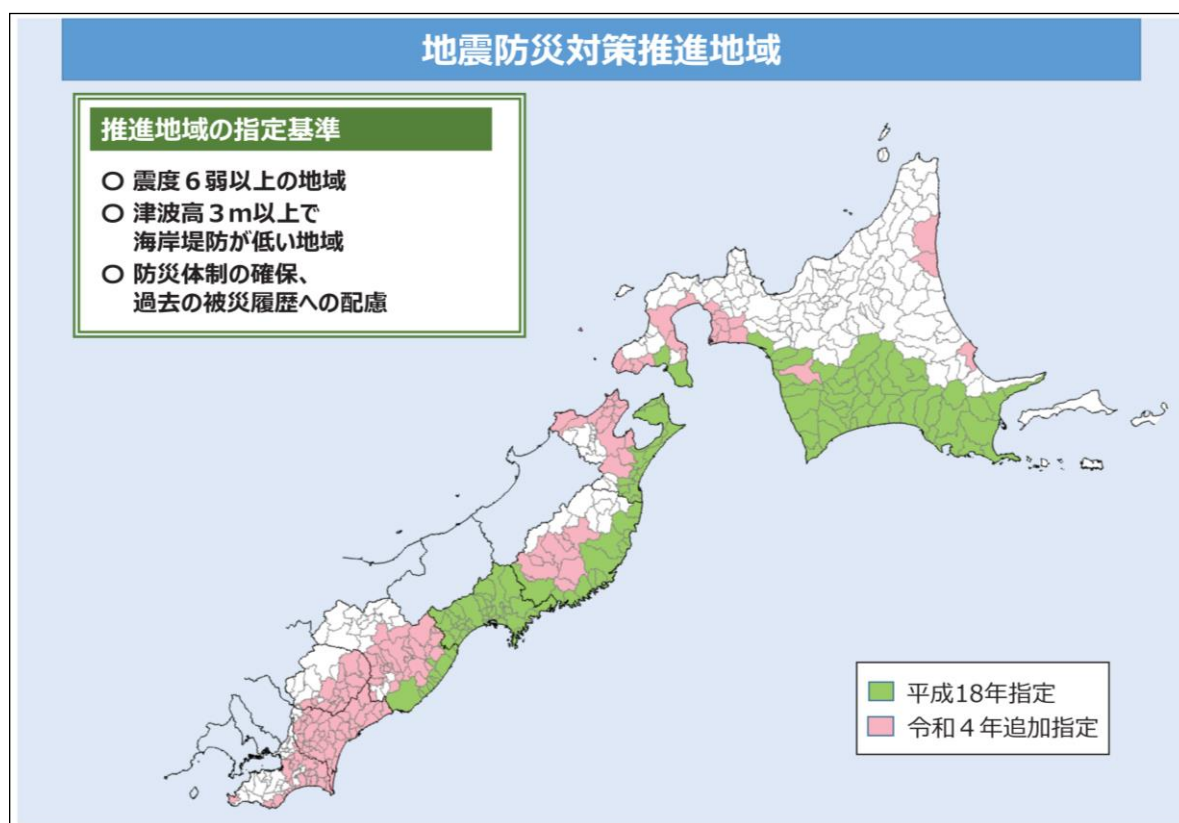


第1節 計画の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。市域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。



※内閣府 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（資料）より

第2節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応

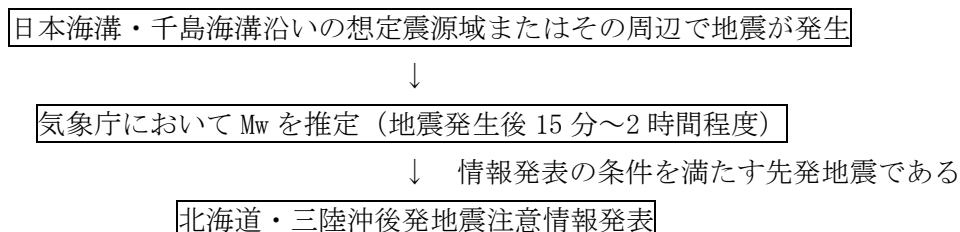
気象庁及び内閣府は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地域が発生した場合に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。

1.1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の関係機関への伝達

県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部及び防災関係機関に伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



1.2 市民、企業等への呼びかけ

□市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

□市民へ呼びかける防災対応の内容

- ① 日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- ② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

□企業等へ呼びかける防災対応の内容

- ① 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
- (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防災対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第3節 地震発生後の対応

市は、異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合、市は、第3部 震災応急対策計画に基づき災害対応を行うものとする。

八潮市地域防災計画

【震災対策編】

令和6年2月

作成 八潮市防災会議

事務局 八潮市生活安全部危機管理防災課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央 1-2-1

電話 048-996-2111（代表）